会計情報

Accounting, Tax & Consulting

四半期決算の会計処理に関する 留意事項

業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企業における監査受 嘱上の課題に関する研究資料」(公開草案)の概要(第1回)

(IFRS S1号及びIFRS S2号)の概要 る税務上の留意事項

IFRSサステナビリティ開示基準 令和5年度第2四半期決算におけ







Contents

四半期決算の会計処理に関する留意事項 会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計 処理に関する研究報告一気候変動の課題解決に 13 向けた新たな取引への対応-(公開草案)の概要 会計・監査 -(第2回) 公認会計士 豐岳 光晴 業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企業にお 21 ける監査受嘱上の課題に関する研究資料」(公開 草案)の概要(第1回) 公認会計士 髙山 朋也 IFRSサステナビリティ開示基準(IFRS S1号及び 25 IFRS S2号)の概要 公認会計士 小林 永明 iGAAP in Focus 財務報告 IFRS -IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能で 32 ない場合に為替レートをどのように決定するかを 明確にするためにIAS第21号を修正する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス 令和5年度第2四半期決算における税務上の留意 35 事項 税務 デロイトトーマツ税理士法人 税理士 名和 寛之 税理士 栁田 孝穂 国の会計と関連制度(5回目) 54 ~財政投融資の概要(その1)~ 公認会計士 長村 彌角 68 会計基準等開発動向

Contents

四半期決算の会計処理に関する留意事項 会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計 処理に関する研究報告一気候変動の課題解決に 13 向けた新たな取引への対応-(公開草案)の概要 会計・監査 -(第2回) 公認会計士 豐岳 光晴 業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企業にお 21 ける監査受嘱上の課題に関する研究資料」(公開 草案)の概要(第1回) 公認会計士 髙山 朋也 IFRSサステナビリティ開示基準(IFRS S1号及び 25 IFRS S2号)の概要 公認会計士 小林 永明 iGAAP in Focus 財務報告 IFRS -IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能で 32 ない場合に為替レートをどのように決定するかを 明確にするためにIAS第21号を修正する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス 令和5年度第2四半期決算における税務上の留意 35 事項 税務 デロイトトーマツ税理士法人 税理士 名和 寛之 税理士 栁田 孝穂 国の会計と関連制度(5回目) 54 ~財政投融資の概要(その1)~ 公認会計士 長村 彌角 68 会計基準等開発動向

四半期決算の会計処理に関する留意事項

カ だ ゆめと 和田 夢斗 公認会計士

本稿では、2024年3月期の第2四半期決算(2023年4 月1日から2023年9月30日まで)の会計処理に関する I がある。また、2024年3月期から早期適用可能な新 主な留意事項について解説を行う。

2024年3月期に適用される新会計基準等には、下記 会計基準には下記Ⅱがある。

【目次】

【2024年3月期に適用される会計基準等】

実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」

【2024年3月期に早期適用が可能な会計基準等】

Ⅱ 改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等

なお、次号の本誌(2023年11月号(Vol.567))に 各種規定の整備が行われた。 おいて四半期報告書の開示について解説を行う予定であ

実務対応報告第43号「電子記録 移転有価証券表示権利等の発行及び 保有の会計処理及び開示に関する取 扱い」

企業会計基準委員会(以下「ASBI」という。)は、 2022年8月26日に、実務対応報告第43号「電子記録移 転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開 示に関する取扱い」(以下「実務対応報告第43号」とい う。)を公表した。

1 公表の経緯・目的

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う 金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法 律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)に より、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO (Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な 記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行 為の総称である。) は金融商品取引法の規制対象とされ、

こうした状況を踏まえ、ASBIは、金融商品取引業等 に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)に おける電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等 に係る会計上の取扱いについて検討を行い、実務対応報 告第43号を公表した。

2 範囲及び用語の定義

実務対応報告第43号は、株式会社が金商業等府令第1 条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表 示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示 を対象とする(実務対応報告第43号2項)。

ここで、「電子記録移転有価証券表示権利等」とは、 金商業等府令第1条第4項第17号に規定される権利をい い、金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券 とみなされるもの(以下「みなし有価証券」という。) のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができ る財産的価値に表示される場合に該当するものをいう (実務対応報告第43号3項(1))。

金融商品取引法における有価証券と、実務対応報告第 43号の対象となる電子記録移転有価証券表示権利等の 関係の概要は【図表1】を参照されたい。

【図表1 金融商品取引法第2条と実務対応報告第43号の適用対象となる「電子記録移転有価証券表示権利等」の関係】

金融商品取引法第2条		
第1項各号に掲げる 有価証券		国債証券、社債券、 株券等
	有価証券表示 権利	第1項各号に表示されるべき権利であって、有価証券が発行されていないもの
第2項に基 づくみなし 有価証券	特定電子記録	電子記録債権のうち、有価 証券とみなすことが必要と 認められるものとして政令 で定めるもの
	第2項各号に 掲げる権利	信託受益権、合同会社等の 社員権、集団投資スキーム 持分等

「電子記録移転有価証券表示権利等」(金融商品取引法第2 条第2項に規定されるみなし有価証券のうちトークン化*1 されたもの)

<u> </u>	•			等府令第1条 項第17号
	金融商品	品取引法 第3項	第2項に 基づく みなし	電子記録移転有価証券表示権利等
 	第2項各 号に掲げ る権利	電子記録 移転権利 *2	有価証券	TETTO

- *1 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に 表示されるもの
- *2 第2項各号に掲げる権利がトークン化されたものであっても、流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの(適用除外電子 記録移転権利)は含まれない

(結論の背景)

株式会社以外の信託、持分会社、民法上の任意組 合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合及び 有限責任事業組合(以下合わせて「会社に準ずる事 業体等」という。)による電子記録移転有価証券表 示権利等の発行及び保有の会計処理については、電 子記録移転有価証券表示権利等と従来のみなし有価 証券(電子記録移転有価証券表示権利等に該当しな いみなし有価証券を指す。以下同じ。)の権利の内 容は同一であると考えられることから、会社に準ず る事業体等による電子記録移転有価証券表示権利等 の発行及び保有の会計処理を検討するにあたって は、会社に準ずる事業体等が従来のみなし有価証券 を発行又は保有する場合の会計処理を参考にするこ とが考えられるが、会社に準ずる事業体等の会計処 理は、関係法令又は実務によっており、会計基準 上、必ずしも明らかではない(実務対応報告第43 号25項)。

そのため、会社に準ずる事業体等による電子記録 移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理 を定める場合、会社に準ずる事業体等における従来 のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理を明ら かにする必要があると考えられるが、その場合、電 子記録移転有価証券表示権利等の会計処理を取り扱 うとする本プロジェクトの範囲を超えて基準開発が 行われることとなる。したがって、可能な限り早期 に実務対応報告第43号を公表し利害関係者のニー ズに資するという便益を優先し、実務対応報告第 43号においては株式会社による発行及び保有の会 計処理のみを検討の対象とすることとしたとされて いる (実務対応報告第43号26項)。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後 どのように取引が発展していくかは現時点では予測 することが困難であるため、次の論点については 2022年3月15日に公表された「資金決済法上の暗 号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に 該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処 理に関する論点の整理」の中で関係者から意見を募 集し、そこでの要望に基づき別途の対応を図ること の要否を検討することとされていた。

- (1)会社に準ずる事業体等における発行及び保有の 会計処理
- (2)株式又は計債を雷子記録移転有価証券表示権利 等として発行する場合に財又はサービスの提供 を受ける権利が付与されるときの会計処理
- (3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等 の発行の会計処理
- (4)組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当 する場合の保有の会計処理

検討の結果、(4)の論点については現時点でその 取引量が少なく市場性の有無が不明確であること、 それ以外の論点に関しても、電子記録移転有価証券 表示権利等に関する取引が今後どのように発展して いくかを予測することが現時点では依然として困難 であると考えられたため、早期に会計基準を開発す ることを優先する観点から、これらの論点について は実務対応報告第43号では取り扱わないこととさ れた(実務対応報告第43号23項)。

3 会計処理

(1) 会計処理の基本的な考え方

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法において、金融商品取引法第2条第2項に規定されるみなし有価証券のうち、当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものに限るとされており、金商業等府令では、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされている。

電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、その発行及び保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券と同様

であり、電子記録移転有価証券表示権利等は従来のみなし有価証券と権利の内容は同一と考えられるため、実務対応報告第43号では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券を発行及び保有する場合の会計処理と同様に取り扱うとされている(実務対応報告第43号27項)。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の 会計処理

電子記録移転有価証券表示権利等を発行する場合、 【図表2】のとおり、その発行に伴う払込金額を負債、 株主資本又は新株予約権として会計処理を行う(実務対 応報告第43号4項)。

【図表2 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理】

払込金額が負債に区分される 場合(実務対応報告第43号5 項)

金融負債として、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)7項の定めに従って発生の認識を行い、その金額は金融商品会計基準26項、又は36項、38項(1)及び企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)の定めに従う。

払込金額が株主資本又は新株 予約権に区分される場合(実 務対応報告第43号6項)

その内訳項目は企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (以下「純資産会計基準」という。) 5項及び6項の定めに従い、その金額は、会社法第 445条及び第446条の規定、又は金融商品会計基準36項、38項(2)及び複合金融商品適 用指針の定めに従う。

(注) 有価証券を発行した場合、払込金額が負債となるのか株主資本となるのかについての明確な会計基準は存在せず、有価証券の法的形式等を勘案して、実務上の対応が行われていると考えられる。したがって、電子記録移転有価証券表示権利等を発行した場合の払込金額の区分についても、特段の定めを置かないこととしたとされている。この場合、現行の実務を参考にすることが考えられる(実務対応報告第43号30項)。

(結論の背景)

ここで、一部の信託受益権(金融商品取引法第2 条第2項第1号及び第2号に該当するもの)について は、金融商品取引法上の有価証券に該当するもの の、金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計 制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実 務指針」(以下「金融商品実務指針」という。また、 金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて 「金融商品会計基準等」という。)上、有価証券とし て取り扱われない場合がある。そのため、電子記録 移転有価証券表示権利等に該当するこれらの一部の 信託受益権について、受託者による信託の会計処理 が問題となるが、実務対応報告第43号では株式会 社による会計処理のみを定めることとしたため、金 融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記 録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り 扱っていない (実務対応報告第43号29項)。

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の 会計処理

金融商品取引法上の有価証券について、金融商品会計 基準等上、有価証券として取り扱われるものと有価証券 として取り扱われないものがある(金融商品実務指針8 項及び58項)。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有においては、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない信託受益権のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものを株式会社が保有する場合も想定される。そのため、上述の発行の場合とは異なり、実務対応報告第43号において、電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定められている(実務対応報告第43号7項及び32項)。

① 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合

実務対応報告第43号では、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理について【図表3】のとおり会計処理することが定められている。

【図表3 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の保有の会計処理】

発生及び消滅の認識(実務対 応報告第43号8項)

金融商品会計基準7項から9項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。 ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点か ら電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合、契 約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電 子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。

貸借対照表価額の算定及び評 価差額に係る会計処理(実務 対応報告第43号9項)

金融商品会計基準15項から22項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。

約定日に相当する時点等の考え方については、以下の ように定められている。

約定日に相当す る時点

電子記録移転有価証券表示権利等の売 買契約を締結した時点を金融商品実務 指針における約定日に相当する時点と する。なお、約定日が明確である場合 には、当該約定日が売買契約を締結し た時点に該当すると考えられる(実務 対応報告第43号38項)。

受渡日に相当す る時点

電子記録移転有価証券表示権利等が移 転した時点を金融商品実務指針におけ る受渡日に相当する時点とする。な お、電子記録移転有価証券表示権利等 が移転した時点は、個々の権利ごとの 根拠法に基づき判断することが考えら れるが、受渡日が明確である場合に は、当該受渡日を電子記録移転有価証 券表示権利等が移転した時点として取 り扱うことが考えられる(実務対応報 告第43号39項)。

約定日に相当す る時点から受渡 日に相当する時 点までの期間

約定日に相当する時点から受渡日に相 当する時点までの期間が短期間かどう かは、我が国の上場株式における受渡 しに係る通常の期間と概ね同期間かそ れより短い期間であるかどうかに基づ いて判断することが考えられる(実務 対応報告第43号42項)。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等に該当する金融 商品会計基準等上の有価証券を保有する場合の会計 処理は、従来のみなし有価証券を保有する場合と同 様とすることが考えられるため、発生及び消滅の認 識についても、金融商品会計基準等の定めに従うこ とが考えられる。

しかしながら、電子記録移転有価証券表示権利等 の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえる と、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約に おいても金融商品実務指針22項における約定日基 準の定めに従うこととする場合、約定日及び受渡日 が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、 実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則 又は慣行に従った通常の期間であるかどうかの判断 が困難である可能性がある。そのため、電子記録移 転有価証券表示権利等の売買契約において、約定日 に相当する時点、受渡日に相当する時点及び約定日 に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期 間について検討の上、実務対応報告第43号におい て、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約に おける発生及び消滅の認識について別途の定めを置 くこととしたとされている(実務対応報告第43号 37項)。

② 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記 録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理は、金融商

品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理 に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第23号」 という。) の定めに従って行う(実務対応報告第43号 10項)。

ただし、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しな い電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実 務指針及び実務対応報告第23号の定めに基づき、結果 的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこと とされているものについての発生の認識(信託設定時を 除く。)及び消滅の認識は、金融商品実務指針及び実務 対応報告第23号の定めにかかわらず、実務対応報告第 43号8項の定め(金融商品会計基準等上の有価証券に該 当する場合の定め)に従って行う(実務対応報告第43 号10項)。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅 の認識については、従来の有価証券の売買契約とは 異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生 じ得ると考えられることなどから、金融商品会計基 準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券 表示権利等について、従来の有価証券の定めとは異 なる定め(実務対応報告第43号8項の定め)が置か れている。

そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該 当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、 金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定め に基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に 準じて取り扱うこととされているものについての発 生の認識(信託設定時を除く。)及び消滅の認識は、 実務対応報告第43号8項の定め (金融商品会計基準 等上の有価証券に該当する場合の定め)に従うこと としたとされている(実務対応報告第43号46項)。

4 開示

電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する 場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子 記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求めら れる表示方法及び注記事項と同様とされている(実務対 応報告第43号11項及び12項)。

5 適用時期

実務対応報告第43号は、2023年4月1日以後開始す る事業年度の期首から適用する。ただし、実務対応報告 第43号の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計 期間から適用することができる(実務対応報告第43号 13項)。

改正企業会計基準第27号「法人 税、住民税及び事業税等に関す る会計基準」等

ASB|は2022年10月28日に、次の会計基準及び企業 会計基準適用指針(以下「本会計基準等」という。)の 改正基準を公表した。

- 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業 税等に関する会計基準」(以下「改正法人税等会計 基準」という。)
- 企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する 会計基準」(以下「改正包括利益会計基準」とい う。)
- 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係 る会計基準の適用指針」(以下「改正税効果適用指 針」という。)

1 公表の経緯・目的

ASBIから2018年2月に企業会計基準第28号「『税効 果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会 計基準第28号等」という。)が公表され、日本公認会計 士協会(IICPA)における税効果会計に関する実務指針 のASBIへの移管が完了したが、その審議の過程で、次 の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後 に改めて検討を行うこととされていた。

(1)税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課 て見直しが行われている(改正法人税等会計基準25-2

税)

(2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等 (子会社株式又は関連会社株式) の売却に係る税効

この2つの論点について審議が行われ、2022年10月 に本会計基準等が公表されている。

2 税金費用の計上区分(その他の包括利 益に対する課税)に関する改正

(1) 対象となる取引

その他の包括利益に計上された取引又は事象(以下 「取引等」という。)が、課税所得計算上の益金又は損金 に算入され、法人税、住民税及び事業税等が課される場 合がある。例えば、次のような場合である(改正企業会 計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する 会計基準」等の公表にあたって(以下「公表にあたっ て」という。)。

- ① グループ通算制度(従来の連結納税制度を含 む。)の開始時又は加入時に、会計上、評価・ 換算差額等又はその他の包括利益累計額が計上 されている資産又は負債に対して、税務上、時 価評価が行われ、課税所得計算に含まれる場合
- ② 非適格組織再編成において、会計上、評価・換 算差額等又はその他の包括利益累計額が計上さ れている資産又は負債に対して、税務上、時価 評価が行われ、課税所得計算に含まれる場合
- ③ 投資をしている在外子会社の持分に対してヘッ ジ会計を適用している場合などにおいて、税務 上は当該ヘッジ会計が認められず、課税される 場合
- ④ 退職給付について確定給付制度を採用してお り、連結財務諸表上、未認識数理計算上の差異 等をその他の包括利益累計額として計上してい る場合において、確定給付企業年金に係る規約 に基づいて支出した掛金等の額が、税務上、支 出の時点で損金の額に算入される場合

改正前の法人税等会計基準では、当事業年度の所得等 に対する法人税、住民税及び事業税等は、法令に従い算 定した額を損益に計上することとされていた。そのた め、上記の取引等についてはその他の包括利益に計上さ れる一方で、これらに対して課される法人税、住民税及 び事業税等は損益に計上されることとなり、税引前当期 純利益と税金費用の対応関係が図られていないのではな いかとの意見が聞かれた。

そこで、このようなその他の包括利益に対して課され る法人税、住民税及び事業税等のほか、株主資本に対し て課される法人税、住民税及び事業税等も含めて、所得 に対する法人税、住民税及び事業税等の計上区分につい 項)。

なお、株主資本に対して課税される場合については、 従来から税効果適用指針等において取扱いが示されてい る。当該取扱いについては、次の場合を除き、本会計基 準等の改正による会計処理への影響はない(次の場合の 改正による会計処理への影響については、本稿2(4)③ 参照)(「公表にあたって」の「本会計基準等の改正によ り影響を受けることが想定される企業」)。

子会社に対する投資の追加取得や子会社の時価発 行増資等に伴い生じた親会社の持分変動による差額 に係る連結財務諸表固有の一時差異について、資本 剰余金を相手勘定として繰延税金資産又は繰延税金 負債を計上しており、その後、当該子会社に対する 投資を売却した場合

また、株主資本に対して課税される場合について、従 来から税効果適用指針等で示されている取扱いとして は、例えば次のようなものがある(改正法人税等会計基 準29-4項)。

- ① 子会社等が保有する親会社株式等を企業集団外 部の第三者に売却した場合の連結財務諸表にお ける法人税等に関する取扱い(企業会計基準適 用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少 等に関する会計基準の適用指針」16項)
- ② 子会社等が保有する親会社株式等を当該親会社 等に売却した場合の連結財務諸表における法人 税等に関する取扱い(税効果適用指針40項)
- ③ 子会社に対する投資の一部売却後も親会社と子 会社の支配関係が継続している場合における親 会社の持分変動による差額に対応する法人税等 相当額についての売却時の取扱い(税効果適用 指針28項)

(2) 会計処理の原則的な考え方

改正法人税等会計基準においては、法人税等の計上区 分についての原則として、当事業年度の所得に対する法 人税、住民税及び事業税等を、その発生源泉となる取引 等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益(又 は評価・換算差額等)に区分して計上することとされて いる(改正法人税等会計基準5項、5-2項及び8-2項)。

(結論の背景)

所得に対する法人税、住民税及び事業税等の計上 区分に関して、次の2つの考え方について検討が行 われた(改正法人税等会計基準29-2項)。

(1) 当該法人税、住民税及び事業税等を、その発 生源泉となる取引等の処理と整合させ、所得 を課税標準とする税金については、損益、株 主資本及びその他の包括利益の各区分に計上 する考え方

(2)法人税、住民税及び事業税等の支払は、税金 の発生源泉となる取引等の処理にかかわら ず、課税当局(国又は地方公共団体)への納 付であるため、当該法人税、住民税及び事業 税等は損益に計上する考え方

上記(1)の考え方を採用した場合、税引前当期純 利益と所得に対する法人税、住民税及び事業税等の 間の税負担の対応関係が図られ、税引前当期純利益 と税金費用から算定される税負担率を基礎として将 来の当期純利益を予測することが可能となるため、 将来の業績予測に資する情報が提供され得ると考え られる。また、当事業年度の所得に対する法人税、 住民税及び事業税等の計上区分が、税効果会計にお ける税効果額の計上区分と整合することとなるとと もに、国際的な会計基準における処理との整合性を 図ることができると考えられる。

そのため、改正法人税等会計基準では、当事業年 度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、 損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計 上することとされた(改正法人税等会計基準29-3 項)。

ただし、損益に計上されない当事業年度の所得に対す る法人税、住民税及び事業税等の金額に重要性が乏しい 場合には、当該法人税、住民税及び事業税等を当期の損 益に計上できる(改正法人税等会計基準5-3項(1))。

(結論の背景)

当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事 業税等を、損益、株主資本及びその他の包括利益に 区分して計上する取扱いを一律に求める場合、コス トが便益に見合わないこともあるとの意見が聞かれ た。これを踏まえて、損益に計上されない当事業年 度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の金 額に重要性が乏しい場合には、当該法人税、住民税 及び事業税等を当期の損益に計上することができる こととされた(改正法人税等会計基準29-5項)。

(3) 複数の区分に関連することにより、株主資 本又はその他の包括利益に計上する金額を 算定することが困難な場合の取扱い

課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資 本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資 本又はその他の包括利益に対して課された法人税、住民 税及び事業税等の金額を算定することが困難である場合 には、当該税額を損益に計上できる(改正法人税等会計 基準5-3項(2))。

なお、当該例外的な定めを選択するか否かは、企業会 計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準」第4項(1)に定める「会計 方針」の選択に該当すると考えられる(改正法人税等会 計基準29-7項)。

この例外的な定めに該当する取引として、本会計基準 等の開発時点においては、退職給付に関する取引が想定 されている(改正法人税等会計基準29-7項)。

(結論の背景)

退職給付に関して、例えば、確定給付制度を採用 している場合の掛金等の額は確定給付企業年金制度 等に基づいて計算されているが、当該計算と会計上 の退職給付計算は、その方法や基礎が異なることか ら、掛金等の額を数理計算上の差異等と紐づけるこ とは困難であり、掛金等の額に数理計算上の差異等 に対応する部分が含まれるか否かは一概には決定で きず、また、そのような金額の算定は困難であると 考えられる。

また、仮に、何らかの仮定に基づいて金額の算定 を行うこととした場合、そのような仮定に基づいて 会計処理された情報の有用性は限定的であると考え

そこで、退職給付に関しては、当事業年度の所得 に対する法人税、住民税及び事業税等を、損益、株 主資本及びその他の包括利益に区分して計上する取 扱いに対する例外を定めることとして検討が行われ た(改正法人税等会計基準29-6項)。

当該例外を定めるにあたり、退職給付に関する論 点以外に、同様の論点が生じる状況は限定的である と考えられるが、今後、株主資本やその他の包括利 益を用いた会計処理を定めた場合や、税法が改正さ れた場合に、同様に株主資本又はその他の包括利益 に対して課税されている部分を算定することが困難 な状況が生じる可能性がある。

そのため、例外的な定めとして、課税の対象とな った取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他 の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はそ の他の包括利益に対して課された法人税、住民税及 び事業税等の金額を算定することが困難である場合 には、当該税額を損益に計上することができること とされた(改正法人税等会計基準29-7項)。

(4) その他の会計処理

① 株主資本及びその他の包括利益に計上する金額の算 定に関する取扱い

本稿2(2)に記載した税金費用の計上区分についての 原則において、各区分に計上する金額をどのように算定 するかに関して、次のような取り扱いが定められている (改正法人税等会計基準5-4項)。

株主資本又はその他の包括利益の区分に計上する法 人税、住民税及び事業税等は、課税の対象となった取 引等について、株主資本、評価・換算差額等又はその 他の包括利益に計上した金額に、課税の対象となる企 業の対象期間における法定実効税率を乗じて算定する

ただし、課税所得が生じていないことなどから法令 <u>に従い算定した額が</u>ゼロとなる場合に、株主資本又は その他の包括利益の区分に計上する法人税、住民税及 び事業税等についてもゼロとするなど、他の合理的な 計算方法により算定することができる

(結論の背景)

当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事 業税等を、損益、株主資本及びその他の包括利益に 区分して計上する取扱いに関して、各区分に計上す る金額をどのように算定するかが論点となる。

この点、従来からの子会社に対する投資の一部売 却に関する税効果の取扱い(改正前の税効果適用指 針28項、118項)は、税務上の繰越欠損金がある 場合など複雑な計算を伴う場合があることから、実 務に配慮しつつ、個々の状況に応じて適切な判断が なされることを意図したものであると考えられる。 子会社に対する投資の一部売却以外の株主資本又は その他の包括利益に対して課税される場合について も、同様に実務上の配慮が必要になると考えられる ことなどから、当事業年度の所得に対する法人税、 住民税及び事業税等を、株主資本又はその他の包括 利益に区分して計上する場合についても同様に取り 扱うこととされた(改正法人税等会計基準29-8項)。

② その他の包括利益の組替調整(リサイクリング)に 関する取扱い

これまでの我が国のリサイクリングに関する会計基準 の基本的な考え方を踏まえ、その他の包括利益累計額に 計上された法人税、住民税及び事業税等については、当 該法人税、住民税及び事業税等が課される原因となる取 引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を 損益に計上する(改正法人税等会計基準5-5項、29-9 項)。

なお、税法の改正に伴い法人税、住民税及び事業税等 の税率が変更される場合において、税率の変更に係る差 額をリサイクリングする処理は採用せず、過年度に計上 された資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等 を損益に計上した時点のみにおいて、リサイクリングす ることとされている(改正法人税等会計基準29-10項)。

(結論の背景)

これまで我が国においては、当期純利益の総合的 な業績指標としての有用性の観点から、その他の包 括利益に計上された項目については、当期純利益に リサイクリングすることを会計基準に係る基本的な 考え方としていることを踏まえ、当該法人税、住民 税及び事業税等が課される原因となる取引等が損益 に計上された時点で、対応する税額についてもリサ イクリングを行い、損益に計上することとされた

③ 子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変 動による差額に対する法人税等及び税効果についての 取扱い

改正前の税効果適用指針30項では、子会社に対する 投資の追加取得や子会社の時価発行増資等に伴い生じた 親会社の持分変動による差額に係る連結財務諸表固有の 一時差異について、資本剰余金を相手勘定として繰延税 金資産又は繰延税金負債を計上していた場合、子会社に 対する投資の売却時に当該親会社の持分変動による差額 に係る一時差異が解消することにより繰延税金資産又は 繰延税金負債を取り崩すときは、対応する額を法人税等 調整額に計上することとされていた(改正税効果適用指 針123項)。また、改正前の税効果適用指針31項では、 子会社に対する投資の追加取得や子会社の時価発行増資 等に伴い生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余 金としている場合で、かつ、当該子会社に対する投資の 売却の意思決定とその売却の時期が同一の事業年度とな ったことなどにより、売却直前に繰延税金資産又は繰延 税金負債を計上していなかった場合、当該子会社に対す る投資を売却した時に、当該資本剰余金に対応する法人 税等調整額に相当する額について、法人税、住民税及び 事業税などその内容を示す科目を相手勘定として資本剰 余金から控除するとされていた(改正税効果適用指針 124項)。

この点、改正税効果適用指針30項においては、親会 社の持分変動による差額に係る連結財務諸表固有の一時 差異について、資本剰余金を相手勘定として繰延税金資 産又は繰延税金負債を計上していた場合で、当該子会社 に対する投資を売却し、一時差異が解消した際の繰延税 金資産又は繰延税金負債の取崩しについては、資本剰余 金を相手勘定として取り崩すこととされている(改正税 効果適用指針9項(3)、30項、123-2項)。また、改正税 効果適用指針31項においては、親会社の持分変動によ る差額を資本剰余金としている場合、当該子会社に対す る投資を売却した時に、繰延税金資産又は繰延税金負債 を計上していたか否かにかかわらず、親会社の持分変動 による差額に対応する法人税等相当額について、法人 税、住民税及び事業税などその内容を示す科目を相手勘 定として資本剰余金から控除することとされている(改 正税効果適用指針31項及び124項)。

(結論の背景)

改正法人税等会計基準では、企業の純資産に対す る持分所有者との直接的な取引のうち、損益に反映 されないものに対して課される当事業年度の所得に 対する法人税、住民税及び事業税等について、純資 産の部の株主資本の区分に計上することとしたが、 これに伴って、親会社の持分変動による差額に係る 連結財務諸表固有の一時差異についての税効果の会 計処理(改正前の税効果適用指針30項の会計処理) を見直すか否かが論点となった。

当該会計処理は、法人税、住民税及び事業税等を 原則として損益に計上することとしていたことを前 提として定められたものと考えられる。しかしなが ら、上記のような法人税、住民税及び事業税等につ いて、純資産の部の株主資本の区分に計上すること を定めたことにより、当該会計処理を求める必要性 は乏しくなったものと考えられる。

そのため、改正税効果適用指針では、上記の場合 における繰延税金資産又は繰延税金負債の取崩し は、資本剰余金を相手勘定として行うこととされた (改正税効果適用指針123-2項)。

また、親会社の持分変動による差額が生じている 場合に子会社に対する投資を売却した時の法人税等 についての取扱い(改正前の税効果適用指針31項 の会計処理) についても、改正法人税等会計基準で は、持分変動による差額に対する法人税、住民税及 び事業税等を、純資産の部の株主資本の区分に計上 することとしたことから、改正税効果適用指針で は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していた か否かにかかわらず、親会社の持分変動による差額 に対応する法人税等相当額について、法人税、住民 税及び事業税などその内容を示す科目を相手勘定と して資本剰余金から控除することとした(改正税効 果適用指針124項)。

(5) その他の包括利益の開示に関する取扱い

改正前の包括利益会計基準では、包括利益計算書にお けるその他の包括利益の内訳項目は税効果を控除した後 の金額で表示するとともに、内訳項目別の税効果の金額 を注記することとされていた。この点、改正包括利益会 計基準においては、その他の包括利益の開示に関する取 扱いとして、その他の包括利益の内訳項目から控除する 「税効果の金額」及び注記する「税効果の金額」につい て、「その他の包括利益に関する、法人税その他利益に 関連する金額を課税標準とする税金及び税効果の金額」 に改正されている(改正包括利益会計基準8項)。

なお、公開草案においては、「税効果の金額」を「税 金費用の金額」とすることが提案されていたが、その他 の包括利益に関する法人税等及び税効果に対して、「税 金費用」という用語を使用した場合、「税金費用」の用 語が意味する範囲を広げることとなり、国際財務報告基 準(IFRS)における「税金費用」の範囲と異なること になるのではないかとの意見が聞かれた(第486回企業 会計基準委員会(2022年9月6日開催)審議事項(3)-2-1-2)。そこで、本会計基準等では「税金費用」という 用語は用いないこととされ、上記の取扱いに変更されて いる。

(結論の背景)

改正法人税等会計基準において、法人税等を、損 益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上 することとされたことから、税効果のみならず、法 人税等についてもその他の包括利益に計上すること となる。

ここで、法人税等についても、その他の包括利益 に関する税金に係る項目である点は税効果と同様で あることから、改正包括利益会計基準においては、 法人税等を含むその他の包括利益に関する法人税等 及び税効果全体について、その他の包括利益の内訳 項目から控除するとともに、注記の対象とすること とされた(改正包括利益会計基準30-2項)。

3 グループ法人税制が適用される場合の 子会社株式等の売却に係る税効果に関 する改正

(1) 対象となる取引及び改正の経緯

連結会社間において、グループ法人税制1が適用され る場合、子会社株式及び関連会社株式(以下「子会社株 式等」という。)を売却した場合、当該売却に伴い生じ た売却損益について、税務上の要件を満たせば課税所得 計算において繰り延べることとされている(法人税法第 61条の11)。

具体的には、完全支配関係2がある内国法人間で、譲 渡損益調整資産3を譲渡した場合、課税所得計算上、当 該資産の譲渡に係る譲渡損益(売却損益)を繰り延べ、 譲受法人において、当該資産の再譲渡等の一定の事由4 が生じたときに、譲渡損益(売却損益)を益金の額又は 損金の額に算入することとされている⁵。

例えば、【図表4】のように、ある親会社の100%子会 社(S1社)が、その子会社株式(SS株式)を保有し、 当該SS株式を連結グループ内の他の100%子会社(S2 社) に売却する場合において、売却した事業年度にS1 社で生じた売却損益が、税務上の要件を満たす場合、課 税所得計算において当該売却損益を繰り延べることとな る。このように、完全支配関係にある国内会社間におけ る資産の移転に伴い、売却損益の繰延べに係る税務上の 調整資産又は負債が生じると、将来減算一時差異又は将 来加算一時差異が生じ、これに係る繰延税金資産又は繰 延負債の計上の要否を税効果適用指針に従って検討する 必要がある。

本会計基準等では、このような取引が生じた場合の会 計処理の定めが改正されている。

【図表4 100%子会社間で、子会社株式を売却する場合】



改正前の税効果適用指針では、当該子会社株式等を売 却した企業の個別財務諸表において、当該売却損益に係 る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計 上されているときは、連結決算手続上、当該一時差異に 係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこ ととされていた(改正前の税効果実務指針39項)。

しかしながら、税引前当期純利益と税金費用を合理的 に対応させることが税効果会計の目的とされている中 で、改正前の税効果適用指針での取扱いは、連結決算手 続上、消去される取引に対して税金費用を計上するもの であり、税引前当期純利益と税金費用が必ずしも適切に 対応していないとの意見が聞かれた(改正税効果適用指 針143-2項)。こうした意見を踏まえ、検討を行い、当 該取扱いを見直す改正が行われている。

(2) 会計処理の見直し

① 連結財務諸表における取扱い

改正税効果適用指針では、連結会社間における子会社 株式等の売却に伴い生じた売却損益について、税務上の

¹ グループ法人税制とは、平成22年度税制改正において創設された制度で、完全支配関係のある法人グループに適用される ものであり、単体課税を行っている法人にも、グループ通算制度(従来の連結納税制度)を選択している法人にも適用さ れる。

^{2 「}完全支配関係」とは一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係又 は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいうと定義され(法人税法第2条第12項の7の6)、100% 持株関係をいう。

^{3 「}譲渡損益調整資産」とは、固定資産、棚卸資産たる土地(土地の上に存する権利を含む。)、有価証券(売買目的有価証 券等を除く。)、金銭債権及び繰延資産で、その資産の譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上のものをいう(法人税法第61 条の11及び法人税法施行令第122条の12)。

^{4 「}一定の事由」とは、譲渡損益調整資産の譲渡、償却、評価替え、貸倒れ、除却等のほか、譲渡法人が譲受法人と完全支 配関係を有しないこととなった場合も含まれる(法人税法第61条の11及び法人税法施行令第122条の12)。

⁵ ただし、グループ通算制度が適用されている場合、完全支配関係のある内国法人間の譲渡損益の繰延べのうち、通算子法 人株式の譲渡損益については繰り延べないこととされている(法人税法第61条の2第17項)。

要件を満たし課税所得計算において当該売却損益を繰り 延べる場合(法人税法第61条の11)、当該売却に係る 連結財務諸表上の税引前当期純利益と税金費用との対応 関係の改善を図る観点から、連結財務諸表において、次 の処理を行うこととされている。

- 子会社株式等を売却した企業の個別財務諸表に おいて、売却損益に係る一時差異に対して繰延税 金資産又は繰延税金負債が計上されているとき は、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税 金資産又は繰延税金負債を取り崩す(改正税効果 適用指針39項、143-2項)。
- 購入側の企業による当該子会社株式等の再売却 等、法人税法第61条の11に規定されている、課 税所得計算上、繰り延べられた損益を計上するこ ととなる事由についての意思決定がなされた時点 において、当該取崩額を戻し入れる(改正税効果 適用指針39項、143-2項)。
- また、子会社に対する投資に係る連結財務諸表 固有の一時差異について、予測可能な将来の期間 に子会社株式の売却(税務上の要件を満たし課税 所得計算において売却損益を繰り延べる場合)を 行う意思決定又は実施計画が存在しても、当該一 時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を計 上しない(改正税効果適用指針22項、23項、 105-2項、106-2項)。

なお、公開草案に寄せられた意見には、当該売却損益 に係る一時差異は、子会社に対する投資に係る一時差異 とその解消事由が類似していることから、両者の性質に ついての整理を求めるものがあり、改めて検討が行われ た (第486回企業会計基準委員会 (2022年9月6日開催) 審議事項(3)-2-2-1)。

当該検討の結果、売却損益に係る一時差異と、子会社 に対する投資に係る一時差異には、次のような相違があ ることから、改正税効果適用指針において「当該売却損 益に係る一時差異が投資に係る一時差異とは性格が異な るものである」点が明確化されている(改正税効果適用 指針143-2項)。

- 売却損益に係る一時差異は、譲渡法人が当該譲渡 資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しな くなったときにも解消するなど、子会社に対する投 資に係る一時差異と完全に解消事由が一致するわけ ではない。
- 子会社に対する投資に係る一時差異は、完全支配 関係にある内国子会社の清算時の配当や清算損な ど、その解消時に益金又は損金に算入されない場合 がある一方、売却損益に係る一時差異は、解消事由 が生じた場合には必ず益金又は損金に算入されるこ とから、実現される蓋然性が高いと考えられる。

(結論の背景)

連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生 じた売却損益を税務上繰り延べる場合の取扱いにつ いては、当該売却損益に係る一時差異が投資に係る 一時差異とは性格が異なるものであるため、連結財 務諸表上においても、個別財務諸表上において認識 された繰延税金資産又は繰延税金負債が計上される ことになるところ、当該売却に係る連結財務諸表上 の税引前当期純利益と税金費用との対応関係の改善 を図る観点から、連結決算手続上、売却損益を消去 するとともに、当該売却損益に係る一時差異に対す る繰延税金資産又は繰延税金負債についても取り崩 すように見直しを行うこととされた(改正税効果適 用指針143-2項)。

② 個別財務諸表における取扱い

連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた 売却損益について、税務上の要件を満たし課税所得計算 において当該売却損益を繰り延べる場合(法人税法第 61条の11)、当該子会社株式等を売却した企業の個別 財務諸表における処理については、次の理由から、税効 果適用指針17項の取扱い(当該売却損益に係る一時差 異について、税効果適用指針8項及び9項に従って繰延 税金資産又は繰延税金負債を計上する。)を見直さない こととされた(改正税効果適用指針143-2項)。

- 当該子会社株式等の売却により将来加算一時差異 が生じているにもかかわらず繰延税金負債を計上し ない取扱いは、一部の場合を除き、一律に繰延税金 負債を計上する税効果適用指針の取扱いに対する例 外的な取扱いとなるため、その適用範囲は限定する ことが考えられる。
- 個別財務諸表においては、連結財務諸表とは異な り、売却損益が消去されないことから、税金費用を 計上しないこととした場合には税引前当期純利益と 税金費用との対応関係が図られないこととなると考 えられる。

4 適用時期及び経過措置

(1)適用時期等

本会計基準等により、法人税等の計上区分(その他の 包括利益に関する課税)については、その他の包括利益 に対して課税される場合の会計処理などが変更になるこ とから、一定の周知期間又は準備期間が必要となる一方 で、早期適用への一定のニーズがあると考えられるた め、適用時期は次のように定められている(改正法人税 等会計基準20-2項及び42項並びに改正税効果適用指針 65-2項(1)及び162項)。

- 2024年4月1日以後開始する事業年度の期首か ら適用する。
- 2023年4月1日以後開始する事業年度の期首か ら適用できる。

また、改正適用指針の適用によりこれまでの会計処理 と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計 方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方 針を過去の期間のすべてに遡及適用する(改正法人税等 会計基準20-3項及び43項並びに改正税効果適用指針 65-2項(2)及び163項)。

(2) 経過措置

① 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課 稅)

税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課 税)に関する改正(子会社に対する投資を売却した時の 親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効 果の改正を含む)については、経過的な取扱いとして、 会計方針の変更による累積的影響額を適用初年度の期首 の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本 剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額 のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計 方針を適用することができる(改正法人税等会計基準 20-3項ただし書き及び43項並びに改正税効果適用指針 65-2項(2)ただし書き及び163項(1))。

(結論の背景)

経過的な取扱いを定めるにあたり、例えば、過年 度にその他の包括利益に対して課税され、その後、 当期までの期間にその他の包括利益のリサイクリン グが行われていない場合、会計方針の変更によっ て、その他の包括利益に対して課された税額をその 他の包括利益累計額とする必要があることから、過 年度に生じた取引等についての会計方針の変更によ る累積的影響が生じる。このような場合において、 仮に当該累積的影響額を当期の財務諸表に反映しな いこととした場合、将来のリサイクリングを行う期 間において、リサイクリング部分についての法人 税、住民税及び事業税等の額が損益に計上されない ことから、当該期間における税引前当期純利益と税 金費用の対応関係が図られないこととなる。

そのため、過年度に生じた取引等についての累積 的影響額を当期の財務諸表に反映させることが考え られるが、これは、新たな会計方針を過去の期間に 遡及適用しない場合でも、当該累積的影響額を当期 の財務諸表の期首時点の純資産の部に反映すること によって達成されると考えられる。

また、このような累積的影響額については、原則 として、過年度において課税されたその他の包括利 益の金額に、当該年度の法定実効税率を乗じて算定 することになるが、このような情報は、過去の実績 値であり、また、重要性が乏しい場合には、損益に 計上することができることとしていることから、情 報の入手が可能な場合は多いと考えられる(改正法 人税等会計基準43項)。

② グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等 の売却に係る税効果

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の 売却に係る税効果については、特段の経過的な取扱いは 定められていない(改正税効果適用指針163項(2))。

(結論の背景)

連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生 じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸 表における取扱いの見直しに関連する改正は、適用 される取引について、売却元企業の税務申告書にお いて譲渡損益調整勘定等として記載されているた め、遡及適用が必要となる過去の期間における対象 取引の把握は可能であると考えられる。また、その 会計処理については、購入側の企業における再売却 等についての意思の有無により判断することになる が、この点についても、過去の連結財務諸表におけ る子会社等に対する投資に係る一時差異への税効果 会計の適用において、当該意思について一定の判断 がなされていたと考えられる。したがって、過去の 期間への遡及適用が困難となる可能性は低いと考え られることから、改正税効果適用指針の適用におい ては、特段の経過的な取扱いを定めないこととされ た(改正税効果適用指針163項(2))。

以上

会計制度委員会研究報告「環境価値取引 の会計処理に関する研究報告ー気候変動 の課題解決に向けた新たな取引への対応 - 」(公開草案)の概要(第2回)

ほうがく 公認会計士 豐岳 光晴

1. はじめに

日本公認会計士協会(会計制度委員会)は、2023年 6月26日に、会計制度委員会研究報告「環境価値取引の 会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向け た新たな取引への対応 -」(公開草案)(以下、「本公開 草案」という。)を公表した。

本稿では、本公開草案の概要を2回に分けて紹介する。

第1回	・我が国の会計基準における排出量取引の取扱い ・クレジットを用いた近年の環境価値取引
第2回	・非化石証書を用いた環境価値取引 ・研究内容を踏まえた提言

本公開草案は、5つのパートから構成されている。

「 | . はじめに | では、検討の経緯として種々の環境 て紹介した。 関連取引が近年行われていることを挙げており、本公開 草案の検討の対象として環境価値を直接取引対象とする 環境関連取引に限定していることが記載されている。

「川、我が国の会計基準における排出量取引の取扱い」 では、排出量取引に関する会計処理の会計基準における 取扱いとして実務対応報告第15号「排出量取引の会計 処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告第 15号」という。)の概要を紹介したうえで、どのような 取引が実務対応報告第15号の適用対象となるのかの判 断ポイントについて考察が行われている。

「Ⅲ. クレジットを用いた近年の環境価値取引」では、 |-クレジット制度、二国間クレジット制度、ボランタリ ークレジット制度の概要等が紹介されている。また、環 に2023年6月現在の非化石証書の種類と取引概要を【図 境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引 表1】のとおりまとめている。

の例として、カーボンニュートラルガスを取り上げ、検 討が行われている。

「Ⅳ.非化石証書を用いた環境価値取引」では、非化 石証書の制度の概要を紹介したうえで、非化石証書を用 いた取引としてコーポレートPPA (Power Purchase Agreement (電力購入契約)) に関する会計上の論点 について分析が行われている。

「V.全体のまとめ」では、これまでの検討を踏まえ、 非化石証書の会計処理、バーチャルPPAの会計処理につ いての提言が行われている。

第1回では、上記のうち「Ⅰ. はじめに」、「Ⅱ. 我が 国の会計基準における排出量取引の取扱い」及び「Ⅲ. クレジットを用いた近年の環境価値取引」の内容につい

第2回の本稿では、「IV. 非化石証書を用いた環境価 値取引」、及び、「V. 全体のまとめ」について紹介す る。

2. 非化石証書を用いた環境価値取引

(1) 非化石証書

非化石証書とは発電時にCO₂を排出しない電気が持つ 「環境価値」を、電気自体の価値とは切り離して証書化 したものであり、2018年5月より非化石価値取引市場 において取引が開始されている。

本公開草案では、資源エネルギー庁公表の資料を参考

【図表1】非化石証書の種類と取引概要

	FIT非化石証書(再工ネ指定)	非FIT非化石証書(再エネ指定)	非FIT非化石証書(指定なし)
対象電源	FIT電源 (太陽光、風力、小水力、バイオ マス、地熱等)	非FIT再工ネ電源 (大型水力、卒FIT等)	非FIT非化石電源 (原子力等)
取引市場	再工ネ価値取引市場	高度化法義務達成市場(非FIT再 エネ指定証書)	高度化法義務達成市場(非FIT再 エネ指定なし証書)

証書売手	電力広域的運営推進機関 (OCCTO)	発電事業者	発電事業者
証書買手	小売電気事業者 仲介事業者 需要家	小売電気事業者	小売電気事業者
最低価格	0.3円/kWh ¹	0.6円/kWh	0.6円/kWh
最高価格	4円/kWh	1.3円/kWh	1.3円/kWh
価格決定方式	マルチプライスオークション	シングルプライスオークション	シングルプライスオークション

(「非化石価値取引について一再エネ価値取引市場を中心に一」資源エネルギー庁2023年2月9日²7ページ及び8ページの内容を元に作成)

本公開草案で示された非化石証書と京都メカニズムに は【図表2】のとおりである。 おけるクレジットの特徴を踏まえた類似性に関する検討

【図表2】京都メカニズムにおけるクレジットの特徴に照らした類似性の検討(非化石証書)

(1)京都議定書における国際 的な約束を各締約国が履行す るために用いられる数値であ ること	非化石証書は、環境価値の一種である非化石価値を証書化したものであり、電気量の単位であるキロワットアワー(kwh)単位で取引され、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。 一方、カーボン・オフセット等の取組には直接活用できないという点において、NDC(国が決定する貢献、Nationally Determined Contributions)達成に活用できる制度かどうかが明らかではない。
(2)国別登録簿においてのみ存在すること	非化石証書は、日本卸電力取引所(JEPX)の口座で管理されるが、現在のところ証書の 調達総量の管理用とされており、償却口座の開設については今後の検討対象となってい る。 ただし、非化石証書の有効期限はおよそ1年に過ぎないことなどから、各年度の証書の調 達総量に対する現在の所有者が管理できていれば十分であるとの見方もある。
(3)所有権の対象となる有体 物ではなく、法定された無体 財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではなく、また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
(4)取得及び売却した場合に は有償で取引され、財産的価 値を有していること	需要家として取得した非化石証書については、自ら使用する電気と併せて環境価値を活用することは可能であるが、証書自体を他者へ売却することはできない。 一方、小売電気事業者は、再エネ電力メニューの提供により非化石証書の環境価値を需要家に引き渡すことが可能であり、仲介事業者はFIT非化石証書について小売電気事業者及び需要家に転売することが可能である。非化石証書は、その取得者の属性(需要家、小売電気事業者、仲介事業者)及び証書の種類(FIT非化石証書又は非FIT非化石証書)によって財産的価値を有しているのかどうかの判断に差が生じる可能性があると考えられる。

石証書は京都メカニズムにおけるクレジットとは異なるの適用範囲ではないと判断される場合の会計処理につい ものと考えられるとしており、現時点で非化石証書を京 ても考察が行われており、その概要は【図表3】のとお 都メカニズムにおけるクレジットと類似しているものとりである。 して取り扱い、実務対応報告第15号の適用対象である なお、非化石証書については、京都メカニズムにおけ と判断することは難しいと考えられるとされている。

似性の判断基準が示されていないため、実務上、適用可ついての検討が必要になるとの考えが示されている。 否の判断についてばらつきが生じている可能性があると の課題が示されている。

本公開草案では、上記(1)及び(4)の検討から、非化 本公開草案では、非化石証書が実務対応報告第15号

るクレジットと異なり償却が口座管理されていないこと しかしながら、実務対応報告第15号においては、類から、仮に資産計上を行った場合、費用化処理の時点に

なお、2023年度の第1回オークション(8月実施)より、FIT非化石証書の最低価格が0.3円から0.4円に変更されてい

https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/01_ANRE_230209_RE-Users.pdf

【図表3】非化石証書の会計処理の検討

(1) 非化石証書を第三者へ売 却することが可能である場合	非化石証書は第三者への売却に基づく財産的価値を有していると考えられることから、取得者が営業目的を達成するために非化石証書を所有し、かつ売却する予定である場合には、棚卸資産に該当する可能性がある。また、取得者が自社使用を見込む場合であっても、第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有している点に着目すると、実務対応報告第15号の排出クレジットの会計処理を斟酌して「無形固定資産」又は「投資その他の資産」として資産計上を認める余地があるものと考えられる。
(2)非化石証書の環境価値を 自社の財又はサービスの提供 のために用いる場合	非化石証書の取得者が、非化石証書の価値を自社の財又はサービスに付加して販売することができるという観点から、非化石証書が棚卸資産に該当する可能性があると考えられる。
(3) 非化石証書を自社の温対法での報告等で利用するのみである場合	非化石証書の取得者が、非化石証書を第三者へ売却することができず、また、非化石証書の環境価値を自社の財又はサービスの提供のために用いることが明確に検討されていない場合には、非化石証書が財産的価値を有していると説明することは難しいと考えられる。このような場合、非化石証書を資産計上することができない可能性がある。
(4) その他の会計上の資産と しての取扱いの可能性	①無形固定資産 非化石証書は環境価値を証書化したものであり、無形の価値を有するものと考えると、無 形固定資産として会計処理することも検討対象になるとの考えが示されている。 非化石証書の取得者にとって、非化石証書は第三者への売却が可能であるものの、将来の 自社使用を見込んで取得している場合には、実務対応報告第15号を斟酌して無形固定資 産として会計処理することも考えられるとの考えが示されている。 ②前払費用 非化石証書の価値を活用するためには電気そのものの使用が不可欠であることから、非化 石証書の取得は、電気の価値の一部に対する前払いであると考えることにより、前払費用 に該当するのではないかという考えが示されている。 ただし、前払費用は、「一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提 供されていない役務に対し支払われた対価」(企業会計原則注解(注5))であるとする定 義を踏まえると、前払費用として取り扱うためには、非化石証書の取得に対する支払いに ついて、「いまだ提供されていない役務」をどのように考えるべきかの検討がさらに必要 になるとの考えが示されている。

(2) コーポレートPPA

の電力を長期間にわたり購入する契約をコーポレート 会計基準」(以下、「リース会計基準」という。)及び企 PPA (Power Purchase Agreement) という。

検討を行っている。具体的には、需要家の敷地内に発電に照らした検討が行われている。 場所を設置するオンサイトPPAと、需要家が電力を利用 する拠点から離れた場所に発電場所を建設するオフサイ 業者と需要家の間で電力の取引を伴うフィジカルPPAと 電力取引を伴わないバーチャルPPAに分けている。

① オンサイトPPA

屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置し、構内ネッ トワークを通じて需要家に電力を供給する仕組みであ

本公開草案では、典型的な取引として需要家の敷地内 の建物の屋根などに太陽光発電設備を設置するケースを 前提に、オンサイトPPAにおける需要家側の会計上の論 点について考察が行われている。

オンサイトPPAは需要家の敷地内に太陽光発電設備を 設置するものの、設備の法的所有権を需要家が有してい ない点で、リースにより自家消費型太陽光発電を導入す

る取引と類似していると考えられ、具体的な契約条件を 需要家が発電事業者との間で再生可能エネルギー由来 踏まえて、企業会計基準第13号「リース取引に関する 業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計 本公開草案では、コーポレートPPAを形態別に分けて 基準の適用指針」(以下、「リース適用指針」という。)

リース会計基準第4項では、「「リース取引」とは、特 トPPAに分け、さらにオフサイトPPAについては発電事 定の物件の所有者たる貸手(レッサー)が、当該物件の 借手(レッシー)に対し、合意された期間(以下、「リ ース期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利 を与え、借手は、合意された使用料(以下、「リース料」 という。)を貸手に支払う取引をいう。」とされており、 オンサイトPPAは、需要家の敷地内の遊休地や建物の 本公開草案ではオンサイトPPA取引がリース取引の定義 を満たすかどうかについて、【図表4】のとおり検討が 行われている。

【図表4】オンサイトPPAがリースに該当するかの検討

(1)合意された期間、合意された使用料	いずれもあると考えられる。
(2)特定の物件	需要家の敷地内に設置される太陽光発電設備が契約書上で明示されているなど、要件を満たすことが多いと考えられる。
(3) 借手(需要家)が使用収益 する権利を有しているかどうか	実務上の判断を要すると考えられるが、現行のリース会計基準等では、どのような点に着 目して使用収益する権利の有無を判断するのかは示されておらず、当該判断についてばら つきが生じる可能性もあると考えられる。

前述の検討の結果、オンサイトPPAがリース取引の定 義を満たさない場合には、契約内容に照らして、支払っ た金額を発生時に費用(電力料)として処理することが 考えられるとされている。

一方、オンサイトPPAがリース取引の定義を満たした 場合、リース適用指針第89項及び第90項で示された以 下の点を踏まえて、リース会計基準等の定めが適用され るかどうかを検討する必要があるとされている。

- ・リース適用指針では、リース会計基準でファイナン ス・リース取引とされるもののうち、主たるもの (通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていな いリース取引及び不動産に係るリース取引)につい て詳細な会計処理を示しており、リース適用指針で 詳細な会計処理を示していないファイナンス・リー ス取引については、実態に基づき会計処理を行うこ ととなる。
- 「通常の保守等」は、自動車やコピー機などのリー ス取引におけるメンテナンスなどを想定している。

なお、通常の保守等以外の労務等の役務提供が含ま れているリース取引(例えば、システム関連業務に おいて、システム機器のリース取引と労務等が一体 化されている取引)については、リース適用指針の 対象としていないが、動産等のリース取引部分と役 務提供部分が契約書等で判別できるケースなど容易 に分離可能な場合には、動産等のリース取引部分に ついて、リース適用指針を適用する。

・リース料が将来の一定の指標(売上高等)により変 動するリース取引など、特殊なリース取引について は、リース適用指針では取り扱っていない。

本公開草案では、オンサイトPPAがリース取引の定義 を満たすと判断されるとしても、発電事業者の需要家に 対する役務提供の内容次第では、当該リース取引に「通 常の保守等」以外の役務提供が組み込まれていると判断 される可能性もあると考えられるとしており、【図表5】 の整理が示されている。

【図表5】オンサイトPPAがリースに該当する場合の会計処理

(1) 設備のリース取引部分と 役務提供部分が容易に分離可 能な場合	当該設備のリース取引部分について、リース会計基準等の定めに従って会計処理することになる。 ただし、設備のリース料が将来の発電量又は電力使用量により変動するため、リース会計基 準等では取り扱われていない将来の一定の指標によりリース料が変動するリース取引に該当 するケースが多いのではないかと考えられ、実務上は、発生主義の考え方に基づいて、発生 時に損益として会計処理されているのではないかと考えられる。
(2)設備のリース取引部分と 役務提供部分が容易に分離可 能でない場合	リース会計基準等では取扱いが示されていないため、会計処理を行うに当たって判断を要する。 例えば、設備のリース取引部分に比して役務提供部分の重要性が乏しいと考えられる場合には、全体をリース取引として会計処理することも考えられるが、この場合にも、いわゆる変動リース料の取引に該当するケースでは、実務上、発生時に損益として会計処理されているのではないかと考えられる。

本公開草案では、このように、オンサイトPPA がリ ース取引の定義を満たすと判断される場合でも、いわゆ る変動リース料の取引に該当し、実態に基づく会計処理 が求められることが多いのではないかと考えられるとし ており、会計処理にばらつきが生じる可能性もあると考 えられるとされている。

② フィジカルPPA

フィジカルPPAは、需要家の拠点から離れた場所に再 の定義を満たすかどうか、リース会計基準等の定めが適

生可能エネルギー発電設備を設置し、発電事業者が発電 した再生可能エネルギー由来の電力を、送配電事業者の 送配電ネットワーク経由で需要家に供給するものであ り、電力と環境価値を一体のものとして、固定価格によ り需要家に販売する仕組みである。

フィジカルPPAでは、需要家が電力を利用する拠点か ら離れた場所に発電設備を建設する点が相違するもの の、会計的には、オンサイトPPAと同様に、リース取引

一方、フィジカルPPAの場合、需要家は非FIT非化石 証書を取得する点がオンサイトPPAとは異なり、需要家 が小売電気事業者を通じて発電事業者に支払う対価に は、非FIT非化石証書に係る対価も含まれていると考え られる。この点、非FIT非化石証書に係る部分を分離し た上でリース取引の検討を行うのかどうか、また、非 FIT非化石証書に係る部分を分離することが可能である のかどうかといった点が、実務上問題になる可能性があ ると考えられるとされている。

③ バーチャルPPA

バーチャルPPAは、再生可能エネルギー発電設備が生 み出す電力と環境価値のうち、環境価値のみを発電事業 者から需要家に移転する仕組みであり、発電事業者と需 要家の間で電力の取引を伴わないことから、バーチャル PPAと呼ばれている。具体的には、発電事業者は、環境

用されるかどうかが論点になると考えられるとされてい 価値のみを需要家に移転し、発電した電力は卸電力市場 に売却する。一方、需要家は、発電事業者から環境価値 を取得し、電力については通常どおりに市場又は小売電 気事業者から調達する。

> ここで、バーチャルPPAでは、発電事業者と需要家と の間で締結したPPA契約において固定価格を設定し、 PPA契約上の固定価格と卸電力市場で決定される電力価 格との差額を、発電事業者と需要家との間で精算するこ とが一般的である。

> バーチャルPPAについては、取引を普及させる上で、 商品先物取引法の対象とならないような環境整備を求め る声が聞かれることを踏まえて、内閣府に設置された 「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク フォース」において「バーチャルPPA 取引の商品先物 取引法上の許可・届出対象からの除外」が提案された。 当該提案に対して、経済産業省より「現行制度下で対応 可能」と以下の検討結果が公表されている³。

バーチャルPPA が店頭商品デリバティブ取引に該当するかの判断については、個別の契約毎にその内容を確認する必要が ありますが、一般論として、差金決済について、当該契約上、少なくとも以下の項目が確認でき、全体として再エネ証書 等の売買と判断することが可能であれば、商品先物取引法の適用はないと考えております。

- ・取引の対象となる環境価値が実態のあるものである(自称エコポイント等ではない)
- ・発電事業者から需要家への環境価値の権利移転が確認できる

ただし、会計上はデリバティブ取引に該当するかどう かは、商品先物取引法の適用とは別に判断されるもので それぞれ検討しており、主に以下の前提を置いたうえで あり、会計上、バーチャルPPAがデリバティブ取引に該 検討が行われている。 当するか否かという課題は、依然として残されていると されている。

本公開草案では、需要家と発電事業者側の会計処理を

(主な前提条件)

- ・発電事業者と需要家は、非FIT非化石証書の移転に際して、「発電量×(PPA契約上の固定価格ー卸電力市場で決定され る電力価格 (=発電事業者の売電価格))」により計算される金額を精算する。
- ・太陽光発電設備の発電量は天候に左右される。PPA契約において、発電量に関する固定値(最低発電量など)の取決め はなく、上記の精算額を計算する基礎となる発電量は、当該設備の発電実績に応じて変動する。
- ・発電事業者から需要家への差金支払は行わないとする取決めは行っていない。
- ・相対取引により発電事業者から需要家に移転する非FIT非化石証書の取引価格は、PPA契約において明記されていない。
- ・需要家は、小売電気事業者との間で電力購入契約を締結する(発電事業者との間のPPA契約とは別契約)。小売電気事業 者からの購入価格は、卸電力市場で決定される電力価格(=発電事業者が電力を売却する価格)に連動して変動するが、 エリアプライスの影響等により、当該電力価格の変動と完全に一致するわけではない。

(i) 需要家側の会計処理

バーチャルPPAにおける需要家は、別々の契約に基 づき異なる相手先から「非FIT非化石証書」(発電事業 者との契約)と「電力」(小売電気事業者との契約) を調達することとなるが、本公開草案では、契約の結 合は行わず、「発電事業者と需要家との間の契約」を 一つの会計単位とすることを前提として、当該契約に 関する分析が行われている。

バーチャルPPAでは、需要家と発電事業者との差金 決済取引の「差金」には、「非FIT非化石証書の取引対

価」という要素と「電力の市場価格の変動に係る精 算」という要素があると考えられ、二つの要素に応じ て差金決済取引を区分するか否かが論点になると考え られるとして、両者を区分しない考え方と、区分する 考え方のそれぞれに基づく会計処理の検討が行われて いる。

本公開草案で示された差金決済取引の区分要否に係 るそれぞれの考え方の論拠は【図表6】のとおりであ る。

経済産業省「バーチャル PPA の差金決済等に係る商品先物取引法上の考え方の公表について」 (https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/vppa.html)

【図表6】差金決済取引の区分要否に係る考え方

(1)差金決済取引を二つの要素に区分しない考え方	発電事業者から需要家に移転する非FIT非化石証書の取引価格がPPA契約において明記されていない点に鑑みると、契約に基づいて発電事業者と需要家との間に生じる権利義務関係は、これら二つの要素に分かれて生じるものではないと考えられる。
(2)差金決済取引を二つの要素に区分する考え方	「非FIT非化石証書の取引対価」はマイナスになることはないが、「電力の市場価格の変動に係る精算」はマイナスになることもあり得るという違いがあると考えられる。 PPA契約において非FIT非化石証書の取引価格は明記されていないものの、これら二つの要素を区分しない場合には、発電事業者から需要家へ非FIT非化石証書を移転するというバーチャルPPAの経済実態を適切に表すことができない可能性があると考えられる。

市場価格の変動に係る精算」という要素が、会計上、デ るとされている。

また、本公開草案ではバーチャルPPAの差金決済取引 会計上のデリバティブに該当するかどうかの検討にあ がデリバティブに該当するか否かの検討が行われていたっては、当該差金決済取引について「非FIT非化石証 る。当該検討にあたり、バーチャルPPAにおける差金決 書の取引対価」という要素と「電力の市場価格の変動に 済取引では、発電事業者が発電した電力について、PPA 係る精算」という要素を区分しない場合と区分する場合 契約上の固定価格と電力の市場価格との差額を精算するのいずれの場合においても、会計制度委員会報告第14 点において、いわゆる電力先物取引に類似する性質を有 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品 していると考えられ、差金決済取引に含まれる「電力の 実務指針」という。) 第6項(1)の以下の特徴のうち、「② 想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか リバティブ取引に該当するかどうかを検討する必要があ 又は想定元本と決済金額の両方を有する」と言えるかど うかが論点になるとされている。

その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・ 信用指数、又は類似する変数(これらは基礎数値と呼ばれる。)の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想 定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。

この点について、本公開草案で示された、差金決済取のとおりである。 引がデリバティブに該当するかどうかの検討は【図表7】

【図表7】差金決済取引がデリバティブに該当するかどうかの検討

(1) デリバティブに該当しないとする考え方	・「デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得又は損失を被るもの」(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という。)第88項)とされているが、時価の変動要因に関して、金融商品実務指針第218項では「基礎数値の変化」のみが挙げられており、「想定元本等の変化」は挙げられていない。 ・日本基準上、想定元本等が変動するようなデリバティブは想定されておらず、想定元本等が変動する場合には金融商品実務指針第6項(1)②の特徴を有しているとはいえないとも考えられる。
(2) デリバティブに該当する とする考え方	・金融商品実務指針の定めに鑑みれば、想定元本等が変動するようなデリバティブは想定されていないとも考えられるが、我が国の会計基準上、そのように明記されてはいない。 ・想定元本等に変動要素があるとしても、一定の見積りに基づいて、デリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務の時価を算定することは可能である。 ・変動要素を含むとしても想定元本等自体は存在しており、金融商品実務指針第6項(1)②の特徴を有していると判断されるのであれば、バーチャルPPAの差金決済取引はデリバティブには該当するものとして取り扱うことが考えられる。

取引を二つの要素に区分するかどうかと、デリバティブ 計処理の考え方の概要は【図表8】のとおりである。 に該当するかどうかの組み合わせにより、四つのパター

本公開草案では、これまでの検討を踏まえ、差金決済ンの会計処理が示されている。本公開草案で示された会

	二つの要素を区分しない	二つの要素を区分する
デリバティブ に該当しない	・差金決済取引がデリバティブに該当しないことから時価評価は行わない。 ・発電事業者への精算額(PPA契約上の固定価格と電力の市場価格との差分)をもって、「非FIT非化石証書の取得」又は「電力料の調整」として会計処理することが考えられる。	・差金決済取引がデリバティブに該当しないことから時価評価は行わない。 ・発電事業者への精算額を二つの要素に分解し、「非FIT非化石証書の取引対価」は「非FIT非化石証書の取引対価」は「非FIT非化石証書の取得」として、「電力の市場価格の変動に係る精算」は、例えば、「電力料の調整」として会計処理することが考えられる。
デリバティブ に該当する	・現行の日本基準上、非金融商品に組み込まれているデリバティブについて区分処理を要求する定めはないため、非FIT非化石証書の購入取引に組み込まれたデリバティブを区分処理すべきか否かについて、実務上の判断を要すると考えられる。 ・区分処理しないとすれば、デリバティブが組み込まれた主契約が非金融商品であることに鑑みて時価評価は行わず、区分処理するとすれば、区分されたデリバティブは時価評価することが考えられる。	・発電事業者への精算額を「非FIT非化石証書の取引対価」と「電力の市場価格の変動に係る精算」の二つに要素に分解した上で、前者の部分は「非FIT非化石証書の取得」として会計処理し、後者の部分をデリバティブとして時価評価することになると考えられる。

なお、本公開草案では差金決済取引の内の「電力の市 場価格の変動に係る精算」に係る部分をデリバティブと して会計処理する場合、当該デリバティブをヘッジ手段 とし、「需要家が小売電気事業者から購入する電力に係 る予定取引」をヘッジ対象として、ヘッジ会計を適用す ることが認められるか否かが論点になると考えられると して検討が行われている。しかしながら、以下の理由に よりヘッジ会計を適用することは難しいと考えられると の検討が示されている。

- ・バーチャルPPAは、一般的に契約期間が長期間にわ たることから、将来の電力購入量が合理的に予測可 能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて 高いと判断される状況は限定的であると考えられ る。
- ・ヘッジ手段である差金決済取引に係るデリバティブ の想定元本等(=発電量)は、太陽光発電設備の発 電実績に応じて変動してしまうため、ヘッジ対象の 取引予定量との関係で、そもそもどのようにしてへ ッジ指定を行うのかという問題がある。なお、ヘッ ジ対象の部分指定については金融商品実務指針第 150項等において取扱いが定められているが、ヘッ ジ手段の部分指定に関する定めは設けられていない ため、差金決済取引に係るデリバティブの想定元本 等(=発電量)の一部分を切り出してヘッジ指定を 行うことは認められないと考えられる。
- ・ヘッジ対象の価格指標(小売電気事業者からの購入 価格)とヘッジ手段の価格指標(卸電力市場で決定 される電力価格)の間に一定の連動性はあるもの の、エリアプライスの影響等により、両者が完全に 連動して変動するわけではなければ、将来の長期間 にわたって、両者がどの程度連動して変動するのか を踏まえて、ヘッジの有効性を事前に予測すること が求められると考えられるが、そのような予測は必

ずしも容易ではないと考えられる。

(ii) 発電事業者側の会計処理

需要家側の会計処理で検討が行われた「差金決済取 引を二つの要素に区分するか否か」及び「差金決済取 引がデリバティブに該当するかどうか」という点は、 発電事業者側においても論点になり、会計処理につい ては需要家側と同様に四つのパターンに分けられると 考えられるとの考えが示されている。また、ヘッジ会 計についても、需要家側と同様に、ヘッジ会計を適用 することは難しいとの考えが示されている。

一方で、発電事業者固有の論点として、以下の点が 挙げられている。

- ・差金決済取引がデリバティブに該当すると考える 場合、発電事業者が現物の電力を卸電力市場に売 却することを踏まえて、現物商品に係るデリバテ ィブ取引のうち一定のものについて金融商品会計 基準の対象外とする金融商品実務指針第20項た だし書きの定めにより、デリバティブの時価評価 を行わないことが認められるか否かが論点になり 得ると考えられる。
- ・非化石証書を購入する側の需要家と異なり、非 FIT非化石証書を売り渡す側の発電事業者におい ては、企業会計基準第29号「収益認識に関する 会計基準」(以下、「収益認識会計基準」とい う。) の適用が論点になり得ると考えられる。こ のため、具体的な会計処理の検討に際して、以下 の点を明らかにする必要があると考えられる。
 - √需要家に非FIT非化石証書を相対で売り渡す取 引に収益認識会計基準が適用されるか否か
 - √収益認識会計基準が適用される場合、発電事業 者の履行義務の内容、履行義務に対応する取引 価格、履行義務の充足時点

3. 全体のまとめ

(1) 本公開草案で示された提言

① 非化石証書の会計処理

本公開草案では、非化石証書の会計処理について提言 が行われており、具体的な内容は次の通りである。

- ・実務対応報告第15号においては、京都メカニズム におけるクレジットとの類似性の有無に関する詳細 な判断基準が示されていないため、その判断に実務 上ばらつきが生じる可能性がある。したがって、非 化石証書が実務対応報告第15号の適用対象か否か について明確にすることが望ましいと考えられる。
- ・非化石証書はクレジットと異なる特徴を有するた め、当該特徴の相違点に起因する会計上の論点に関 する考え方を示すことが望ましいと考えられる。例 えば、第三者に転売できない非化石証書を、取得時 に資産計上可能となる状況を整理することで、各企 業間でより整合的な会計上の取扱いが採用されるこ とが期待される。
- ・現行制度下での非化石証書の環境価値には一定の有 効期限が設定されている点、非化石証書の償却が口 座管理されていない点といったクレジットとの相違 があることから、非化石証書が資産計上される場合 の資産科目及び費用処理の時点に関する明確化も必 要と考えられる。

② バーチャルPPAの会計処理

本公開草案では、バーチャルPPAの会計処理について 提言が行われており、具体的な内容は次の通りである。

- ・金融商品実務指針に示されるデリバティブの特徴に 該当するか否かの判断に関しては、実務上ばらつき が生じる可能性があり、その判断の相違による会計 上の影響には一定の重要性が見込まれる。
- ・バーチャルPPAに基づく差金決済がデリバティブ取 引に該当するか否かに関する実務上の取扱いを明示 することにより、企業間の財務情報に係る比較可能 性を担保することが望ましいと考えられる。

(2) 今後に向けて

実務対応報告第15号は、京都議定書で定められた京 都メカニズムにおけるクレジットに関連する会計処理に ついて、当面必要と考えられる実務上の取扱いを明らか にするために当初2004年に公表されたものの、前提条 件に変更が生じた場合には実務対応報告第15号の内容 を再検討する場合があり得ることが明示されている。

本公開草案では環境価値取引が多様化し複雑化する近 年の状況、また、「排出量取引制度」が2023年度より 試行的に開始され、2026年度以降本格稼働が見込まれ る状況が見られるなか、これらの状況変化が実務対応報 告第15号を再検討すべき状況に該当するか否かについ て検討することが望ましいとの考えが示されている。

以上

業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企 業における監査受嘱上の課題に関する研 究資料」(公開草案)の概要(第1回)

公認会計士 髙山 朋也

1. はじめに

日本公認会計士協会は、2023年9月6日に業種別委員 会研究資料「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の 課題に関する研究資料」の公開草案(以下「本公開草 案」という。)を公表した。本公開草案の概要を2回に 分けて紹介する。

(1) Web3.0 ビジネス及びトークンの類型

本公開草案の対象であるWeb3.0 ビジネスに明確な

定義はないが、本公開草案では、Web3.0 ビジネスの 特徴として、パブリック型ブロックチェーンを基盤とし て、暗号資産やNFT(Non-Fungible Token)などのト ークン(電子的な記録・記号)を、金銭的なインセンテ ィブ、財又はサービスの利用の対価、財産権を表章する 手段として活用するビジネスである点に言及している。

トークンの類型に関して、我が国における法律上の定 義との関係では下記図表1のように整理することができ

【図表1】	トークンの法	律上の定義と	トークン	/類型の整理
-------	--------	--------	------	--------

根拠法	法律上の定義	主要なトークン類型等 の通称	会計基準の定め (保有者)	会計基準の定め (発行者)	
金融商品取引業等に 関する内閣府令(以 下「金商業等府令」 という。)	電子記録移転有価証 券表示権利等	投資型トークン(※1)	実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券 表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示 に関する取扱い」(株式会社を前提とした取扱 い)		
資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)	暗号資産	その他権利型トークン (※2) 無権利型トークン (※3) ステーブルコイン (※4)	他者発行 実務対応報告第38号 「資金決済法における 暗号資産の会計処理 等に関する当面の取 扱い」(以下「実務対 応報告第38号」とい う。)	該当なし	
			自己発行 該当なし		
	電子決済手段	ステーブルコイン (※4)	該当なし (※4)		
なし	なし	SAFT (※5)、NFT (※ 6) など	該当なし		

: 本公開草案の調査対象

- ※1 投資型トークンとは、発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるものをいう(出典:金融庁2018年12月公 表「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書(以下「研究会報告書」という。))。
- ※2 その他権利型トークンとは、発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、将来的な事業収益等を分配する債務以外の債務を負 っているものをいう(出典:研究会報告書)。その他権利型トークンには、いわゆる、ユーティリティトークン、ガバナンストーク ン又は複数の性質を持つハイブリッドトークンと言われるものが含まれると考えられる。
- ※3 無権利型トークンとは、発行者が何ら債務を負っていないとされるものをいう(出典:研究会報告書)。無権利型トークンには、ビ ットコインなどのいわゆるペイメントトークンと言われるものが含まれると考えられる。
- ※4 ステーブルコインとは、特定の資産又は特定の資産バスケット若しくはプールに相関する安定した価値の維持を目指す暗号資産 (crypto-asset) ¹である (出典: Financial Stability Board "The Financial Stability Risks of Decentralized Finance" (February

¹ ここでいう暗号資産はcrypto-assetの日本語訳であり、改正資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産より広い意味合 いで用いられている。

16, 2023) Glossary).

ステーブルコインのうち、電子決済手段が2022年6月3日成立の改正資金決済法第2条第5項にて定義されている。このうち、改 正資金決済法第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段については、いわゆるデジタルマネー類似型として、法定通貨 の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還を要するものが想定されている。ステーブルコインのうち、デジタルマ ネー類似型以外の、例えば、アルゴリズムで価値の安定を試みるものは、現時点では改正資金決済法第2条第5項第4号に規定される 電子決済手段となる可能性があるが、これに該当するものとして定められているものはない。これらのうち、改正資金決済法第2条 第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段に関する会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。) から2023年5月31日に実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の 取扱い(案)」が公表されている。なお、2023年8月4日にコメントが締め切られており、本稿執筆時点(2023年9月8日)において、 ASBIは公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討している。

- ※5 SAFTとは、Simple Agreement for Future Tokenの略で、将来発行されるトークンに対する保有者の権利を表章する合意をいう(出 典:EFRAG "Discussion Paper On Accounting For Crypto-Assets (Liabilities)" (July 2020) Appendix 2 paragraph A2.39)。発行者の立場からは、SAFTは将来発行されるトークンを割安で購入できる権利と引換えに資金調達を行う方法として利用 される。
- ※6 NFTとはNon-Fungible Tokenの略で、日本語では非代替性トークンと呼ばれ、ブロックチェーンのデータに付与された固有のID をいう。NFTは商品性によって、金融規制の適用を受ける可能性があるが、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)は、「NFT ビジネスに関するガイドライン」を定め、企業がNFTを利用した事業やサービスの提供に当たり、NFTが資金決済法、金融商品取引 法等の規制を受けるかどうか検討するため、NFTの法的性質に関するガイドラインを提供している。

(出典:本公開草案10~12頁)

(2) 本公開草案の構成

本公開草案は、はじめに研究資料を公表する経緯の説 明の後、大きく2部構成になっている。第1部では、監 査受嘱の前提となる留意事項及び会計処理等の判断が難 しいと考えられているトークン発行に係る監査上の課題 について言及している。第2部では、その他の監査上の 課題について広く記載するため、トークン保有上の課 題、NFT及びSAFTに関連する論点並びにその他の論点 について、事例とともに言及している。第2部ではまた、 ブロックチェーンの技術的な仕組み及び関連する固有リ スクを紹介し、関連する内部統制や監査手続実施にあた っての留意事項を紹介している。今回は第1部までの概 要を解説する。

2. 本公開草案の公表の経緯

Web3.0 関連企業の監査受嘱が進まないという声を 受け、日本公認会計士協会は、会員への実態調査を行 い、Web3.0 特有の監査上の課題を認識した。また、 日本公認会計士協会は、「Web3.0 関連企業の会計監査 に関する勉強会」の一環で実施した企業等からのヒアリ ングを踏まえ、監査受嘱に当たり監査人がどのような観 点で受嘱を検討しているかについて、事業者とのコミュ ニケーションが不足しているのではないかという課題を 認識した。そのため、日本公認会計士協会は、本公開草 案の公表を通じて、Web3.0 企業に特有の監査上の課 題を明らかにすることで、監査人が監査受嘱を検討する 上での一助にするとともに、監査人が経営者とのコミュ ニケーションに本公開草案を利用することで事業者との

対話を深め、事業者と監査人の相互理解が促進されるこ とを期待している。

3. Web3.0 企業の監査受嘱上の留意事項

本公開草案は、監査受嘱に際しての留意事項として、 Web3.0 企業に特有のものを以下の通り示している。 これらの事項は、監査を実施する際にも留意すべき事項 と考えられる。

(1) ビジネスの実態及び法規制への対応状況の

Web3.0 ビジネスは、新しいビジネスで様々な形態 が存在するため、適用される法規制が明確ではない場 合²がある。そのため、監査人は、監査受嘱にあたり、 経営者が、適切な法律専門家等の起用を通じて、関連す る法規制を把握し、法規制を遵守する体制を構築してい るか、また、実際に遵守しているか評価する必要があ

例えば、企業がトークンを発行する場合には、企業 は、トークンがどこの国の規制に基づき、発行及び流通 されることになるのか評価する必要がある。日本の法域 でトークンの発行及び流通が行われる場合には、企業 は、トークンが資金決済法上の暗号資産に該当するの か、あるいは、金商業等府令に規定される電子記録移転 有価証券表示権利等に該当するのかなどを適切に評価 し、必要な規制対応を行う体制を構築する必要がある。

さらに、トークンが資金決済法の暗号資産に該当する 場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と

2 例えば、米国では、トークンが米国証券法の証券に該当するかが論点になる。 Securities and Exchange Commission (以 下「SEC」という。)は、2020年12月に、暗号資産XRPは米国証券法の証券に該当するため、無登録の証券を販売したと して販売者に訴訟を起こすなど、トークンを証券であるとSECが評価する事例が複数存在する。米国における証券への該 当性については、SECよりガイダンス(SEC.gov | Framework for "Investment Contract" Analysis of Digital Assets (https://www.sec.gov/corpfin/framework-investment-contract-analysis-digital-assets)) が公表されており、判定 手法としてHoweyテストに言及されている。Howeyテストとは、1946年のHowey社を被告とした訴訟において、同社 による土地販売行為が1933年証券法第2条(a)(1)に定める「投資契約(investment contract)」に該当するか否かが 争点となった際に、裁判所が複数の判断基準を定めた上で行った判定方法であり、米国でトークン等の発行者が法律専門 家から入手する意見書において、トークン等が有価証券に該当するか否かの判断をする際に使用されている実務がある。

さらに、トークンが資金決済法の暗号資産に該当する 場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と 交換する行為は、暗号資産交換業に該当し、暗号資産交 換業者としての規制対応が必要になる(金融庁 事務ガ イドライン16. 暗号資産交換業者関係 II -2-2-8-1)。暗号資産交換業者は、テロ資金供与やマネー・ロ ーンダリングといった組織犯罪等への利用を防止するた めの体制整備等も要求されることになる。また、一般社 団法人日本暗号資産取引業協会の「新規暗号資産の販売 に関する規則」は、トークン発行時及び発行後の継続的 な情報開示、調達資金の適切な管理等の規制をトークン の発行者に課している。

なお、日本においては、IEO(Initial Exchange Offering) という制度が利用されるケースがあるが、この制度では、ト ークンの発行者は、暗号資産交換業者にトークンの販売を 委託することになる。そのため、監査人は、監査受嘱にあ たっては、トークンの発行者の外部委託先管理体制も評価 する必要がある。

(2) 適正な財務報告を作成するための会計処理 の前提となる取引の権利義務の位置づけと特

Web3.0 ビジネスに関連するトークンの発行や保有 に関する会計処理を行う場合に困難性を伴うことがあ る。例えば、ASB|実務対応報告第38号においては、資 金決済法上の暗号資産の発行の会計処理が定められてい ない (第3項)。適用する会計基準の定めがない場合に は、企業は、取引の経済的実態に応じて会計処理を決定 する必要がある。そのため、企業は、適切な法律専門家 や会計専門家を活用して、トークンの発行者や保有者 (一次所有者、二次流通以降の購入者) など関係者の権 利及び義務をホワイトペーパー、発行者と保有者の契約 書、トークン利用規約等で明確化し、当該権利及び義務 は法的に強制力があるのかどうか評価し、適切に会計処 理を実施する体制を整備する必要がある。監査人は、か かる体制が整備されているかどうか評価する必要があ る。

(3) 内部管理体制の整備、内部統制の構築

監査人は、適正な財務報告を実施するための情報シス テムを含めた内部統制の整備及び運用、適切な内部監査 の体制等が整備されていることを確認する必要がある。 監査人は、企業のサイバー・セキュリティ管理体制、秘 密鍵の管理体制、ブロックチェーンの記録を適切に収集 し、トークンの取引や残高を記録する体制などを評価 し、監査の実施可能性を検討する必要がある。また、企 業が、例えば、システム開発や運用のため、あるいは、 カストディアンとして、外部委託先を利用する場合に も、監査人は、企業の外部委託先管理体制を評価し、監 杳の実施可能性を検討する必要がある。

(4) 経営者の誠実性、法令遵守体制の確保

賭博性のある事業や公序良俗に反する可能性がある事 業、違法行為ではないが何らかの法令・規制逃れを目的 として設計している場合、その他経営者の誠実性に疑念 が抱かれる場合には、監査の受嘱が困難になる。

(5) 監査時間の確保

Web3.0 ビジネス企業の監査においては、上述のよ うな課題の検討に時間を要することが想定され、監査工 数の見積りに当たって十分な時間の確保が必要となる。 監査人は、企業の理解を得るために必要な監査工数につ いての丁寧な説明とコミュニケーションを実施すること が望ましい。

4. トークンの発行に係る監査上の課題

上述の通り、Web3.0 企業の監査受嘱を難しくして いる理由の一つにトークン発行に係る会計処理の判断の 困難さが挙げられる。そのため、本公開草案では、 2022年3月15日にASBIから公表された「資金決済法上 の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に 該当するICO³トークンの発行及び保有に係る会計処理 に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)にお いて識別された論点並びに権利及び義務の特定に関する 論点を示している。

(1)論点整理の考え方及び寄せられたコメント

論点整理においては、ICOトークンの会計処理を検討 するにあたり、発行者が何ら義務を負担していない場合 と発行者が何らかの義務を負担している場合に分類した 上で、それぞれの会計処理の考え方を示している(第 29項)。

① ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない 場合の会計処理

ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場 合の会計処理については、認識すべき負債は存在せず、 対価の受領時にその全額を利益に計上するという考え方 が示されている(第31項)。

② ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する 義務を負担している場合の会計処理

ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する義 務を負担している場合の会計処理については、ICOトー クンの発行取引の実態をどのように捉えるのかが論点で

³ ICOはInitial Coin Offeringの略称である。研究会報告書によれば、ICOについて明確な定義はないが、一般に、企業等が トークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされてい る。論点整理では、【図表1】の資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンを対象として、その発行及び保有に関す る論点について取り扱っている(第7項)。

生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が 成立しているものとして取り扱うとする考え方(第34 定する必要がある。 項)と、(b)提供する財又はサービスの価値が調達した 資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在をICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の一つとして捉 え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が 常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え 方(第35項)が示されている。

(a) の考え方においては、例えば現金など客観的に信 頼性をもって測定可能なものを対価としてICOトークン を発行する場合、発行者が負担する義務に係る負債を対 価の時価で測定することになり、その結果、発行時にお いて差額としての利益(又は損失)が生じることはない (第34項)。

(b)の考え方においては、契約によって生じた権利及 び義務をそれぞれ独立に時価で評価し、それぞれの評価 額に差がある場合に当該差額を発行時に利益(又は損 失)として計上することになる(第35項)。

また、論点整理に対して各種団体及び個人から寄せら れたコメントが公表されているが、発行者が何らかの義 務を負担している場合の会計処理については、様々な意 見が記載され、(a)の考え方を支持する意見、(b)の考 え方を支持する意見の双方があった。また、(a)と(b) の考え方を取引の実態に応じて適用すべきとの意見や、 原則として(a)の考え方を支持しながらも(b)の考え方 で会計処理することが適切なケースがあるかどうかにつ いて分析が必要との意見があった。なお、2022年6月8 日にコメントは締め切られており、本稿執筆時点(2023) 年9月8日)において、ASBIは論点整理に寄せられたコ メントへの対応を検討している。

(2) トークンの発行者及び保有者の権利及び義 務の特定に関する論点

上述の(a)及び(b)のいずれの考え方を採用するにし

あるとしており、(a)契約自由の原則の下で自発的に発 ても、会計処理を検討するにあたっては、発行者と保有 者の権利及び義務(関連する法令の適用を含む。)を特

> この点、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトー クンの発行においては、発行者がトークンの性質やプロ ジェクトの内容の詳細を説明することを目的としてホワ イトペーパーを公表するが、様々な免責事項が記載され る事例がある。そのため、ホワイトペーパーの法的な強 制力の問題から、発行者と保有者の権利及び義務の特定 が難しいという実務上の課題がある。

> 発行者と保有者の権利及び義務の特定にあたっては、 ホワイトペーパーの法的強制力の評価及びホワイトペー パー以外に発行者や保有者の権利及び義務を定める契約 の識別等を実施した上で、例えば、以下の事項を明確化 する必要がある。

- 発行者が提供する財又はサービスと発行者及び保有者 の権利・義務とその関係
- ●提供する財又はサービス等の内容や提供期間、提供す る財又はサービス等と発行者が獲得する対価との対応
- 発行者が保有者に財又はサービス等を提供できない場 合のペナルティ等の義務
- ●その他、保有者に利益もしくは不利益を与えると考え られる契約

(3) 監査上の課題

監査人は、識別された権利及び義務がホワイトペーパ ーやその他の契約及び法律専門家による見解書などによ って裏付けられることや、識別された権利及び義務に基 づく経営者による会計判断が適切であることを検討す る。

以上

IFRSサステナビリティ開示基準(IFRS S1号及びIFRS S2号)の概要

公認会計士 小林 永明

はじめに

2023年6月26日に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、IFRSサステナビリティ開示基準として、以 下の2つの基準を公表した。

- ・IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に 関する全般的要求事項」
- ・IFRS S2号「気候関連開示」

ISSBは2021年11月に設立され、そのわずか4か月後 の2022年3月にIFRS S1号及びIFRS S2号の公開草案を 公表した。その後、公開草案に対する1,400を超えるコ メントや多くの利害関係者へのアウトリーチを踏まえ、 ISSBは公開草案の再審議を行い、設立から1年7か月後 という異例のスピードで2023年6月にIFRS S1号及び IFRS S2号の最終基準を公表するに至った。

このようなスピードで基準の開発が進んだ背景とし て、気候変動を始めとするサステナビリティの課題への 対応が、世界の緊急の課題として今まで以上に強く認識 されるようになる中で、投資家による企業のサステナビ リティ情報の開示へのニーズが急速に高まってきたこと が挙げられる。また、ISSBがゼロからの基準開発を行 わずに、既存の組織や団体のこれまでの成果を積極的に 取り込むアプローチを採用したことで、迅速な基準開発 への期待に応えることが出来たと言えよう。

本稿では、最終基準となったIFRS S1号及びIFRS S2 号の内容を解説するとともに、ISSBの今後の動向や、 サステナビリティ基準委員会 (SSBI) による基準開発 が進む日本のサステナビリティ開示への影響についても 合わせて見ていくこととしたい。

ISSBの基準開発のアプローチ

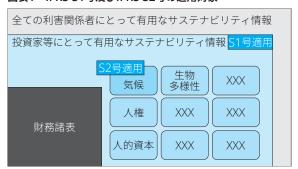
基準の詳細に入る前に、ISSBの基準開発のアプロー チを概観しておきたい。ISSBの基準開発には以下のよ うな特徴がある。

① 投資家の意思決定に有用な情報を提供する(シング ル VS. ダブル・マテリアリティ)

様々な側面から分析や報道が行われるようになってお り、多様な利害関係者にとっての関心事となっている。 実際にEUで開発が進むEUサステナビリティ報告基準 (ESRS) では、投資家のみならず、その他の利害関係者

にとっても有用な情報を開示することが目的とされてお り、いわゆるダブル・マテリアリティと言われているア プローチが採用されている。これに対し、IFRSサステ ナビリティ開示基準では、IFRS会計基準と同じく、投 資家等¹にとって有用な情報を開示することを目的とし ており、いわゆるシングル・マテリアリティと言われる アプローチが採用されている。この点を可視化したのが 以下の図表1である。

図表1 IFRS S1号及びIFRS S2号の適用対象



(出所:IFRS S1号に基づき筆者作成)

② 既存のフレームワーク等を基礎にした基準を開発す

上述の通り、ISSBは、先行して基準やフレームワー ク等を開発してきた複数の組織や団体の成果に基づいて 基準開発を行うアプローチを採用した。特に、気候関連 財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に基づき、 4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目 標)が開示の中核として採用されている点や、米国サス テナビリティ会計基準審議会(SASB)の基準への参照 が要求されている点は大きな特徴となっている。

③ グローバルベースラインとして国際的な資本市場の 期待に応える

ISSBが公表したIFRSサステナビリティ開示基準は、 各法域において義務化されるサステナビリティ開示基準 サステナビリティの課題は、地球規模の課題としてのベースラインとなることが期待されており、各法域で は、IFRSサステナビリティ開示基準がそのまま採択さ れるケースや、各法域での追加的な開示要求が上乗せさ れた開示基準が導入されるケースが想定されている。後 者はいわゆるビルディング・ブロック・アプローチと呼

¹ 現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者

ばれており、日本のSSBIが開発する開示基準もビルデ ィング・ブロック・アプローチに基づくものになる予定 である。これにより、基準やフレームワークが乱立して いた状態が解消されることが期待されている。

④ 企業の成熟度に応じ (Proportionate)、段階的に (Phased-in) 開示を要求する

サステナビリティ情報の開示は、財務諸表の開示と比 べると企業の成熟度に大きなばらつきがあり、発展途上 にあると考えられている。また、サステナビリティ情報 はバリュー・チェーンを含む広範な情報を対象にするこ とから、情報収集の仕組みを整備し、信頼性を確保する ためには一定の時間を要するとされる。こうした状況を 踏まえつつ、投資家等の情報開示ニーズにも応えるため に、ISSBはバランスを考慮しながら多くの救済措置や 経過措置を導入することとした。

⑤ 適用を支援するためのリソースを提供する

ISSBは今回公表した基準を実務に定着させるため、 企業による基準適用を支援する必要があるとしており、 移行支援グループ(TIG)の設立準備を進めるなど、積 極的に適用を支援することにコミットしている。また、 今回公表された基準は、証券監督者国際機構(IOSCO) がエンドースすることを既に公表しているが、ISSBは こうした動きに呼応して、各法域の規制当局に向けたガ イドを年内に公表する予定である。

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の 開示に関する全般的要求事項」の概要

IFRS S1号の特徴は以下の通りであろう。

- ➤ サステナビリティ開示の全般に関する包括的な 基準書であり、IFRS S2号のような個別テーマ別 の基準と一体となって機能する。
- ▶ 全てのサステナビリティ領域を対象としてお り、気候以外の領域についても開示が求められ
- ➤ 開示はTCFD提言の4つの柱を中核に据え、リ スク及び機会の識別や開示すべき指標の決定にお いてはSASB基準の参照が求められる。

IFRS S1号は、サステナビリティ開示の全般に関する 包括的な基準書であり、その構成は以下の図表2の通り である。

図表2 IFRS S1号の構成

IFRS S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関す る全般的要求事項

目的

範囲

概念的基礎

- 適正な表示
- ・重要性 (Materiality)
- ・報告企業
- ・つながりのある情報 (Connected information)

コア・コンテンツ

- ・ガバナンス
- 戦略
- ・リスク管理
- 指標及び目標

全般的要求事項

- ・ガイダンスの情報源
- 開示場所
- 報告のタイミング
- 比較情報
- 準拠表明

判断·不確実性·誤謬

- 判断
- 測定の不確実性
- 誤認

付録

- A 用語の定義
- B 適用指針
- C ガイダンスの情報源
- D 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性
- E 発効日及び経過措置

ISSBによる承認

例示的ガイダンス

設例

結論の根拠

(出所:IFRS S1号に基づき筆者作成)

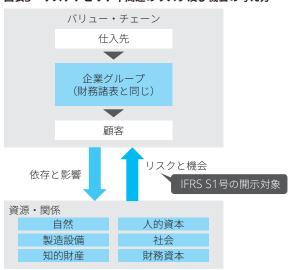
なお、以下で示した項番はIFRS S1号の項番である。

① 目的、範囲及び概念的基礎

IFRS S1号は包括的な基準であり、投資家等の一般目 的財務報告書(General purpose financial reports) の利用者の意思決定に有用な全てのサステナビリティ情 報を対象としている(11項)。従い、現状はテーマ別の 基準はIFRS S2号しかないものの、生物多様性、人的資 本、人権などの他のテーマについても、投資家等の意思 決定に有用なリスク及び機会があるのであれば、IFRS S1号を適用して開示しなければならない。なお、IFRS サステナビリティ開示基準における重要性の定義は、 IFRS会計基準における定義と整合的な内容になってい る (18項)。

また、サステナビリティ情報の開示は、関連する財務 諸表の報告企業と同一の報告企業に対して作成する必要 がある(20項)が、サステナビリティ関連のリスク及 び機会を識別する際には、報告企業の外側にあるバリュ ー・チェーンにも考慮する必要がある。報告企業を含む バリュー・チェーンは、自然、人的資本、製造設備、社 会、知的財産、財務資本などの資源・関係に対して影響 を与えたり、それらに依存したりする一方で、それらか ら影響を受けることもある。IFRS S1号では、報告企業 及びそのバリュー・チェーンが資源・関係から受ける影 響をリスク及び機会という形で捉えている。なお、報告 企業及びそのバリュー・チェーンが資源・関係に対して 与える影響や依存については、直接的にはIFRS S1号に おける開示対象とはなっていないが、報告企業のリスク や機会と切り離すことのできない密接な関係にあること が強調されている(2項)。図表3はこのような関係を可 視化したものである。

図表3 サステナビリティ関連のリスク及び機会の考え方



(出所:IFRS S1号に基づき筆者作成)

(21項)。

でも適用することができる(8項)。

※例えば、様々なリスクと機会におけるつなが り(気候におけるリスク低減への対応が人的 資本等他のテーマにおけるリスクの増加につ ながるトレードオフなどを含む)

なお、IFRSサステナビリティ開示基準はいわゆる

GAAP-agnosticという考え方を採用しているため、日

本の会計基準を含むどのような会計基準との組み合わせ

そして、IFRS S1号における最も重要な概念の一つが、 つながりのある情報 (Connected information) であ

る。「つながり」は基準上以下のように分類されている

(b) 開示された情報間のつながり

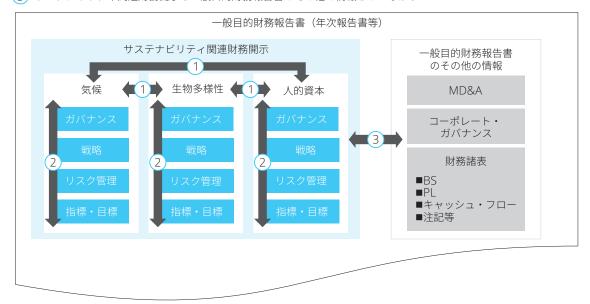
(a) 情報が関連する項目間のつながり

- (i) サステナビリティ関連財務開示の中のつな
 - ※例えば、ガバナンス、戦略、リスク管理、 指標及び目標の間のつながり
- (ii) サステナビリティ関連財務開示と他の一般 目的財務報告書の情報のつながり
 - ※例えば、財務諸表とサステナビリティ関連 財務開示とのつながり

抽象的で分かりにくいため、概要を可視化すると以下 の図表4のようなイメージになるものと考えられる。

図表4 3つのつながりを考慮する

- (1) 情報が関連する項目間のつながり(様々なリスクと機会の項目間のつながり)
- (2) 個々のサステナビリティ関連財務開示の中でのつながり
- (3) サステナビリティ関連財務開示と一般目的財務報告書のその他の情報とのつながり



(出所:IFRS S1号に基づき筆者作成)

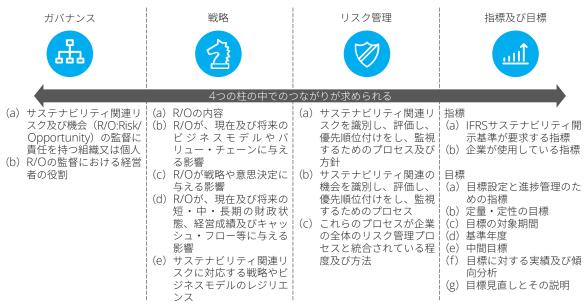
② コア・コンテンツ

コア・コンテンツはTCFD提言の4つの柱を完全に取 り込んだものとなっている。TCFD提言は気候に関する 開示のフレームワークだが、IFRS S1号では、気候以外 の全てのサステナビリティ情報の開示において、4つの

柱であるガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標 に基づく開示を求めている(25項)。

4つの柱についての具体的な開示要求は図表5の通り である。

図表5 IFRS S1号の4つの柱の概要



(出所:IFRS S1号に基づき筆者作成)

③ 全般的要求事項、判断·不確実性·誤謬、付録

IFRSサステナビリティ開示基準に基づく情報は、一 般目的財務報告書の中で財務諸表等と一体で開示するこ とが要求されている。外部書類との相互参照も認められ ているが、参照先は完全な一組のサステナビリティ財務 開示の一部となるため、サステナビリティ財務開示と同 一の条件で、同時に開示される必要があるとともに、参 照先が明確に特定できることが必要とされている(63, B45~B47項)。また、報告のタイミングについては、 財務諸表との一体開示が求められていることからも明ら かであるが、財務諸表と同じタイミングでの報告が求め られている(64項)。ただし、IFRSサステナビリティ開 示基準の適用初年度のみ、財務諸表よりも遅れて報告す ることが容認されている(E4項)。そして、比較情報に ついては、当年度に開示する全ての数値について対応す る比較年度の数値の開示が求められている。また、定性 的な情報についても必要に応じて比較年度の情報の開示 が求められることがある(70項)。なお、過去情報の見 積りについては、サステナビリティ財務開示が公表され た後に新たな情報が入手され、見積数値を更新する必要 がある場合、比較情報の更新という形で対応することが 求められる(B50項)。ただし、IFRSサステナビリティ 開示基準の適用初年度のみ、比較情報の開示を省略する ことが容認されている(E3項)。さらに、準拠表明につ いては、全てのIFRSサステナビリティ開示基準への準 拠が必要とされているため、IFRS S1号とIFRS S2号を 両方適用することで、初めて準拠表明が可能となる(72

項)。ただし、IFRSサステナビリティ開示基準の適用初 年度のみ、IFRS S2号を適用した気候関連のリスク及び 機会のみを開示し、IFRS S1号に基づく他のテーマのリ スク及び機会の開示を省略することが認められている (E5項)。また、各国・地域の法律で開示が禁止されて いる情報についての開示の省略や、一定の条件を満たす 商業上の機密事項に関連する機会の開示の省略について は容認されており、これらを省略したとしてもIFRSサ ステナビリティ開示基準への準拠表明を行うことが認め られている(73項)。

次に、判断、不確実性、誤謬について見ていく。サス テナビリティ財務開示の作成に際して行う様々な判断の うち、重要なものは開示することが求められている。例 えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別の 際の判断、開示すべき情報を決定する際の重要性の判断 などが重要なものの例として挙げられている(74,75 項)。また、不確実性については、測定の不確実性を伴 う数値を特定し、不確実性の源泉や測定の前提条件や判 断などを開示することが求められている(77,78項)。 そして、誤謬については、比較情報を修正する形で訂正 することが求められている(83項)。

最後に付録の中から、付録Eの発効日及び経過措置に ついて見ていく。IFRSサステナビリティ開示基準の適 用は2024年1月1日以降開始事業年度からとなってい る。早期適用は可能であるが、早期適用する場合には、 必ずIFRS S2号も合わせて早期適用することが求められ る (E1項)。経過措置については、適用初年度において

いくつか認められているが、ここで適用初年度とは必ず しも2024年のことを指すのではなく、各企業が初めて IFRSサステナビリティ開示基準を適用した年度のこと を指している(E2項)。すなわち、各国・地域の規制当 局がIFRSサステナビリティ開示基準を自国・地域の基 準として採用する場合、規制当局が定める適用スケジュ ールに従って、各国・地域ごとに適用初年度が定められ ることになる。適用初年度の経過措置は既に上述してき た通りではあるが、比較情報の開示、財務諸表との同時 開示、IFRS S2号に基づく気候関連のリスク及び機会以 外の開示、について省略することが認められている(E3 ~E5項)。

IFRS S2号「気候関連開示」の概要

IFRS S2号の特徴は以下の通りであろう。

- ➤ TCFD提言の4つの柱をコア・コンテンツとし て、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開 示が求められる。
- ▶ 戦略においては気候レジリエンスとしてシナリ オ分析に関する開示が、指標及び目標において は、温室効果ガス(GHG)排出量をScope1,2,3 ごとに開示することが求められる。
- ▶ 産業別ガイダンスは基準自体を構成する訳では ないが、リスク及び機会の識別や指標の決定にお いて参照することが求められている。

IFRS S2号は、気候に関するリスク及び機会に関する 開示要求であり、その構成は図表6の通りである。

図表6 IFRS S2号の構成

IFRS S2号 気候関連開示

目的

節囲

コア・コンテンツ

- ・ガバナンス
- 戦略
- ・リスク管理
- ・指標及び目標

付録

- A 用語の定義
- B 適用指針
- C発行日及び経過措置

ISSBによる承認

例示的ガイダンス

IFRS S2号適用に関する産業別ガイダンス

結論の根拠

(出所:IFRS S2号に基づき筆者作成)

なお、以下で示した項番はIFRS S2号の項番である。

IFRS S2号は、IFRS S1号と同様のコア・コンテンツ を定めており、ガバナンス及びリスク管理については、 他のサステナビリティのガバナンス体制に統合されてい る場合は重複した記載は省略できることとなっている (7項、26項)。また、IFRS S2号は単独で適用されるこ とを意図しておらず、IFRS S1号に定められている概念 的基礎、全般的要求事項、判断、不確実性及び誤謬等に も従うことが求められる(BC6項)。IFRS S2号のコア・ コンテンツにおける4つの柱の開示要求は図表7の通り である。

図表7 IFRS S2号の4つの柱の概要

ガバナンス



戦略



リスク管理





4つの柱の中でのつながりが求められる

- (a) 気候関連リスク及び機会 (R/O) の監督に責任を 持つ組織又は個人
- (b) R/Oの監督における経営 者の役割
- (a) R/Oの内容
- (b) R/Oが、現在及び将来の ビジネスモデルやバ リュー・チェーンに与え る影響
- (c) R/Oが戦略や意思決定に 与える影響(気候関連移 行計画に与える影響を含 む)
- (d) R/Oが、現在及び将来の 短・中・長期の財政状 態、経営成績及びキャッ シュ・フロー等に与える 影響
- (e) 識別されたR/Oを踏ま え、気候関連の変化・進 展・不確実性に対応する 戦略やビジネスモデルの 気候レジリエンス(シナ リオ分析含む)



- (a) 気候関連リスクを識別 し、評価し、優先順位付 けをし、監視するための プロセス及び方針
- (b) 気候関連の機会を識別 し、評価し、優先順位付 けをし、監視するための プロセス
- (c) これらのプロセスが企業 の全体のリスク管理プロ セスと統合されている程 度及び方法

指標及び目標



- (a) 産業横断的指標
- GHG排出量
- ii. 移行リスクの影響を受けや すい資産又は事業活動の金 額と割合
- iii. 物理的リスクの影響を受け やすい資産又は事業活動の 金額と割合
- 機会と整合した資産又は事 業活動の金額と割合
- 気候関連リスク及び機会に 使用された資本的支出、資 金調達又は投資の金額
- vi. 内部炭素価格
- vii. 報酬 (h) 産業固有の指標
- (c) 目標(法規制の要求事項 を含む)及びその進捗測 定のための指標

(出所:IFRS S2号に基づき筆者作成)

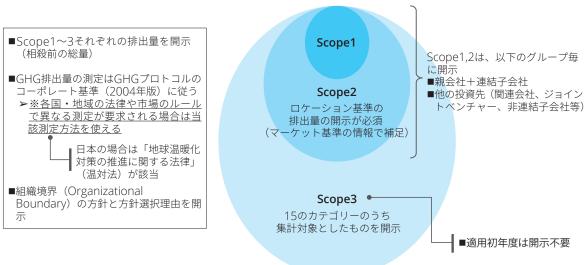
コア・コンテンツの中でも特に重要なポイントは、気 候関連移行計画及び戦略における気候レジリエンスの開 示である。気候関連移行計画は、気候関連リスク及び機 会への対応策として、前提条件を含めた開示が求められ ている。また、気候レジリエンスではシナリオ分析が求 められているが、企業は必ずしも統計モデルを使った精 緻な定量的な分析をしなければならない訳ではなく、過 大なコストや労力をかけずに入手できる合理的かつ裏付 け可能な情報を利用することができるほか、企業が入手 可能なスキル・能力・リソースに応じた方法を採用する こととされている。また、気候関連のリスクや機会の重 要性も考慮できるものとされていることから、企業によ っては定性的なシナリオ分析のみでも可とされている。 なお、定量的な分析を実施した場合には、当該分析の前

提となるシナリオの内容、インプット、前提条件など詳 細な情報を追加的に開示することが求められる。

また、同じく戦略における現在及び将来の予想される 財務的影響の開示においても過大なコストや労力をかけ ずに入手できる合理的かつ裏付け可能な情報を利用する ことができるとされており、また、将来情報に関しては 企業が入手可能なスキル・能力・リソースに応じた方法 を採用することとされている。これらの開示は原則的に 定量情報の開示が求められているが、一定の条件下では 定性的情報の開示のみでも可とされている。

さらに、指標におけるGHG排出量の開示もIFRS S2号 における重要なポイントであり、Scope3のGHG排出 量の開示が要求事項とされている。GHG排出量に関す る開示の概要をまとめると以下の図表8のようになる。

図表8 GHG排出量の開示要求



(出所:IFRS S2号に基づき筆者作成)

Scope3のGHG排出量については、見積りを行う際 のフレームワークが示されている他救済措置も用意され ている。従い、これらを活用することで、企業は信頼性 のある測定を行うことが出来るはずであり、基準上は Scope3のGHG排出量を信頼性を持って測定できない ケースは稀であると整理されている。

なお、資産管理、商業銀行、保険の3つの業種に属す

る企業については、Scope3排出量のカテゴリー15(投 資) についての詳細な開示規定が別途定められているこ とに留意が必要である。これはいわゆるファイナンス ド・エミッションと言われているものである。

IFRS S1号及びIFRS S2号では様々な救済措置が用意 されていることを述べてきたが、以下の図表9はその内 容を一覧化したものである。

図表9 企業の成熟度等に応じた適用を支援するための措置

	企業の成熟度等に応じた対応のメカ ニズム		移行救済措置	適用を促進するための明確化	
	過大なコストや 労力をかけずに 入手できる合理 的かつ裏付け可 能な情報を利用 できる	入手可能なスキ ル・能力・リソ ースに応じた方 法を採用する		以下の場合に定量情報の開示を免除(a)影響が独立して識別されない、又は、(b)測定の不確実性が高く有用な情報が提供できない	指針や教育文書 の提供
IFRS S1号及びIFRS S2号共通					

サステナビリティ関 連のリスク及び機会 の識別	0				0
サステナビリティ関 連のリスク及び機会 が及ぼす現在の財務 的影響				0	0
サステナビリティ関 連のリスク及び機会 が及ぼす将来の財務 的影響	0	0		0	0
バリュー・チェーン の範囲の決定	0				0
IFRS S1号のみ					
その他の領域 ・報告のタイミング ・適用初年度の比較 情報			0		0
IFRS S2号のみ					
気候関連シナリオ分析	0	0			0
Scope1及び Scope2 GHG排出量の測定			0		0
Scope3のGHG排 出量の測定	0		0		0
特定の産業別カテゴ リーの指標計算	0				0

(出所:IFRS S1号及びIFRS S2号に基づき筆者作成)

おわりに

ISSBは、上述の通り、IFRS S1号及びIFRS S2号の適 用支援のための活動を優先的に行うこととしているが、 一方で、気候の次のテーマ別基準の開発に向けた情報要 請を進めるなど、市場の期待に応えるための動きも 2024年以降本格的に開始する予定である。現時点では 生物多様性、人的資本、人権、報告における統合などが 2024年以降のISSBの作業計画に含められる可能性があ るが、現在パブリックコメントを踏まえた検討が行われ ているところであり、2024年以降の動向にも引き続き 注視したい。また、ISSBと並行して基準開発を進めて いるEUでは、2024年1月1日から企業サステナビリテ ィ報告指令(CSRD)が段階的に適用開始になるが、 CSRDに基づく開示を行う際の開示基準となるESRSが 2023年7月31日に欧州委員会によって採択されている。 今後欧州理事会及び欧州議会による異議申し立て期間を 経て最終確定し、2024年1月1日からのCSRD適用に合 わせて発効する見込みである。米国では昨年気候開示規 則案が米国証券取引委員会(SEC)により公表され、多 くのコメントを受けて再検討が行われているが、今年中 には最終化される可能性があると見込まれている(執筆

時点での状況)。

最後に我が国を見てみると、SSBIが日本版S1号及び 日本版S2号を開発することを公表しており、来年3月ま でに公開草案を公表し、2025年3月までに最終基準を 公表する計画となっている。今回のIFRS S1号及びIFRS S2号の公表を受けて、SSB|による基準開発は計画通り に進むことが期待されており、現在月2回のペースで多 くの論点の検討が行われているところである。なお、多 くの企業では、2023年3月期から新たに義務化された 有価証券報告書でのサステナビリティ情報の記載につい て、対応に苦労されたのではないかと思われるが、将来 的には有価証券報告書の記載はSSBJが開発する基準に 基づくことが義務化されると見込まれている。こうした 開示規制の動向を踏まえると、今のところ各企業の取組 み状況に応じた柔軟な開示が認められているとはいえ、 IFRS S1号やIFRS S2号に基づく開示を早い段階から研 究し、対応するための実務上の課題を洗い出しておくこ とが、将来義務化される制度開示への対応を効果的かつ 効率的に行うために望まれるであろう。

以上

iGAAP in Focus 財務報告

IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交 換可能でない場合に為替レートをどのよ うに決定するかを明確にするためにIAS第 21号を修正する

注:本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。 この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹を ご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusでは、2023年8月に国際会計基準 審議会(IASB)が公表した「交換可能性の欠如」(IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」の修正)を解説 する。

- IASBは、通貨が交換可能かどうかをどのように 評価するか及び交換可能でない場合の為替レート をどのように決定するかを定めるIAS第21号の修 正を公表した。
- ●本修正を適用し、企業が測定日に特定の目的のた めに過度の遅延なしに強制可能な権利及び義務を 生じさせる市場又は交換メカニズムを通じてその 通貨を他の通貨と交換できる場合、通貨は交換可 能である。しかし、企業が特定の目的のために測 定日に他の通貨の僅少な金額しか入手できない場 合、通貨は他の通貨に交換可能ではない。
- ●測定日に通貨が交換可能ではない場合、企業は、 全般的な経済状況の下で、測定日における市場参 加者間での秩序ある為替取引に適用されるであろ うレートとして、直物為替レートを見積ることが 要求される。その場合、企業は、通貨の交換可能 性の欠如が企業の財務業績、財政状態及びキャッ シュフローにどのように影響を与えているか又は 影響を与えると見込まれるかを、財務諸表の利用 者が評価できるような情報を開示することが要求 される。
- ●企業は、2025年1月1日以後開始する事業年度に 本修正を適用することが要求される。早期適用は

認められる。企業は、本修正を遡及的に適用する ことは認められない。代わりに、企業は本修正に 含まれる特定の経過規定を適用することが要求さ れる。

背景

IFRS解釈指針委員会 (IFRS IC) は、長期的に交換可 能性が欠如している場合の為替レートの決定に関する要 望書を受け取った。IFRS ICは、この問題に対処するた めのさまざまなアプローチを検討し、IASBがIAS第21 号の狭い範囲の修正を公表することを提案することが最 善の方法であると結論付けた。

修正点

「交換可能性」の定義

本修正は、企業が通常の事務上の遅延を認める時間枠 の中で、かつ、交換取引が強制可能な権利及び義務を生 じさせる市場又は交換メカニズムを通じて他の通貨を取 得することができる場合、ある通貨は他の通貨に交換可 能であると規定している。

企業は、測定日にある通貨が特定の目的のために他の 通貨に交換可能であるかどうかを評価する。企業が測定 日に特定の目的のために他の通貨の僅少な金額しか入手 できない場合、その通貨は他の通貨に交換可能ではな

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/ publications/global/igaap-in-focus/2023/ias-21)

ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかの評価 は、その意図又は意思決定ではなく、他の通貨を入手す る企業の能力に依存する。

通貨が交換可能でない場合の直物為替レートの 見積り

測定日に通貨が他の通貨に交換可能でない場合、企業 は当該日の直物為替レートを見積ることが要求される。 直物為替レートを見積る企業の目的は、全般的な経済状 況の下で、測定日における市場参加者の間での秩序ある 為替取引が行われるであろうレートを反映することであ

本修正は、企業が当該目的を達成するために直物為替 レートをどのように見積るかを定めていない。企業は、 修正又は他の見積技法を使用しないで観察可能な為替レ ートを使用することができる。観察可能な為替レートの 例には、次のものが含まれる。

- ・企業が交換可能性を評価する目的以外の目的での直物 為替レート
- ●通貨の交換可能性が回復された後に、企業が特定の目 的のために他の通貨を入手することができる最初の為 替レート(最初の事後の為替レート)

他の見積技法を使用する企業は、観察可能な為替レー ト(強制可能な権利及び義務を生じさせない市場又は交 換メカニズムでの為替取引からのレートを含む)を、必 要に応じて、上記の目的を満たすように調整して使用す ることができる。

見解

IASBは、直物為替レートの見積りは複雑となる 可能性があり、企業固有及び法域固有の事実及び状 況に依存するため、企業が直物為替レートをどのよ うに見積るかに関する詳細な要求事項を提供しない ことを決定した。したがって、直物為替レートをど のように見積るかを規定することは、過度に負担を 生じさせずに、可能性のあるすべての状況について のすべての関連性のある要因を反映する可能性は低 い。さらに、交換可能性を評価する要求事項によ り、企業が限定された状況においてのみ直物為替レ ートを見積る結果となると見込まれる。

企業が直物為替レートを見積る場合の開示要求

通貨が他の通貨に交換可能でないために企業が直物為 替レートを見積る場合、企業は、他の通貨に交換可能で ない通貨が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュフ ローにどのように影響を与えているか又は影響を与える と見込まれるかを、企業の財務諸表の利用者が理解でき るようにする情報を開示することが要求される。この目 的を達成するために、企業は以下に関する情報を開示す ることが要求される。

通貨が他の通貨に交換可能でないことの性質及び財務

上の影響

- ●使用した直物為替レート
- 見精プロヤス
- ●通貨が他の通貨に交換可能でないために企業が晒され ているリスク

特に、企業は以下を開示することが要求される。

- ●通貨と、その通貨が他の通貨に交換可能でない状況を 生じさせている制限についての記述
- ●影響を受ける取引についての記述
- 影響を受ける資産及び負債の帳簿価額
- ●使用した直物為替レート、及び当該レートが修正なし の観測可能な為替レートであるか、他の見積技法を使 用して見積った直物為替レートであるか
- ●企業が使用した見積技法の記述、及び当該見積技法に おいて使用したインプット及び仮定に関する定性的及 び定量的情報
- ●通貨が他の通貨に交換可能でないために企業が晒され ている各種類のリスクに関する定性的情報、及び各種 類のリスクに晒されている資産及び負債の性質及び帳 簿価額

在外営業活動体の機能通貨が表示通貨に交換可能でな い場合 (又は該当する場合は、その逆)、企業は以下も 開示することが要求される。

- 在外営業活動体の名称、在外営業活動体が子会社、共 同支配事業、共同支配企業、関連会社又は支店のいず れであるか、及びその主たる事業場所
- ・ 在外営業活動体に関する要約財務情報
- ◆ 在外営業活動体への財政的支援の提供を、企業に要求 する可能性のある契約上の取決めの性質及び条件(企 業に損失を生じさせる可能性のある事象又は状況を含 **t**;)

付属文書及び結果的修正

本修正は、IAS第21号の不可分の一部として新たな付 録を追加する。付録には、本修正によって導入された要 求事項に関する適用指針が含まれる。本修正は、新たに 「IAS第21号に付属する設例」を追加する。これは、提 示された限定的な事実に基づいて、企業が仮想的な状況 において、いくつかの要求事項をどのように適用するか を示している。

さらにIASBは、交換可能性を評価するために改訂IAS 第21号に合わせ、また参照するために、IFRS第1号「国 際財務報告基準の初度適用」に結果的修正を追加してい る。

発効日及び経過措置

企業は、2025年1月1日以後開始する事業年度に本修 正を適用することが要求される。早期適用は可能であ る。企業が本修正を早期適用する場合には、その旨を開 示することが要求される。

本修正を適用する際に、企業は比較情報を修正再表示

することは認められない。その代わり、

- ・企業がその機能通貨で外貨建取引を報告し、適用開始 日(企業が最初に本修正を適用する事業年度の開始 日)に、当該機能通貨が外貨に交換可能性がない(又 は該当する場合、外貨が機能通貨に交換可能性がな い) と結論付けた場合、企業は、適用開始日に以下の ことが要求される。
 - -影響を受ける外貨建の貨幣性項目、及び外貨での公 正価値で測定する非貨幣性項目を、適用開始日の見 積直物為替レートを使用して換算する。
 - -本修正の適用開始の影響を、利益剰余金期首残高の 修正として認識する。
- ●企業が自らの機能通貨以外の表示通貨を使用する場 合、又は在外営業活動体の業績及び財政状態を換算し ていて、適用開始日に、当該機能通貨(又は在外営業

- 活動体の機能通貨) が表示通貨に交換可能性がない (又は該当する場合、その表示通貨が機能通貨(又は 在外営業活動体の機能通貨)に交換可能性がない)と 結論付けた場合、企業は、適用開始日に以下のことが 要求される。
 - -影響を受ける資産及び負債を、適用開始日の見積直 物為替レートを使用して換算する。
 - -企業の機能通貨が超インフレである場合に、影響を 受ける資本項目を適用開始日の見積直物為替レート を使用して換算する。
 - -本修正の適用開始の影響を、為替差額の累計額(資 本の独立の内訳項目に累積)の修正として認識する。

以上

令和5年度第2四半期決算における税務上 の留意事項

デロイト トーマツ税理士法人 税理士

税理士 柳田 孝穂

令和5年度第2四半期決算においては、主に令和5年度 税制改正の内容が初めての適用を迎える。

令和5年度税制改正においては、「マーケット」、「産 業」、「人材」への成長投資を一体的に強化し、「成長と 分配の好循環」の連鎖を生み出していくこととされ、そ のために、研究開発税制やオープンイノベーション促進 税制等について改正が行われた。

国際課税の分野では、国際課税制度の見直しに係る国 際合意に沿って、法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、 企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミ ニマム課税が創設され、令和6年4月1日以後に開始する 対象会計年度から導入される。

令和5年度税制改正のうち、法人課税にとって主要な 項目は、以下のとおりである。

法人課税

1. 試験研究を行った場合の税額控除制度 (研究開発税制)の見直し

研究開発税制については、研究開発投資を増額するイ ンセンティブが働くような控除率カーブの見直しや控除 上限の引上げに加え、特別試験研究費の額に係る税額控 除の対象となる試験研究費の範囲の見直し等が行われた (所得税についても同様)。

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の 見直し

一般試験研究費の額に係る税額控除制度における税額 控除率の算式について、よりインセンティブが働くよ う、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げが 行われた。また、控除税額の上限についても、一律に設 定されている控除税額の上限を試験研究費の増減に応じ て変動させる仕組みが導入された。

改正後の概要は下表のとおりであり、改正項目①~④ については以下の説明を参照されたい。

	改正前			改正後		
	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除 率の上 限・下限	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除 率の上 限・下限
	9.4%以下の 場合	10.145%- (9.4%-増減 試験研究費割合)×0.175	2%	12%以下の 場合①	11.5%- (12%-増減試 験研究費割合) ×0.25①	1%1
税額控除率	9.4%超の場合	10.145%+(増減試験研究費割合-9.4%)×0.35		12%超の 場合①	11.5%+ (増減試験研究費 割合-12%) ×0.375①	
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が 10%を超える場合、(上記で算出した割合) × (控除割増率(※))に相当する割合を 加算する◇ (※) 控除割増率=(試験研究費割合-10%) ×0.5 (10%を上限)		10% (14% \diamondsuit)		 こ対する試験研究費の割合が 場合、改正前と同様の割合を	10% (14%<)

当期の法人税額×25%

控除税額

- (ア) 一定のベンチャー企業(※)は、40%
 - (※) 一定のベンチャー企業・設立後10年以内の法人 のうち当期において翌期繰越欠損金額を有する もの(大法人の子会社等を除く)
- (イ) 一定のベンチャー企業に該当しない法人で、以下 の要件を満たす場合は、30%◇2
 - ·基準年度比売上金額減少割合≥2%
 - ・試験研究費の額>基準年度試験研究費の額

平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える 場合、(試験研究費割合-10%) ×2に相当する割合 (10%を上限) が上乗せ◇

当期の法人税額×25%

- (ア) 一定のベンチャー企業は、40%(改正前と同様)
- (イ) 試験研究費の増減に応じて、控除税額の上限を加 算又は減算する◇④
 - ・増減試験研究費割合が4%を超える部分は、1%当た り当期の法人税額の0.625%(5%を上限)を加算
 - ・増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分は、 1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限) を減算

平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える 場合、(試験研究費割合-10%)×2に相当する割合 (10%を上限)が上乗せ◇③(改正前と同様)

◇は、令和4年度末まで(改正前)又は令和7年度末(改正後)までの時限措置

- ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率の計算及び税額控除率の下限が見直された。税額控除率の下限は改正 後では1%(改正前:2%)とされ、税額控除率の上限については14%とする特例の適用期限が3年延長された(措法42の4①②一)。
- ② 基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額の上限 に当期の法人税額の5%が上乗せされる措置は、適用期限の到来をもって廃止された(旧措法42の4③三)。
- ③ 平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合における、税額控除率の加算措置及び控除税額上限の上乗せ措置の適用 期限が3年延長された(措法42の4②二、③二ハ)。
- ④ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合に応じて加減算 される特例が適用される。また、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が 平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例が適用される (措法42の4③二八)。

(2) 中小企業技術基盤強化税制に係る税額控除 様の趣旨により、次のとおり控除率カーブの見直しが行 制度の見直し

中小企業者等に対して適用される、中小企業技術基盤 強化税制に係る税額控除制度についても、上記(1)と同

われた。改正後の概要は下表のとおりであり、改正項目 ○○③については以下の説明を参照されたい。

		改正前			改正後		
	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除 率の上 限・下限	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除 率の上 限・下限	
	9.4%以下の 場合	12%	_	12%以下の 場合①	12%	_	
税	9.4%超の場合	12%+(増減試験研究費 割合-9.4%)×0.35◇		12%超の 場合①	12%+(増減試験研究費 割合−12%)×0.375◇①		
税額控除率	10%を超える ×(控除割増 加算する◇	に対する試験研究費の割合が場合、(上記で算出した割合)率(※))に相当する割合を 対率=(試験研究費割合-10)%を上限)	17%◇		こ対する試験研究費の割合が 場合、改正前と同様の割合を	17%�①	
控除税額の上間	(イ) 増減試懸売上金額	頁×25% 食研究費割合が9.4%を超える場 検研究費割合が9.4%以下で、 頁に対する試験研究費の割合が (試験研究費割合ー10%)× (10%を上限)が25%に上乗せ	かつ、平均 10%を超え 2に相当す	◇①(イ) 増減試験上金額に場合、(頁×25% 食研究費割合が12%を超える場 使研究費割合が12%以下で、か 二対する試験研究費の割合が10 試験研究費割合-10%)×2 0%を上限)が25%に上乗せく	つ、平均売 %を超える に相当する	
限	以下の要件を満たす場合は、30%◇② ・基準年度比売上金額減少割合≥2% ・試験研究費の額>基準年度試験研究費の額			適用期限の到来	そをもって廃止		

- ① 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例が、増減試験研究費割合の12%を超える場合 の特例に見直され、その適用期限が3年延長された。控除税額の上限は、改正前と同じく17%とされた(措法42の4⑤-、⑥-)。
- ② 基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額の上限 に当期の法人税額の5%が上乗せされる措置は、適用期限の到来をもって廃止された(旧措法42の4⑥三)。
- ③ 上記(1)③と同様に、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合における、税額控除率の加算措置及び控除税額上 限の上乗せ措置の適用期限が3年延長された(措法42の4⑤二、三、⑥二)。

(3) 特別試験研究費の範囲の見直し

特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象となる試験研究費について、以下の見直しが行われた。

項目	改正後
	特定新事業開拓事業者(※1)との共同研究(※2)及び特定新事業開拓事業者への委託研究(※2)に係る試験研究費の額が特掲され、税額控除率を25%とすることとされた(措令27の4例三、十) (※1)特定新事業開拓事業者とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う一定の会社(※3)で、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう (※2)共同研究及び委託研究の範囲は、改正前の研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様に一定の契約又は協定に基づいて行われるものとする (※3)既に事業を開始しているもので、一定の投資事業有限責任組合を通じて又は国立研究開発法人から出資を受けていること、設立後15年未満で研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であること等の要件に該当するものに限る
対象となる特別試験研究費の額の追加	次の要件の全てを満たす試験研究に係る、新規高度研究業務従事者(※1)に対する人件費の額が追加され(措令27の4億十五)、税額控除率を20%とすることとされた ■ その法人の役員又は使用人である新規高度研究業務従事者(※1)に対して人件費を支出して行う試験研究であること ■ 当期の新規高度人件費割合(※2)を前期の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である法人が行う試験研究(工業化研究を除く)であること ▼のいずれかに該当する試験研究であること ● その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこと ● その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること ● その試験研究に従事する者が広く一般に又は広くその法人の使用人に若しくは広くその役員及び使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること
	(※1) 新規高度研究業務従事者とは、その法人の役員又は使用人である次の者をいう ■ 博士の学位を授与された者(外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む)で、その授与された日から5年を経過していないもの ■ 他の者(その法人との間に一定の資本関係がある者を除く)の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人(その法人との間に一定の資本関係がある者を含む)の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの (※2) 新規高度人件費割合とは、以下A)の額がB)の額のうちに占める割合をいう A) 試験研究費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除く)のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額 B) 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額
対象となる特別試験研究費からの除外	研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験 研究費が、特別試験研究費の範囲から除外された
対象となる特別研究 機関等の追加	特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に福島国際研究教育機構が追加された(措令27の49)

(4) その他

その他、以下の見直しが行われた。

項目	改正後
対象となる試験研究 費の額の範囲等	■ 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とされた(措令27の4⑥) ■ 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用が除外された(措通42の4(1)-2) ■ 分割等があった場合の調整計算の特例の適用を受けるための手続が見直され、税務署長の認定及び当事者全てによる届出が不要とされ、特例の適用を受ける法人がその適用を受ける事業年度の確定申告書等に所定の事項を記載した書類を添付することにより適用を受けることができることとされた(措令27の4⑭⑳)

2. 特別新事業開拓事業者に対し特定事業 活動として出資をした場合の課税の特 例(オープンイノベーション促進税制)

青色申告書を提出する法人が、令和6年3月31日まで の期間内にスタートアップ企業(特別新事業開拓事業 者)とのオープンイノベーションに向け、スタートアッ プ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、取得 株式の取得価額の25%相当額を課税所得から控除でき

る課税の特例(オープンイノベーション促進税制)につ いて、次の見直しが行われた。

(1) 課税の特例の対象となる特定株式の追加及 び払込みにより取得した特定株式の取得価 額上限の引下げ

課税の特例の対象となる特定株式について、次の見直 しが行われた。

取得方法	改正前	改正後
払込み (出資) による取得	■ 対象	■ 対象 以下の改正が行われ、その他の要件については改正前と同じ ▶ 1件当たり取得価額の上限を50億円へ引下げ(措法66の13①) ▶ 所得控除上限額は1件当たり12.5億円以下、1年度当たり125億円以下(購入による取得と合わせて判定)(措法66の13①)
購入による取得	対象外	■ 発行法人以外の者からの購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で、その取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものが追加される(措法66の13①) ▶ 取得価額の上限は200億円(措法66の13①) ▶ 所得控除上限額は1件あたり50億円、1年度当たり125億円(払い込みによる取得と合わせて判定)(措法66の13①) ▶ 特定株式の要件は、特定事業継続期間を5年、取得価額要件を5億円以上、特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する、等となる(措令39の24の2①) ▶ 継続証明の要件に、株式の取得の際に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件が加えられる(共同化基準5)

- ▶ 特別勘定の取崩し事由についても一部見 直しが行われる。例えば、特定株式の取 得から5年を経過した場合には、特別勘定 の金額を取り崩して、益金算入する必要 があるものの、その取得の日から5年以内 に、いずれかの事業年度において売上高 が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の 要件に該当すれば、特別勘定の取崩し事 由には該当しない (措法66の13⑩)
- 令和5年度以降に本税制の適用を受けて払い込 みによる出資を行った特別新事業開拓事業者 の株式の取得は対象外(措規22の13③)

このように、スタートアップ企業の出口戦略として IPO以外の選択肢を拡充するために、ニューマネー(払 込み)を伴わない既存株式(発行法人以外の者からの購 入) の取得も対象とされた。また、スタートアップの成 長に真につながるよう、M&Aから5年以内に成長率や 投資規模等の要件を満たした場合にはその後も減税メリ ットを継続させる仕組みが設けられた。これらにより、 スタートアップの成長を強力に促すものとする改正内容 となっている。

(2) その他

次の除外・限定が行われた。

- ① 既にその総株主の議決権の過半数を有している特 別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外 (措規22の13③)
- ② 既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の 内)された(所得税についても同様)。

過半数に満たない株式を有している特別新事業開 拓事業者に対する出資について、その対象を総株 主の議決権の過半数を有することとなる場合に限 定(措規22の13③)

3. デジタルトランスフォーメーション投 資促進税制(DX投資促進税制)の見 直しと適用期限の延長

青色申告書を提出する法人が、認定事業適応計画に従 って情報技術事業適応設備の取得等を行った場合、当該 設備等の取得価額等の30%相当額の特別償却又は3%若 しくは5%相当額の税額控除を適用できる課税の特例 (DX投資促進税制)について、次の見直しが行われた上、 その適用期限が2年延長(令和7年3月31日までの期間

	項目	改正前	改正後
デジタル (D) 要件	「DX認定」取 得の要件	■ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」 の取得	■ DX認定制度において、人材育成・確保等に関連する事項の要件が追加(DX認定基準「デジタルガバナンス・コード2.0」(令和4年9月13日改訂)) ● 令和4年12月1日以降に取得した認定であること(産業競争力強化法第21条の28の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準(以下「基準」という)5)
	その他の要件	■ データ連携■ クラウド技術の活用	改正なし

企業変革	生産性の向上 又は新需要の 開拓に関する 要件	■ 生産性向上又は売上上昇が見込まれること ▶ ROAが平成26-平成30年平均から 1.5%ポイント向上 ▶ 売上高伸び率≧過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント	■ 計画に係る事業により、おおよそコロナ前5事業年度の平均売上高の10%以上の新規売上高を獲得すること(基準1)
(X) 要件	取組類型に関する要件	■ 情報技術事業適応の内容が、次のいずれ かの類型に該当すること ▶ 投資額に対する新商品等の収益の割 合が10倍以上 ▶ 商品等1単位当たりの製造原価等又 は販売費等を8.8%以上削減	■ 上記により増加した売上高のうち25-50%分が海外売上高によるものとなること(基準2)
	その他の要件	■ 全社の意思決定に基づくもの	改正なし

なお、計画の実施期間は最長で10年とされた(従前 は5年間) (産業競争力強化法施行規則11の2⑤)。

また、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応 制度は適用されない(措法42の12の79)。

4. 指定寄附金

企業の経営資源を活用して学校教育に積極的に関与 計画に従って同日以後に取得等する資産については、本 し、人材への投資を後押しすることを目的に、学校法人 の設立費用としての寄附金について、個別の審査を受け なくても損金算入可能とするため、以下が指定寄附金に 追加された(令和5年財務省告示第96号)。

項目	改正内容
指定寄附金の追加	法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人(学校法人設立準備法人)に対して支出する寄附金のうち一定のもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの。

5. 地域経済牽引事業の促進区域内におい て特定事業用機械等を取得した場合の 特別償却又は税額控除制度(地域未来 投資促進税制)の拡充及び適用期限の 延長

青色申告書を提出する法人が、承認地域経済牽引事業 計画に従って、特定事業用機械等を取得した場合、機械 装置・器具備品につき取得価額等の40%相当額の特別 償却又は4%相当額の税額控除(上乗せ要件を満たす場

合は、50%相当額の特別償却又は5%相当額の税額控 除)、また、建物・附属設備・構築物につき20%相当額 の特別償却又は2%相当額の税額控除を適用できる課税 の特例(地域未来投資促進税制)について、次の見直し が行われた上、その適用期限が2年延長(令和7年3月 31日までの期間内)された(所得税についても同様)。

(1) 要件等の見直し及び追加

次の見直しが行われた。

項目	要件		改正前	改正後
	売上高	■ 対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと		改正なし
	取得予定価額	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		改正なし
		通常類型	■ 労働生産性の伸び率が4%以上 又は投資収益率が5%以上	改正なし
承域牽業認(特要部級経引の要課例件)	先進性を有すること	サプライ チェーン 類型	■ 次の要件の全てを満たす場合: 海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造、 事業を実施する都道府県内の 取引額の増加率が5%以上、等 ただし、サプライチェーン対 策のための国内投資促進事業 費補助金の採択を受けた事業 については対象外	■ 以下を除き改正なし ■ 経済施策を一体的に講ずることによる安全 保障の確保の推進に関する法律の規定により特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については、サプライチェーンの強じん化に資する類型に該当しないものとして取り扱うこととされる(地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン(以下「ガイドライン」という)第5・1(1)イ②)
		事業の実 施場所	■ 特定非常災害で被災した区域 内である場合等に先進性に係 る要件を満たすこととする特 例あり	■ 左記特例により主務大臣の確認を受ける場合が除外される(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示(以下「告示」という)①5二)
特別償	減 価 償 却 費の比率		資額が前事業年度の減価償却費の (上であること	■ 設備投資額が前事業年度の減価償却費の 20%以上であること(連結会社は連結全 体の前事業年度の減価償却費の20%以上 の投資を単体で行うことが必要)(告示① 四)
却び控を上措(せ件)率税除引げ置乗要)	付加価値 額増加率 等	■ 対象事業者の前事業年度における付加価値額が前々事業年度に比べ8%以上増加していること 労働生産性の伸び率の平均値が4%上昇かつ投資収益率の平均値が5%上昇		■ 次の要件の全てを満たす場合が追加される(告示①五イ) ▶ 主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度及び前々事業年度における平均付加価値額が50億円以上であること ▶ その承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること ▶ 労働生産性の伸び率の平均値が4%上昇かつ投資収益率の平均値が5%上昇

(2) 主務大臣の確認要件に関する運用の改善

課税特例の要件に関する運用については、次の2つの 改善が行われた。

- ① 要件の判定において売上高を計算する場合には、 需要の変動等による影響を勘案した計算方法が用 いられる(ガイドライン第5・1(1)イ①i)
- 5・1(1)イ)

6. 中小企業者関連等

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の 適用期限の2年延長

中小企業者等の法人税の軽減税率として、所得年800 万円以下の部分について19%とされているが、改正前 ② 先進性に係る要件について、評価委員の評価精度 においては、時限立法として、租税特別措置法によりさ の向上に向けた措置がとられる(ガイドライン第 らに15%に引き下げられている。その適用期限が2年延 長された(措法42の3の2)。

(2) 中小企業投資促進税制の見直しと適用期限 の2年延長

た上、その適用期限が2年延長された(所得税について も同様)(措法42の6)。

- a) 対象資産から、コインランドリー業(主要な事 のが除外された。
- 備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶 についても同様) (措法42の12の4)。

に限定された。

中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われ (3)中小企業経営強化税制の見直しと適用期限 の2年延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合 の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制) 業であるものを除く)の用に供する機械装置でについて、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備 その管理のおおむね全部を他の者に委託するも等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニ ング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資 b) 対象資産について、総トン数500トン以上の船 産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが 舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設 除外された上、その適用期限が2年延長された(所得税

項目	改正前	改正後	
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等(適用除外事業者(前3期の平均所得が年15億円超の中小企業者)を除く) の中で、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたもの		
適用要件	■ 生産等設備を構成する設備で、特定経営力向上 設備等に該当する以下の資産のうち、一定の規 模以上のものの取得等をして、 a)機械装置、b)ソフトウェア、c)工具、d) 器具備品、e)建物附属設備、f)計画終了年度 に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上 上昇する経営力向上計画(経営資源集約化措置 が記載されたものに限る)を実施するために必 要不可欠な設備	■ 変更なし ただし、以下の設備が除外される ▶ コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの	
	■ その特定経営力向上設備等を国内にあるその法 人の指定事業の用に供した場合	■ 変更なし	
措置内容	以下の選択適用 ■ その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却 ■ その取得価額の7%(特定中小企業者等にあっては10%)の税額控除(税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越し可)		
適用期限	令和5年3月31日までに取得・事業供用について 適用	2年延長	

の見直しと期限延長

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 次の表のとおり見直しが行われた上で、適用期限が3年 延長された。主な見直しの内容は次のとおりである。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、

項目	改正内容
既成市街地等の内 から外への買換え	■ 適用対象から除外
長期所有の土地、 建物等から国内に ある土地、建物等 への買換え	■ 東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%(現行:80%)に引き上げられた ■ 同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が60%(現行:70%)に引き下げられた
適用要件の追加	 ■ 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間(※1)の末日の翌日以後2月以内に、以下の項目を記載した届出書の提出が適用要件に加えられた ▶ 本特例の適用を受ける旨 ▶ 適用を受けようとする措置の別 ▶ 取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等 ● 先行取得の場合の届出書について、その記載事項が上記と同様とされた ■ 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用される (※1)上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

(5) その他の特別措置等

その他の特別措置等について、次のとおり適用期限の延長・廃止及び内容見直し等が行われた。

項目	延長・廃止及び見直し等の内容
特定船舶の特別償却制度 (外航船舶)	 ■ 適用期限3年延長 ■ 海上運送法の改正を前提に、同法の認定外航船舶確保等計画に従って取得等をした同法の特定外航船舶の特別償却率が次のとおりとされた(イ)特定先進船舶である特定船舶に該当する船舶(現行:18%(日本船舶については、20%)) a 海上運送法の本邦対外船舶運航事業者等(仮称)の対外船舶運航事業の用に供される船舶30%(日本船舶については、32%) b 上記a以外の船舶28%(日本船舶については、30%)(口)特定先進船舶以外の特定船舶に該当する船舶(現行:15%(日本船舶については、17%)) a 上記(イ)aの船舶27%(日本船舶については、29%) b 上記(イ)bの船舶25%(日本船舶については、27%)(注)上記の改正は、海上運送法の改正法の施行の日以後に取得等をする船舶(同日前に締結した契約に基づいて取得する船舶を除く)について適用される特定先進船舶について、液化天然ガスを燃料とする船舶が加えられ、耐食鋼を用いた船舶が除外された ■ 対象船舶から匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶(海上運送法の認定先進船舶導入等計画に従って取得等をした同法の先進船舶を除く)が除外された ■ す業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われた
特定船舶の特別償却制度 (内航船舶)	■ 適用期限3年延長 ■ 対象が総トン数500トン以上(現行:300トン以上)の船舶に限定された
特定事業継続力強化設備等の 特別償却制度	■ 適用期限2年延長■ 対象資産に耐震装置が加えられた● 令和7年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率が16%(現行:20%(令和5年4月1日以後は、18%))に引き下げられた

特定都市再生建築物の割増償 却制度	■ 適用期限3年延長 対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定要件について、次の見直しが行われた
特定原子力施設炉心等除去準 備金制度	■ 適用期限3年延長
短期の土地譲渡益に対する追 加課税制度の適用停止措置	■ 適用期限3年延長
退職年金等積立金に対する法 人税の課税の停止措置	■ 適用期限3年延長
港湾隣接地域における技術基 準適合施設の特別償却制度	■ 適用期限到来により廃止(経過措置あり)
関西文化学術研究都市の文化 学術研究地区における文化学 術研究施設の特別償却制度	■ 適用期限2年延長 ■ 施設規模要件が4億円以上に引き上げられた
共同利用施設の特別償却制度	■ 適用期限2年延長 ■ 建物の取得価額要件が600万円以上に引き上げられた
特定地域における工業用機械 等の特別償却制度	 単島振興対策実施地域に係る措置については、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が2年延長された 離島振興対策実施地域に係る措置については、離島振興法の一部を改正する法律による改正後の離島振興法の離島振興計画(離島振興法の離島振興基本方針に適合している旨の通知を受けたものに限る)において産業振興促進事項に記載されている地区(過疎地域に係る措置の対象地区を除く)及び事業に係る措置に改組された上、その適用期限が2年延長された 電美群島に係る措置については、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が1年延長された
医療用機器等の特別償却制度	■ 医療用機器に係る措置の対象機器の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長された
事業再編計画の認定を受けた 場合の事業再編促進機械等の 割増償却制度	■ 適用期限2年延長 ■ 対象となる認定事業再編計画から、その認定事業再編計画に係る事業再編がその法人の保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄のみを行うものである場合における当該認定事業再編計画が除外された ■ 割増償却率が、機械装置については35%(現行:40%)に、建物等及び構築物については40%(現行:45%)に、それぞれ引き下げられた
対外船舶運航事業を営む法人 の日本船舶による収入金額の 課税の特例	■ 関係法令の改正を前提に、次の措置が講じられた上、令和7年3月31日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む法人に対して適用できることとされた ▶ 純トン数に応じた利益の金額の計算の基礎となる100純トン・1日当たりのみなし利益の金額が見直された ▶ 日本船舶・船員確保計画において日本船舶及び船員の確保の目標として記載すべきその計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合を船隊規模に占める日本船舶の隻数の割合に応じて最大140%以上(現行:120%以上)とする等の所要の見直しが行われた
農業経営基盤強化準備金制度	■ 適用期限2年延長 ■ 対象となる特定農業用機械等から取得価額が30万円未満の資産が除外された

法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度	■ 適用除外措置(優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外)について、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長された ▶ 対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡が除外された ▶ 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可が、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定された (イ)市街化区域 (ロ)市街化区域 (ロ)市街化調整区域 (ハ)区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域(用途地域が定められている区域に限る) ■ 適用停止措置期限3年延長
震災特例法に係る被災代替資	■ 適用期限3年延長
産等の特別償却制度	■ 対象資産が漁船に限定された(経過措置あり)

7. 通算子法人の残余財産が確定した場合 の確定申告書の提出期限

改正前においては、グループ通算制度を適用している 場合において、通算子法人の残余財産が確定した場合の 確定申告書の提出期限については特別な取扱いはなく、 通常どおり、残余財産の確定の日の属する事業年度終了 の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に残余 財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その 行われる日の前日まで)とされていた。

しかし、通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法 到来する確定申告書について適用される。 人の事業年度終了の日である場合においては、その通算

子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度につい て、グループ通算制度による損益通算等の規定が適用さ れる。そのため、現行法における確定申告書の提出期限 までに確定申告を行うことは困難であることが予想され

このような状況を改善するため、このような場合に は、残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出 期限について、通算グループ全体の提出期限と同じとす る改正が行われた(法法74②、75の2⑪)。

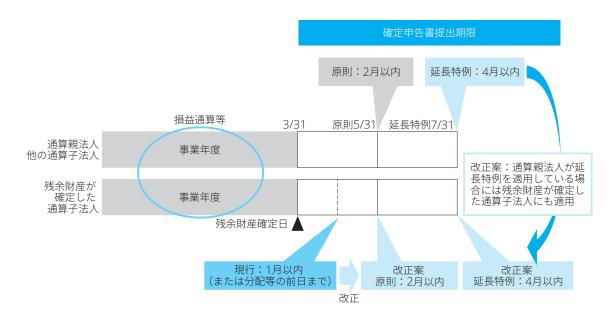
この改正は、令和5年4月1日以後に現行の提出期限が

改正の内容は、次のとおりである。

項目	改正前	改正後		
通算子法人の 残余財産の確定の日が	通算子法人であっても特例はなく、通常どおり、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)(法法74②)。	残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月以内とされる。		
通算親法人の事業年度 終了の日である場合の 法人税及び地方法人税 の確定申告書の提出期 限	通算親法人が確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受けている場合には、通算子法人についても延長特例の処分があったものとされる(法法75®二)が、残余財産の確定の日の属する事業年度については、上の規定が優先し、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)が提出期限となる。	通算親法人が確定申告書の 提出期限の延長の特例の適 用を受けている場合には、 その通算子法人の残余財産 の確定の日の属する事業年 度についても特例の適用が あることとされる。		

の残余財産の確定の日=3月31日の場合には、改正案に 日となっている場合、当該通算子法人の確定申告書の提 おいては、原則として、当該通算子法人の確定申告書の 出期限も7月31日となる。 提出期限は2月以内の5月31日となるが、通算親法人が

例えば、通算親法人の事業年度終了の日=通算子法人 2月の延長特例を受けて確定申告書の提出期限が7月31



なお、通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人 の事業年度終了の日でない場合には、当該通算子法人の 残余財産の確定の日の属する事業年度にはグループ通算 制度における損益通算等の規定が適用されないため、今 回の改正案の対象外であり、従来どおり、その確定申告 書の提出期限は、残余財産の確定の日の属する事業年度 終了の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に 残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、 その行われる日の前日まで)(法法74②)になる。

8. 暗号資産の評価方法等の見直し

暗号資産の評価方法等について、次の見直しが行わ れ、その他所要の措置が講じられた。

項目	内容				
期末時価評価の対象とす る暗号資産の範囲の変更	法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産(特定自己発行暗号資産)が除外された(法法61②~④)。 ■ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること ■ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること(法令118の7②) ■ 他の者に移転することができないようにする技術的措置で、一定の要件に該当するものがとられていること ■ 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること				
自己発行暗号資産の取得 価額	自己が発行した暗号資産について、その取得価額が発行に要した費用の額とされた(法令 118の5二)。				
特定自己発行暗号資産に 該当しないこととなった 場合の取扱い	法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして計算した損益相当額を計上することとされた(法法61⑦、法令118の11)。				
暗号資産信用取引の範囲	暗号資産信用取引の範囲について、他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいうこととされた (法法61®)。改正後は、暗号資産交換業を行う者以外の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買も暗号資産信用取引に該当することとされた。				

組織再編

1. スピンオフ税制の拡充(パーシャルス ピンオフ)

(1) 概要

改正前においては、株式を現物分配する形でのスピン オフのうち、法人に持分の一部を残すもの(いわゆるパ ーシャルスピンオフ)については、「株式分配」に該当 せず、課税の繰り延べが認められていなかった。

改正後においては、令和5年4月1日から令和6年3月 31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認 定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物 分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に 該当することとされ、次の要件に該当するものは、適格 株式分配に該当することとされた(措法68の2の2、措 令39の34の3①、令和5年3月30日経済産業省告示第50 号、事業再編の実施に関する指針)。

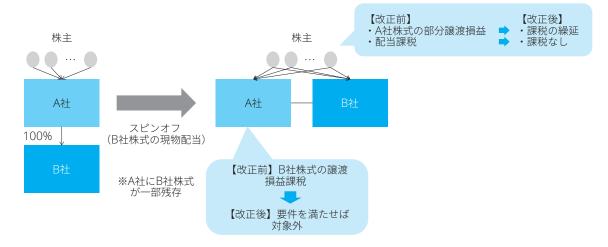
- その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式 のみを交付するものであること
- その現物分配の直後にその法人(現物分配法人)が 有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の 20%未満となること

- 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業 務に引き続き従事することが見込まれていること
- 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要 件及び特定役員継続要件を満たすこと
- 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ✓ 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプシ ョン(新株予約権)が付与されている又は付与 される見込みがあること
 - √ 完全子法人の主要な事業が、事業開始から事業 計画認定の申請の日までの期間が10年以内であ ること
 - √ 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込ま れることについて金融商品取引業者が確認した こと

(2) 改正による効果

本改正により、いわゆるパーシャルスピンオフであっ ても、一定の要件を満たす場合には、適格株式分配に該 当するものとして現物分配法人において譲渡損益課税が 繰り延べられることとなった。また、株主側にあって も、配当課税が行われないとともに、株式の(部分)譲 渡損益については課税が繰り延べられる。

一定の「一部残しスピンオフ」の、適格株式分配類型への追加

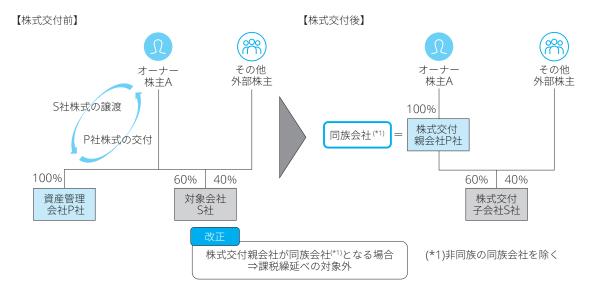


2. 株式交付についての特例の見直し

(1) 概要

会社法の株式交付のうち一定のものにより子会社化し た場合、株主における譲渡損益は、令和3年度税制改正 により課税を繰り延べられることとされている(株式等 を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)。株 式交付制度の創設後、当該措置の制度趣旨(株式対価 M&Aの促進)とは必ずしもそぐわない活用事例が確認

されていたことを背景として、今般の改正において課税 繰延べ要件について一定の厳格化が行われ、当該措置の 対象から、株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非 同族の同族会社を除く)に該当する場合が除外されてい る (措法66の2①、措令39の10の2④) (所得税につい ても同様)。例えば、次の図のように、株式交付後に株 式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に 該当する場合には、株式交付による課税の繰延べから除 外されることになる。



(2) 適用関係

上記の改正は、令和5年10月1日以後に行われる株式 交付について適用される(改正法附則47、改正措令附 則11)。

国際課税(デジタル課税等)

1. グローバル・ミニマム課税への対応

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する 法人税の基本的な仕組み

1) 納税義務者

内国法人(公共法人を除く)は、各対象会計年度(下 記6) 参照) の国際最低課税額(下記(2)参照) に対す る法人税を納める義務があることとされる(法法6の2、

82の1①)。

2) 課税の範囲

特定多国籍企業グループ等(下記3)参照)に属する 内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に ついて、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人 税を課することとされる(法法6の2、82の4)。

3) 特定多国籍企業グループ等の範囲

特定多国籍企業グループ等は、企業グループ等(次に 掲げるものをいい、多国籍企業グループ等(※1)に該 当するものに限る)のうち、各対象会計年度の直前の4 対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額 が7億5,000万ユーロ相当額以上であるものとされる (法法82四)。

- 連結財務諸表等に財産及び損益の状況が連結して記載される会社等及び連結の範囲から除外される一定の会社等に係 1 る企業集団のうち、最終親会社(※2)に係るもの
- 会社等(上記①に掲げる企業集団に属する会社等を除く)のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社 (2) 等の所在地国以外の国又は地域であるもの
- (※1) 「多国籍企業グループ等」とは、上記①に掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国(その会社等の恒久的施設等がある場 合には、その恒久的施設等の所在地国を含む)が2以上ある場合のその企業グループ等その他これに準ずるもの及び上記②に掲げ る企業グループ等をいう。
- (※2) 「最終親会社」とは、他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(他の会社等がその支配持分を直接又は間接に有しな いものに限る)をいう。

4) 所在地国の判定

所在地国は、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域とされる(法法82七)。

区分	国又は地域				
①会社等(導管会社等 を除く)	次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域 (i) 国又は地域の法人税又は法人税に相当する税に関する法令において課税上の居住者とされる会社等・・・その国又は地域 (ii) (i)に掲げる会社等以外の会社等・・・その会社等が設立された国又は地域				

②導管会社等(※)	その設立された国又は地域
③恒久的施設等	恒久的施設等の類型に応じて定める他方の国

(※) 最終親会社等(ト記3)①の最終親会社及びト記3)②に掲げる会社等をいう)であるもの又は国若しくは地域の和税に関する法令 において国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限られる。

5) 構成会社等の範囲

構成会社等(下記(2)参照)は、次に掲げるものとされる(法法82十三)。

1	上記3)の①に掲げる企業グループ等に属する会社等(政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く)
2	①に掲げる会社等の恒久的施設等
3	上記3)の②に掲げる会社等(政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く)
4	③に掲げる会社等の恒久的施設等

6) 対象会計年度

対象会計年度は、多国籍企業グループ等の最終親会社 等の連結財務諸表等の作成に係る期間とされる(法法 得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講 15の2)。

7) 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額 は、各対象会計年度の国際最低課税額(課税標準)に 100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とされる(法 法82の5)。

8) 申告及び納付等

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象 会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納 法82の6)。

ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額(課税標 法82の2)。

準)がない場合は、当該申告を要しないこととされる。 なお、電子申告の特例等については、各事業年度の所 じられる。

9) その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対 する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられ る(法法160)。

(2) 国際最低課税額 (課税標準)

国際最低課税額(下記3)参照)は、構成会社等であ る内国法人が属する特定多国籍企業グループ等のグルー プ国際最低課税額(下記1)参照)のうち、次に掲げる 付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一 会社等に配賦される会社等別国際最低課税額(下記2) 定の場合には、1年6月) 以内に行うものとされる(法参照)に対して内国法人の所有持分等を勘案して計算し た帰属割合を乗じて計算した金額の合計額とされる(法

- 1 その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等(わが国を所在地国とするものを除く)
- (2) その特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(※)(わが国を所在地国とするものを除く)
- (※) 「共同支配会社等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (i) 最終親会社等の連結財務諸表等において持分法が適用される会社等で、その最終親会社等が直接又は間接に有する所有持分の 割合が50%以上であるもの(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等その他の一定の会社等を除く)
 - (i) に掲げる会社等の連結財務諸表等にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等(政府関係機関、国際機関その 他の一定の会社等を除く)
 - (iii) (i) 又は (ii) に掲げる会社等の恒久的施設等

1) グループ国際最低課税額の計算

ープ国際最低課税額」と「共同支配会社等に係るグルー 額」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定め プ国際最低課税額」とを合計した金額とされる。

グループ国際最低課税額は、「構成会社等に係るグル このうち、「構成会社等に係るグループ国際最低課税 る金額の合計額とされる。

区分	金額		
①構成会社等の所在地国における 国別実効税率(※1)が15%(基 準税率)を下回り、かつ、その 所在地国に係る国別グループ純 所得の金額(※2)がある場合	A+B+C-D(マイナスの場合は零) (注) A・・・その所在地国に係る当期国別国際最低課税額(※3) B・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額(※4) C・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額(※5) D・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税(※6)の額		
②構成会社等の所在地国における 国別実効税率が基準税率以上で あり、かつ、その所在地国に係 る国別グループ純所得の金額が ある場合	A+B-C(マイナスの場合は零) (注) A・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額 B・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額 C・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税の額		
③構成会社等の所在地国に係る国 別グループ純所得の金額がない 場合	【原則】 A+B-D(マイナスの場合は零) 【例外】 国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が特定国別調整後対象租税額を超える場合 A+B+C-D(マイナスの場合は零) (注)A・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額 B・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額 C・・・国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額からその所在地国に係る特定国別調整後対象租税額((A)に掲げる金額から(B)に掲げる金額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額をいう)を控除した残額 (A) その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額の合計額 (B) その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額		

- (※1) 「国別実効税率」とは、国別調整後対象租税額(その構成会社等の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税 額(下記5)参照)の合計額をいう)が、国別グループ純所得の金額のうちに占める割合をいう。
- (※2) その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額(個別計算所得等(下記4)参照)の金額が零を超える 場合におけるその零を超える額をいう)の合計額からその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額(個別 計算所得等の金額が零又は零を下回る場合のその零又はその零を下回る額をいう)の合計額を控除した残額をいう。
- (% 3)(i) に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した残額に、基準税率からその所在地国における国別実効税率を控除した割合を 乗じて計算した金額をいう。
 - (i) 国別グループ純所得の金額
 - (ii) 次に掲げる金額の合計額 (実質ベースの所得除外額)
 - √ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る給与その他の一定の費用の額の5%(経過措置あり)に相当する金
 - √ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の有形固定資産その他の一定の資産の額の5%(経過措置あり)に相当す る金額
- (※4) その対象会計年度前に開始した各対象会計年度(以下「過去対象会計年度」)における当期国別国際最低課税額につき再計算を行 うことが求められる場合において、当初の当期国別国際最低課税額がその過去対象会計年度終了の日後に生じた一定の事情を勘案 して再計算を行った当期国別国際最低課税額に満たないときのその満たない金額をいう。
- (※5) 課税分配法 (国別実効税率の計算において、特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等の所得について、その所得が分配 されたときに、その各種投資会社等の持分を有する構成会社等の所得として計算する方法をいう)を適用した構成会社等(各種投 資会社等に該当するものに限る)について、個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分の金額に基準税率を 乗じて計算した金額をいう。
- (※6) わが国以外の国又は地域の租税に関する法令において、その国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成 会社等に対して課される税(その国又は地域における国別実効税率に相当する割合が基準税率に満たない場合のその満たない部分 の割合その他の事情を勘案して計算される金額を課税標準とするものに限る)又はこれに相当する税をいう。

なお、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社 等に係る「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税 額」の計算については、基本的に「構成会社等に係るグ ループ国際最低課税額」の計算と同様とされる。

2) 会社等別国際最低課税額の計算

会社等別国際最低課税額は、「グループ国際最低課税

額」のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会 社等(わが国を所在地国とするものを除く)の所在地国 に係る上記1)の①から③までに定める金額に、その構 成会社等の個別計算所得金額がその所在地国を所在地国 とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額の うちに占める割合等を乗じて計算した金額とされる。

なお、共同支配会社等(わが国を所在地国とするもの

を除く)に係る会社等別国際最低課税額の計算について も、基本的に構成会社等に係る会社等別国際最低課税額 の計算と同様とされる。

3) 国際最低課税額の計算

国際最低課税額は、内国法人が所有持分を有する次に 掲げる構成会社等(恒久的施設等を除く。3)において 同じ)の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計 算した金額を合計した金額とされる。

区分	金額
①その内国法人(※1)がその所 有持分を直接又は間接に有する 構成会社等(②に掲げるものを 除く)	A×B (注) A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合(その内国法人の所有持分等を勘案して計算した割合をいう)
②その内国法人(※1)がその所 有持分を他の構成会社等を通じ て間接に有する構成会社等(※ 2)	A×B-C(マイナスの場合は零) (注)A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合 C・・・A×Bのうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として計算 した金額

- (※1) その構成会社等の最終親会社等、中間親会社等(その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国 におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の一定の要件を満たす中 間親会社等を除く。※2において同じ)又は被部分保有親会社等(※3)(その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額 に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等がその被部分保有親会社等の 持分の全部を直接又は間接に有する場合におけるその被部分保有親会社等を除く。(※2)において同じ)に限るものとし、その 所在地国がわが国でないものを除く。
- (※2) 当該他の構成会社等(その構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に該当するものに限る)がその構成会社等のその対 象会計年度に係る国際最低課税額等(その対象会計年度に係る国際最低課税額及び外国におけるこれに相当するものをいう)を有 する場合におけるその構成会社等に限る。
- (※3) 「被部分保有親会社等」とは、次に掲げる要件の全てを満たす一定の構成会社等をいう。
 - (i) 特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対する所有持 分を直接又は間接に有すること
 - (ii) その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等以外の者が直接又は間接に有するその構成会社等に対する一定の所有 持分の割合が20%を超えること

なお、内国法人が所有持分を有する共同支配会社等に 係る国際最低課税額の計算については、基本的に内国法 人が所有持分を有する構成会社等に係る国際最低課税額 の計算と同様とされる。

計算については、基本的に構成会社等に係る個別計算所 得等の金額の計算と同様とされる。

4) 個別計算所得等の金額の計算

個別計算所得等の金額は、当期純損益金額(最終親会 社等の連結財務諸表等の作成の基礎となる構成会社等の 純損益をいう) につき、次に掲げる調整等を行って計算 1.た金額とされる。

- 構成会社等の恒久的施設等がある場合において、そ の恒久的施設等に係る個別財務諸表があるときは、 その個別財務諸表に基づいて、当該純損益金額のう ち恒久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 構成会社等の恒久的施設等がある場合において、そ の恒久的施設等に係る個別財務諸表がないときは、 その恒久的施設等が独立した会社等であるものとし て、当期純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられ る金額を計算する
- 当期純損益金額のうちに含まれる次に掲げる金額等 を除外する
 - ▶ 構成会社等が1年以上保有している所有持分又 は一定の保有割合を有する所有持分に係る受取 配当等の金額
 - ▶ 国際海運所得等の金額

5) 調整後対象租税額の計算

調整後対象租税額は、国別実効税率を計算するための 基準とすべき税の額として構成会社等又は共同支配会社 等の当期純損益額に係る対象租税(構成会社等又は共同 支配会社等の所得に対する法人税その他の一定の税をい う) の額及び税効果会計の適用により計上される対象租 税の調整額につき、次に掲げる調整等を行って計算した 金額とされる。

なお、共同支配会社等に係る個別計算所得等の金額の

- 個別計算所得等の金額の計算上、恒久的施設等に帰 せられる当期純損益金額がある場合には、その当期 純損益金額に対応する対象租税の額についても、恒 久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 外国子会社合算税制又は外国におけるこれに相当す る税制により構成会社等又は共同支配会社等の所得 相当額に対して課された税額について、一定の方法 によりその構成会社等又は共同支配会社等に配分を 行う

(3)適用免除基準等

1) 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(各種

投資会社等を除く。1)において同じ)が各対象会計年 の構成会社等の所在地国における当期国別国際最低課税 度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、そ 額は、ないものとされる(法法82の2⑥)。

- その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定 多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として計算した金額が1,000万ユーロ相当額に満たないこと
- その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定 (2) 多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として計算した金額が100万ユーロ相当額に満たないこと

なお、共同支配会社等に係る適用免除基準について 地方法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられ も、基本的に構成会社等に係る適用免除基準と同様とさ れる。

2) 経過的な適用免除基準

一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過 的な適用免除基準が措置されるほか、所要の措置が講じ られる(改正法附則14)。

3) その他

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は、 青色申告制度の対象外とされる。ただし、更正の理由付 記の対象とされ、推計課税の対象外とされる(法法 れる(法法150の3)。 131)。

(4) 特定基準法人税額に対する地方法人税 (国 ■ その構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率 税)の創設

1) 課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税 対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税 額に対する地方法人税を課することとされる(地方法 4)。

2) 税額の計算

- 特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課 税対象会計年度の特定基準法人税額(課税標準)に 907分の93の税率を乗じて計算した金額とされる (地方法24の3)
- 特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課 税額に対する法人税の額とされる(附帯税の額を除 く) (地方法6②)

3) 申告及び納付等

特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付 は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一 定の場合には、1年6月)以内に行うものとされる(地 方法24の4)。

なお、電子申告の特例等については、基準法人税額に 対する地方法人税と同様とされ、その他所要の措置が講 じられる。

4) その他

質問検査、罰則等については、基準法人税額に対する

る。

(5) 情報申告制度の創設

1) 概要

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である 内国法人は、次に掲げる事項その他必要な事項及び上記 (3)の1)の適用を受けようとする旨等(特定多国籍企 業グループ等報告事項等)を、各対象会計年度終了の日 の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に、 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、納 税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととさ

- 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名
- その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低 課税額

2) 提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国 の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係る特定 多国籍企業グループ等報告事項等の提供をわが国に対し て行うことができると認められるときは、その特定多国 籍企業グループ等報告事項等の提供義務者である内国法 人の提供義務を免除することとされる(法法150の3 (3))

ただし、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供 義務が免除される内国法人は、その特定多国籍企業グル ープ等の最終親会社等に関する情報(最終親会社等届出 事項)を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月 (一定の場合には、1年6月) 以内に、電子情報処理組織 を使用する方法(e-Tax)により、納税地の所轄税務署 長に提供しなければならないこととされる。

3) その他

特定多国籍企業グループ等報告事項等の不提供及び虚 偽報告に対する罰則が設けられる。

(6) 適用関係

1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税 (上記(1))

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年

度から適用される(改正法附則11)。

2) 特定基準法人税額に対する地方法人税(上記(4)) 内国法人の令和6年4月1日以後に開始する課税対象会

計年度から適用される(地方法改正法附則17)。

3) 情報申告制度(上記(5))

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年 ほか、所要の措置が講じられた。 度の国際最低課税額に対する法人税について適用される (改正法附則16①)。

2. 外国子会社合算税制等の見直し

(1)概要

グローバル・ミニマム課税への対応に伴い導入される 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税による 企業の追加的な事務負担の軽減を図るため、内国法人に 係る外国子会社合算税制について、次の改正が行われた

項目	改正内容
特定外国関係会社に対する 会社単位の合算課税適用判 定に係る租税負担割合 (措法66の6⑤一)	特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上(現行:30%以上)である場合には、会社単位の合算課税を適用しないこととされた。
申告書添付要件 (措法66の6⑪、⑫)	 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類につき保存義務を課すこととされた ▶ 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社 ▶ 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(株主等に関する事項を記載するものに限る)の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされた

(2) 適用関係

上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始 する事業年度について適用される。

以上

国の会計と関連制度(5回目) ~財政投融資の概要(その1)

公認会計士 長村 彌角

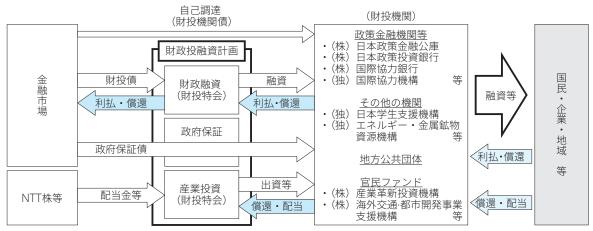
国は、税収入を財源として政策経費を賄う一般会計 と、特定の事業目的のために一般会計と財源を区分した 特別会計を設け、直接又は政府関係機関や独立行政法人 を通じて、国の行政サービスを展開している。このうち 財政投融資特別会計では、税負担によることなく国の信 用力を背景に市場より国債発行により調達した有償資金 や政府出資機関からの配当収入などを、政府関係機関や 独立行政法人などへ投資・融資する仕組み、政府関係機 関や独立行政法人の発行する債券への政府保証すること で低コストでの資金調達を可能にする仕組みがあり、こ れを「財政投融資」という。財政投融資は、政府の政策 に応じて資金融資をしたり出資をするなど、税財源とは 異なるリスクマネー提供の側面ももつ。この財政投融資 の概要について、本稿(5回目)と次稿(6回目)にわ たり、解説する。

1. 財政投融資とは

財政投融資とは、税財源に頼ることなく、財政投融資 特別会計国債(以下「財投債」という。)(国債の一種) の発行などにより調達した資金をもとに、政策的に実施 が必要であるものの、必ずしも民間ではリスクテイク出 来ない、もしくは対応出来ない事業などに対して、実施 を可能にするための国による投融資活動である。

財政投融資は、「財政融資」「産業投資」「政府保証」 の3類型により構成され、「財政投融資対象機関(財投 機関)」を通じて、民間部門や地方公共団体などに対し て投融資している。また、財政融資のための資金を「財 政融資資金」という。

(図表1:財政投融資の仕組み)



(出所:財務省理財局「財政投融資リポート2023」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/FILP_Report2023. pdf))

財政融資資金とは、「政府の特別会計の積立金及び余 裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資 資金に預託されたもの、財政投融資特別会計の財政融資 資金勘定の積立金及び余裕金並びに当該勘定からの繰入 金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又 は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有 利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増 進に寄与することを目的」(財政融資資金法(以下「資 金法」という。)第1条)として資金法第2条により設置 された財政融資を行うための財源である。また、財投債

とは、財政融資資金の財源を目的として発行される国債 であり、通常の国債と合わせて発行されるため商品性は 通常の国債と同じであるものの、その償還財源は財政融 資資金として融資された貸付金の回収により賄われる点 で、償還財源が租税などによる通常の国債と異なる。な お、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に 基づいた国民経済計算体系(SNA)上も一般政府の債 務には分類されない。財政投融資対象機関(財投機関) とは、財政投融資を利用している機関、例えば政府関係 機関、独立行政法人などをいう。

なお、図表1の「財政投融資計画」は、財政融資資金 の運用期間が5年以上にわたる場合に、財政融資資金の 長期運用に対する特別措置に関する法律(以下「長期運 用特措法」という。) 第5条第1項に基づき運用対象区分 ごとに予算をもって国会の議決を経る必要があり、この 際に内閣から国会に提出が必要な計画である。財務大臣 は、財政投融資計画を作成するにあたって、あらかじめ 財政制度等審議会の意見を聴かなければならないことに なっている(長期運用特措法第5条第3項)。

(1) 財政投融資の3類型

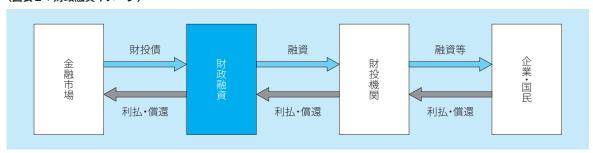
① 財政融資

財政融資は、財投債の発行により調達した資金に加 え、特別会計等(年金特別会計の国民年金勘定及び厚生 年金勘定を除く)から預託された積立金・余裕金である

預託金、財投機関からの回収金などにより構成される財 政融資資金を、財投機関に融資(貸付)するものであ る。融資は政策的な必要性の視点から、原則として長 期、固定であり、利率は調達資金(財投債)の調達金利 とほぼ同率(低利)の固定利率で行なわれる。財政融資 資金の運用は財政投融資特別会計財政融資資金勘定で経 理され、一般会計からの繰入れのない独立採算で運営さ れている。

なお、財投機関債とは財投機関が民間の金融市場にお いて発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを 保証していない公募債であり、2001年度の財政投融資 改革において導入され、発行体の信用力に依存した普通 社債と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証 券の2種類に大別される。

(図表2:財政融資イメージ)



(出所:財務省理財局「財政投融資リポート2023」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/FILP_Report2023. ((fbq

財政融資資金の財源は、資金法第4条において次に限 定されている。

- ・財政融資資金に預託することが要求されている政府の 特別会計の歳入歳出決算上の剰余金(財政投融資特別 会計の財政融資資金勘定並びに年金特別会計の国民年 金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く)
- ・国庫余裕金(国庫において、支払い上余裕が生じた現 金)
- 特別会計(財政投融資特別会計の財政融資資金勘定を 除く)の余裕金(国債整理基金特別会計において国債 を保有する場合を除く)
- ・他の法令により預託された資金
- ・財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金及び余
- ・特別会計に関する法律(以下「特会法」という。)第 64条第1項により財政融資資金に繰り入れることとさ れている、財政融資資金勘定において借入もしくは公 債発行した額の相当額

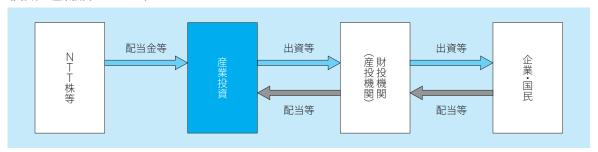
また、資金法第1条では、「その資金をもつて国、地 方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対し て確実かつ有利な運用となる融資を行う」とされている ことから、公共の利益の増進や償還確実性の観点が重要 となる。運用先は資金法第10条により、国や政府関係 機関、地方公共団体、独立行政法人などに限定されてい る。

財政融資資金の運用にあたっては、財務大臣は必要な 計画(財政融資資金運用計画)を定めて、あらかじめ財 政制度等審議会の意見を聞く必要があり(資金法第11 条)、運用結果については、財務大臣は、毎年度財政融 資資金運用報告書(運用の状況、運用資産の異動状況に 加え、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の貸借対 照表及び損益計算書を添付)を作成し、年度経過後4か 月(翌年度の7月)以内に財政制度等審議会に提出する ことが求められている(資金法第12条)。

② 産業投資

産業投資は、特会法第50条において「産業の開発と 貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と されており、日本電信電話(㈱や日本たばこ産業(㈱などの 政府出資先からの株式配当金や株式売却収入、国庫納付 金などを財源として、財投機関に対して出資や融資を行 うものである。産業投資は、政策的な必要性が高いもの の、必ずしも民間のみでは十分に資金が供給されない事 業に対してリスクマネーとして供給するもので、これに より民間からの投資などの資金を呼び込むきっかけにも なっている。産業投資は、特会法第50条の目的に合致 し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている 政府関係機関や独立行政法人などが対象となる。出資対 象先には官民ファンド(代表的なファンドとして、民間 る。 資金等活用事業推進機構や産業革新投資機構など)もあ

(図表3:産業投資のイメージ)



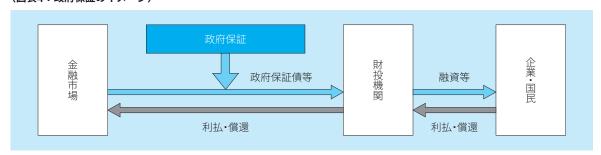
(出所:財務省理財局「財政投融資リポート2023」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/FILP_Report2023. ndf))

財投機関から最終的には民間企業等に出資等され、当 該民間企業等からの配当などを原資として、財投機関は 国に対して配当や利払いを行う。したがって、リスクマ ネーではあるものの一定の収益性が期待される。業績が あがらない場合などには、国の出資等は省庁別財務書類 作成基準に従い、特別会計において評価減などが検討さ れる。産業投資は財政投融資特別会計投資勘定で経理さ れている。

③ 政府保証

政府保証とは、財投機関が自ら直接、金融市場で債券 発行や借入により資金調達をする際に、元本及び利払い について政府が保証する信用供与である。このような政 府保証は国の財務書類には直接オンバランスはされない 簿外債務であるが、国の財務書類に注記されている。政 府保証は、政府関係機関や独立行政法人などのうち、そ の設立法において政府保証を受けることができる旨の規 定がある法人が対象機関となる。なお、政府が保証して 発行される債券を政府保証債という。

(図表4:政府保証のイメージ)



(出所:財務省理財局「財政投融資リポート2023」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/FILP_Report2023. pdf))

政府保証債は、政府保証のない債券発行よりも有利な 条件で発行できる一方で、政府が直接発行する財投債よ りも不利な条件になることがある。このような事情もあ り平成13年度(2001年度)の財政投融資改革により、 財投債により調達した資金を財投債と同じ利率で融資す る「財政融資」の活用が導入されたため、産業投資は抑 制的に用いられている。

2. 財政投融資と特別会計

財政投融資のうち、財政融資及び産業投資は、それぞ れ財政投融資特別会計の財政融資資金勘定及び投資勘定 で経理されている。財政投融資特別会計は、特会法第 50条により、財政融資資金の運用並びに産業の開発及 び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に 関する経理を明確にすることを目的としており、特会法 第19条第1項により作成された令和3年度の各財務書類 (一部) は図表6及び図表7のとおりである。

① 財政融資資金勘定

財政融資資金勘定が財政融資の実態を表している。令 和3年度の財政融資資金勘定では、公債(財投債)及び 特別会計等からの預託金が財政融資資金の財源として負 債に計上(137兆1,903億円)され、それに見合う額が 財投機関に対する貸付金(融資)として資産計上(130 兆4,215億円)されている。主な融資先として地方公共 団体(42兆6,434億円)、㈱日本政策金融公庫(21兆 4,233億円)、独立行政法人都市再生機構(8兆9,935億 円)があり、これらの合計で貸付金残高の56%を占め ている。未融資額(現金・預金)は次年度以降の公債や 預託金の元利返済資金などに充当される。また、キャッ シュ・フロー(区分別収支計算書)面でも、業務収支と しては融資の実行(貸付金)(21兆5,401億円)と回収 (21兆5,679億円)、財務収支としては公債(財投債) の発行(10兆1,145億円)と償還(24兆1,516億円)、 預託金の受入れ(44兆5,754億円)と払戻し(40兆 ているが、特会法第53条には一般会計からの繰入が歳 8,616億円)が中心的な動きとなっている。令和3年度 の新たな融資として、独立行政法人科学技術振興機構に独立採算で運営されている。

創設された総額10兆円規模の大学ファンド(https:// www.mext.go.jp/content/20210304-mxt_ gakkikan-000013198_03.pdf) の一部として4兆円 (回収期限:令和43年度)がある。

2020年度(令和3年度)は、単年度では運用収入 6,606億円に対して預託金及び財投債の利息合計が 7,981億円となり、約1,375億円のマイナス運用になっ 入として規定されていないことから、特別会計としては

(図表6:財政融資資金勘定の財務書類(一部))

財政融資資金勘定

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (令和3年3月31日)	本会計年度 (令和4年3月31日)		前会計年度 (令和3年3月31日)	本会計年度 (令和4年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	18,519,753	8,112,225	未払金	3	3
未収収益	76,216	71,361	未払費用	135,611	125,160
貸付金	130,449,393	130,421,520	預り金	1,432	1,259
有形固定資産	0	0	賞与引当金	203	191
物品	0	0	公債	118,854,660	104,741,686
無形固定資産	2,899	2,923	預託金	28,734,850	32,448,622
			退職給付引当金	2,775	2,914
			他会計繰戻未済金	450	450
			負債合計	147,729,988	137,320,289
			く資産・負債差額の)部>	
			資産・負債差額	1,318,275	1,287,741
資産合計	149,048,263	138,608,030	負債及び資産・ 負債差額合計	149,048,263	138,608,030

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/zaitou/zaitou_zaimu2021.pdf))

財政融資資金勘定

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

			前会計年度		本会計年度
		自	令和2年4月1日	自	令和3年4月1日
		至	令和3年3月31日	至	令和4年3月31日
1	前年度末資産・負債差額		1,316,479		1,318,275
Ш	本年度業務費用合計	\triangle	738,387	\triangle	686,314
Ш	財源		740,182		655,780
	1 自己収入		740,182		655,780
	運用益		740,173		655,777
	その他の財源		9		2
IV	本年度末資産・負債差額		1,318,275		1,287,741

(出所:財務省HP(https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/zaitou/zaitou_zaimu2021.pdf))

区分別収支計算書

(単位:百万円)

			\/ A = 1 /		(十位・口/) 1)
		(+	前会計年度	(-	本会計年度
			令和2年4月1日 令和3年3月31日		令和3年4月1日 令和4年3月31日
	業務収支	(土	サポンサンけン・ロ)	Œ	コポサナンゴン「口)
'	1 財源				
	自己収入				
	運用収入		749,300		660,632
	その他の収入		4,786		2,372
	貸付金の回収による収入		21,294,237		21,567,989
	前年度剩余金受入 財源合計		5,258,975 27,307,300		18,519,753 40,750,747
	2 業務支出		27,307,300		40,730,747
	(1) 業務支出(施設整備支出除く)				
	人作費	\triangle	3,447	\triangle	3,457
	運用手数料	\triangle	20	Δ	20
	一般会計への繰入	\triangle	0	Δ	0
	貸付けによる支出	Δ	33,746,704		21,540,115
	庁費等の支出	\triangle	3,072	Δ	2,540
	その他の支出	Δ	265		17
	業務支出(施設整備支出除く)合計	${\triangle}$	33,753,512	${\triangle}$	21,546,152
	業務支出合計	\triangle	33,753,512	\triangle	21,546,152
	業務収支	_	6,446,211		19,204,595
l II	財務収支		5,		, ,
	公債の発行による収入		39,075,083		10,144,585
	公債の償還による支出	\triangle	11,311,517	\triangle	24,151,677
	預託金の受入による収入		40,688,781		44,575,470
	預託金の払戻による支出	\triangle	42,649,306	\triangle	40,861,699
	預託金利息	\triangle	183,436	\triangle	170,268
	利息の支払額	\triangle	652,914	\triangle	627,903
	公債事務取扱に係る支出	\triangle	725	\triangle	878
	財務収支		24,965,965	\triangle	11,092,370
;	本年度収支		18,519,753		8,112,225
3	翌年度歳入繰入		18,519,753		8,112,225
;	本年度末現金・預金残高		18,519,753		8,112,225

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/zaitou/zaitou_zaimu2021.pdf))

② 産業投資

勘定では、出資金(15兆3,615)が資産合計額の97%、 主な出資先として日本電信電話㈱(4兆4,676億円)、㈱ 融資の財源は資産・負債差額に計上されていることがわ 日本政策投資銀行(3兆7,588億円)、㈱国際協力銀行 (2兆8,672億円) の3機関合計で出資金合計の72%を占 める。資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書か らは、これらの出資先機関からの納付金収入(㈱日本政 設定が可能なため、資本性劣後ローンなどを取扱う㈱日 策金融公庫、㈱国際協力銀行、地方公共団体金融機構、 独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人鉄道建 設・運輸施設整備支援機構からの国庫納付金)、配当金

収入(日本たばこ産業㈱、日本電信電話㈱、㈱日本政策 産業投資は投資勘定で経理される。令和3年度の投資 投資銀行、㈱商工組合中央金庫及び㈱民間資金等活用事 業推進機構からの配当金)が収入の中心であり、出資や かる。産業投資は、これらの収入を財源として出資(再 出資を含む)や融資(追加融資を含む)をしている。ま た、貸付金は、固定利率ではなく業績連動型の変動金利 本政策金融公庫(172億円)及び㈱商工組合中央金庫 (469億円)の2機関に対して残高がある。

(図表7:投資勘定の財務書類(一部))

投資勘定

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(令和3年3月31日)	(令和4年3月31日)		(令和3年3月31日)	(令和4年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	391,727	496,303	未払金	0	0
たな卸資産	25	25	賞与引当金	5	4
未収収益	0	0	退職給付引当金	28	28
貸付金	71,547	64,207	負債合計	34	32
無形固定資産	0	0	く資産・負債差額の	の部>	
出資金	14,457,725	15,361,567	資産・負債差額	14,920,992	15,922,071
資産合計	14,921,027	15,922,104	負債及び資産・ 負債差額合計	14,921,027	15,922,104

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/zaitou/zaitou_zaimu2021.pdf))

投資勘定

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

			前会計年度		本会計年度
		自	令和2年4月1日	自	令和3年4月1日
		至	令和3年3月31日	至	令和4年3月31日
	前年度末資産・負債差額		14,204,044		14,920,992
11	本年度業務費用合計	\triangle	206,218		40,083
II	I 財源		554,558		315,459
	1 自己収入		354,558		315,459
	納付金収入		117,773		74,066
	貸付金利子収入		67		92
	預託金利子収入		11		6
	配当金収入		236,706		241,293
	その他の財源		0		0
	2 他会計からの受入		200,000		-
	一般会計からの受入		200,000		_
	資産評価差額		368,608		725,702
\ \	本年度末資産・負債差額		14,920,992		15,922,071

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/zaitou/zaitou_zaimu2021.pdf))

投資勘定

区分別収支計算書

(単位:百万円)

		自至	前会計年度 令和2年4月1日 令和3年3月31日	自至	本会計年度 令和3年4月1日 令和4年3月31日
	業務収支				
	1 財源				
	自己収入				
	納付金収入		117,773		74,066
	貸付金利子収入		67		92
	預託金利子収入		11		6
	配当金収入		236,706		241,293
	その他の収入		0		0
	他会計からの受入				

1				ı
一般会計からの受入		200,000		_
貸付金の回収による収入		1,925		7,340
出資金の回収による収入		2,844		10,800
前年度剰余金受入		553,618		391,727
財源合計		1,112,947		725,326
2 業務支出				
(1) 業務支出(施設整備支出除く)				
人件費	\triangle	78	\triangle	71
一般会計への繰入	\triangle	146,131		-
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	\triangle	60,000	\triangle	40,000
出資による支出	\triangle	514,999	\triangle	188,938
庁費等の支出	\triangle	8	\triangle	12
業務支出(施設整備支出除く)合計	$\overline{\triangle}$	721,219	\triangle	229,023
業務支出合計	\triangle	721,219	\triangle	229,023
業務収支		391,727		496,303
Ⅱ 財務収支				
財務収支		_		_
本年度収支		391,727		496,303
翌年度歳入繰入		391,727		496,303
本年度末現金・預金残高		391,727		496,303

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/zaitou/zaitou_zaimu2021.pdf))

③ 政府保証

政府保証について、令和3年度の国の財務書類では図 と政府保証借入金(1兆519億円)の合計30兆8,690億 表8の注記がされている。政府保証債(29兆8,170億円) 円が、財政投融資の政府保証残高(令和3年度)である。

(図表8:政府保証に関する注記)

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

(単位:百万円)

種類		機関名	残高
		日本高速道路保有・債務返済機構	13,671,500
		地方公共団体金融機構	4,010,000
		預金保険機構	1,480,000
		株式会社日本政策投資銀行	1,315,000
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構	800, 000
	国	株式会社日本政策金融公庫	735,000
	国内債	新関西国際空港株式会社	247,100
政	須	独立行政法人住宅金融支援機構	220,000
府		中部国際空港株式会社	154,500
政府保証債		民間都市開発推進機構	95,800
慎 		株式会社民間資金等活用事業推進機構	88,000
		株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	10,000
		計	22,826,900
		株式会社国際協力銀行	4,926,650
	国外債	株式会社日本政策投資銀行	1,784,900
	債	独立行政法人国際協力機構	278,640
		計	6,990,190
		再 計	29,817,090

	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	476,362
	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	200,000
政府	銀行等保有株式取得機構	180,000
保	株式会社産業革新投資機構	150,000
政府保証借入金	預金保険機構	25,500
人 金	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	14,600
	民間都市開発推進機構	5,500
	≣†	1,051,962
	原子力事業者損失補償	2,784,000
損失補償	ロケット落下等損害賠償補償	2,450,000
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	展覧会における美術品損害補償	141,581
	計	5,375,581
	合 計	36,244,634

⁽注1) 残高については、「令和3年度一般会計国の債務に関する計算書」における翌年度以降への繰越保証債務額を記載している(独立 行政法人農業者年金基金借入金の元利払保証を除く)。

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2021/national/fy2021gassan.pdf))

3. 財政投融資計画と財政融資資金運用 計画

(1) 令和5年度財政投融資計画

令和5年度の財政投融資計画 (https://www.mof. go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/ sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa041221/ zaito041221_02.pdf) は、財務省財政制度等審議会 財政投融資分科会(令和4年12月21日)において審議 され了承されている。同分科会の議事録によれば、令和 5年度においては、「事業者への資金繰り支援に引き続 き万全を期すこと、それからリスクマネーを供給する産 業投資を最大限活用しつつ「新しい資本主義」の加速、 それから外交や安全保障環境の変化への対応、こうした

分野に重点配分」している。令和5年度は総額16兆 2,687億円であり、内訳として財政融資12兆7,099億円 (78.1%)、産業投資4,298億円(2.6%)、政府保証3兆 1,290億円(19.2%)である。令和4年度の当初計画に 比べ、財政融資では独立行政法人科学技術振興機構が4 兆8,889億円の減少(上述の「大学ファンド」相当分) となっており、令和4年度当初計画にこれを考慮すると 財政融資は1兆1,500億円の増加となっている。また、 政府保証では独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構が1兆1,330億円の増加となっている。これは民営 化時に引き継いだ債務償還にあたり、償還額と償還財源 のひとつである高速道路貸付料収入との差額部分を市場 調達するが、その際に一部に政府保証を付しているもの である。

令和5年度財政投融資計画

令和4年12月 日 務 (単位:億円)

	財政融資		産業投資		Tile 172	政府保証		計	参考			
機関名	別以	慰貝	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		以心床皿		合	ĒΙ	自己資金等		再	計
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
(特別会計) 食料安定供給特別 会計	8	8	_	_	_	_	8	8	136	103	144	111
エネルギー対策特 別会計	104	83	_	_	_	_	104	83	14,883	15,292	14,987	15,375
自動車安全特別会計	1,645	1,185	_	_	_	_	1,645	1,185	104	641	1,749	1,826
(政府関係機関) 株式会社日本政策 金融公庫	47,927	60,687	189	288	_	_	48,116	60,975	(2,900) 59,758	(2,900) 26,380	107,874 107,874	87,355
沖縄振興開発金融 公庫	2,217	1,994	26	70	-	_	2,243	2,064	(100) 704	(100) 384	2,947	2,448
株式会社国際協力 銀行	4,010	9,810	850	900	11,200	9,010	16,060	19,720	(200) 6,940	(200) 6,780	23,000	26,500
独立行政法人国際 協力機構	5,237	10,431	_	_	1, 180	2,255	6,417	12,686	(800) 7,783	(800) 6,254	14,200	18,940

⁽注2) 外貨建債務については、邦貨換算額で記載している。

1/4 BB 6	財政	融資	産業	投資	政府	保証	合	計	4-1	参	考	=1
機関名	4年度	 5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	自己資 4年度	5年度	再 4年度	5年度
(独立行政法人等) 全国土地改良事業 団体連合会	9	13	-	_	_	_	9	13	9	17	18	30
日本私立学校振 興・共済事業団	221	272	_	_	_	_	221	272	349	303	570	575
独立行政法人日本 学生支援機構	5,849	5,881	_	_	_	_	5,849	5,881	(1,200) 359	(1,200) 69	6,208	5,950
国立研究開発法人 科学技術振興機構	48,889	_	_	_	_	-	48,889	_	(200) 200	_	49,089	_
独立行政法人福祉 医療機構	8,565	2,642	_	_	_	_	8,565	2,642	(200) 207	(200) 533	8,772	3,175
独立行政法人国立 病院機構	111	286	_	_	_	_	111	286	162	74	273	360
国立研究開発法人 国立成育医療研究 センター	10	9	_	_	-	_	10	9	_	_	10	9
国立研究開発法人 国立長寿医療研究 センター	2	2	-	_	_	-	2	2	_	_	2	2
独立行政法人大学 改革支援・学位授 与機構	511	758	_	_	_	_	511	758	(50) 45	(50) 46	556	804
独立行政法人鉄道 建設・運輸施設整 備支援機構	2,370	439	31	12	_	-	2,401	451	(800) 2,073	(530) 1,937	4,474	2,388
独立行政法人住宅 金融支援機構	349	307	_	_	2,200	2,200	2,549	2,507	(23,772) 22,366	(21,745) 21,909	24,915	24,416
独立行政法人都市 再生機構	5,124	5,000			_	1	5,124	5,000	(1,100) 8,429	(1,100) 8,856	13,553	13,856
独立行政法人日本 高速道路保有·債 務返済機構	2,000	_	_	_	1,200	12,530	3,200	12,530	(2,000) 41,418	(3,900) 26,214	44,618	38,744
独立行政法人水資 源機構	14	4	_	_	_	1	14	4	(70) 1,299	(100) 1,286	1,313	1,290
国立研究開発法人 森林研究・整備機 構	49	46	_	_	_	-	49	46	270	277	319	323
独立行政法人エネ ルギー・金属鉱物 資源機構	3	4	546	1,392	_	-	549	1,396	740	803	1,289	2,199
(地方公共団体) 地方公共団体	26,264	24,238	_	_	_	_	26,264	24,238	75,550	70,756	101,814	94,994
(特殊会社等)株 式会社脱炭素化支 援機構	-	_	200	400	_	_	200	400	40	200	240	600
株式会社日本政策 投資銀行	3,000	3,000	500	400	3,500	3,500	7,000	6,900	(6,300) 18,900	(6,400) 17,900	25,900	24,800
一般財団法人民間 都市開発推進機構	-		_	_	350	350	350	350	100	100	450	450
中部国際空港株式 会社	-	-	_	_	231	161	231	161	(50) 55	(97) 157	286	318
株式会社民間資金 等活用事業推進機 構	-	-	_	_	500	500	500	500	300	300	800	800
株式会社海外需要 開拓支援機構		_	90	80		_	90	80	200	200	290	280
株式会社海外交 通・都市開発事業 支援機構	_	-	580	512	589	575	1,169	1,087	58	51	1,227	1,138

	財政融資		産業投資		政府保証		合	ā†	参考				
機関名									自己資	金等	再	計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	
株式会社海外通													
信・放送・郵便事	_	_	250	244	155	209	405	453	_	_	405	453	
業支援機構													
合 計	164,488	127,099	3,262	4,298	21,105	31,290	188,855	162,687	(39,742)	(39,322)			

- 1 財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することがで きる。
- 2 「産業競争力強化法」(平25法98)第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第27項に規定する特定政 府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、「株式会社産業革新投資機構」 に承継されるものとする。
- (注) 1.「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7) 第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
 - 2.「4年度」欄は、令和4年度当初計画額である。
 - 3.「自己資金等」欄の () 書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券 をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
 - 4.「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
 - 5. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和5年度財政投融資原資見込

	令 和 4 年 度	令和5年度
	億円	億円
財政融資	164,488	127,099
財政融資資金	164,488	127,099
産業投資	3,262	4,298
財政投融資特別会計投資勘定	3,262	4,298
政府保証	21,105	31,290
政府保証国内債	6,525	17,825
政府保証外債	14,180	13,065
政府保証外貨借入金	400	400
合 計	188,855	162,687

- (注) 1. 令和4年度欄の金額は、当初計画額である。
 - 2. 財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和5年度において、財政投融資特別会 計国債12.0兆円(令和4年度予算25.0兆円)の発行を予定している。
 - 3. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和5年度財政投融資使途別分類表

(単位:億円)

区分	財政	融資	産業	投資	政府	保証	合 計		
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	
(1)中小零細企業	35,475	49,429	192	286	_	_	35,667	49,715	
(2)農林水産業	6,988	7,932	_	30	_	_	6,988	7,962	
(3)教育	56,706	8,047	_	_	_	_	56,706	8,047	
(4)福祉・医療	10,440	4,362	_	_	_	_	10,440	4,362	
(5)環境	727	607	200	400	_	_	927	1,007	
(6)産業・イノベーション	6,062	6,579	523	442	3,500	3,500	10,086	10,521	
(7)住宅	5,948	5,481	_	_	2,200	2,200	8,148	7,681	
(8)社会資本	24,060	15,670	_	_	2,281	13,541	26,341	29,211	
(9)海外投融資等	9,247	20,241	2,347	3,140	13,124	12,049	24,718	35,430	
(10)その他	8,836	8,751	_	_	_	_	8,836	8,751	
合 計	164,488	127,099	3,262	4,298	21,105	31,290	188,855	162,687	

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 - 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(2)財政融資資金運用計画

令和5年度の財政融資資金運用計画(https://www. 制度等審議会 財政投融資分科会(令和4年12月21日) mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_ において審議され了承されている。同計画には財政投融 council/sub-of_filp/proceedings/material/ 資計画のうち財政融資について、運用先と使途区分が記 zaitoa041221/zaito041221_03.pdf) は、財務省財政 載されている。

令和5年度財政融資資金運用計画

(単位:億円)

運用の部		原資の部	
項目	金額	項目	金額
1. 特別合計	1,276	財政投融資特別会計からの繰入金等	127,099
食料安定供給特別会計	8		
エネルギー対策特別会計	83		
自動車安全特別会計	1,185		
2. 政府関係機関	82,922		
株式会社日本政策金融公庫	60,687		
沖縄振興開発金融公庫	1,994		
株式会社国際協力銀行	9,810		
独立行政法人国際協力機構	10,431		
3. 独立行政法人等	15,663		
全国土地改良事業団体連合会	13		
日本私立学校振興・共済事業団	272		
独立行政法人日本学生支援機構	5,881		
独立行政法人福祉医療機構	2,642		
独立行政法人国立病院機構	286		
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	9		
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2		
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	758		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	439		
独立行政法人住宅金融支援機構	307		
独立行政法人都市再生機構	5,000		
独立行政法人水資源機構	4		
国立研究開発法人森林研究・整備機構	46		
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4		
4. 地方公共団体	24,238		
5. 特殊会社等	3,000		
株式会社日本政策投資銀行	3,000		
合 計	127,099	合 計	127,099

令和5年度財政融資資金運用計画使途別分類表

(単位:億円)

区分	4年度	5年度
(1)中小零細企業	35,475	49,429
(2)農林水産業	6,988	7,932
(3)教育	56,706	8,047
(4)福祉・医療	10,440	4,362
(5)環境	727	607
(6)産業・イノベーション	6,062	6,579
(7)住宅	5,948	5,481
(8)社会資本	24,060	15,670
(9)海外投融資等	9,247	20,241
(10)その他	8,836	8,751
合計	164,488	127,099

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数にお いて合計とは合致しないものがある。
 - 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

4. 財政投融資改革

(1) 財政投融資改革

財政投融資は、2001年の改革(財政投融資改革)を 経て、現在の制度に落ち着いている。財政投融資改革と は、財政投融資の資金調達のあり方を抜本的に見直した もので、資金運用部資金法を根拠として、郵便貯金や年 金積立金といった極めて潤沢な財源資金が、政策的に必 要とされる資金需要に関係なく自動的に資金運用部資金 (現在の財政融資資金) に流れ込んでいた点や政策コス トの十分な分析のないまま財投機関へ融資されていた点 などに関して、財政投融資の肥大化や特殊法人等が実施 する社会資本などへの投資が非効率な状態のまま改善さ れないなどが指摘されていたことなどを抜本的に見直 し、新たな資金調達(財投債、財投機関債)へと移行さ れたものである。

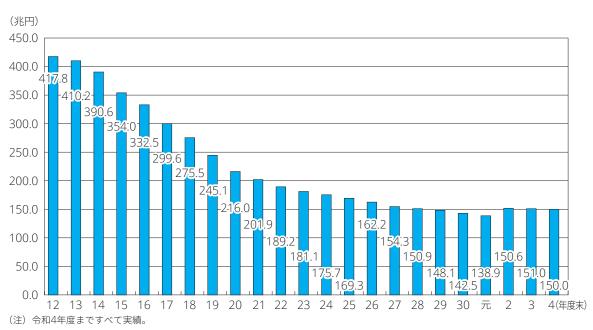
財政投融資改革のポイントは主に次の点にある。

- ① 郵便貯金及び年金積立金の全額預託義務の廃止と郵 便貯金及び年金積立金の各自主運用化、財政投融資 に必要な資金の財投債による調達への移行
- ② 財投機関による自主調達手段としての財投機関債の 発行
- ③ 償還確実性や民業補完の視点(民間でできることは 民間で)を踏まえた、真に必要な資金の精査
- ④ 政策コスト分析の導入と情報開示による財投機関の 規律の確保

この改革に加え、「特殊法人等整理合理化計画」(2001 年閣議決定(https://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/ tokusyu/gourika/index.html) などもあり、財政投融 資計画残高は2000年度(平成12年度)の417兆円をピ ークに2021年度(令和4年度)は150兆円まで減少した (図表9)。

(図表9:財政投融資残高推移)

財政投融資計画残高の推移(ストック)

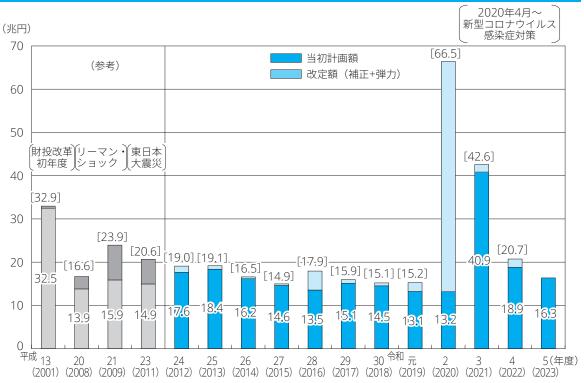


(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/filp_statistics/zandaka_suii04.pdf))

なお、同期間の財政投融資計画額(フロー)の推移は 図表10のとおりである。平成13年度以降減少傾向を維 持し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策など として計画改定額が53.3兆円あるものの、令和5年度年 度計画は財政投融資改革以降の他の年度と同水準まで下 がっている。

(図表10:財政投融資計画額(フロー)の推移)

財政投融資計画額の推移(フロー)



(注) 当初計画ベース。 [] は補正による改定額及び弾力追加額を加えた計数。

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/filp_statistics/gaku_suii.pdf))

(参考)

図表10の令和2年度補正等は過去最大規模であるが、その経過と内訳は以下のとおりである。

予算成立日 予算額(億円)						
ア昇成立口 又は変更日	区分	財政融資	産業投資	政府保証	合計	主な内容
2020/3/27	当初予算	111,864	4,510	15,821	132,195	_
2020/4/30	補正	99,877	1,000	1,000	101,877	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)を踏まえ、事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策等に万全を期す。
2020/6/12	2次補正	328,258	1,000	65,000	394,258	中小・小規模事業者や中堅・大企業等の 資金繰りのため、実質無利子・無担保融 資を含む、融資規模の拡充や資本制資金 の活用など、金融機能の強化の向けた対 応を行う。補正追加額、補正後計画額と もに過去最高。
2020/9/18	計画の 一部変更 (※)	7,930	_	_	7,930	新型コロナウイルス感染症の影響が長期 化し、医療機関等の経営に継続的に影響 が出ていることからの更なる資金繰り支 援。
2020/9/25	計画の 一部変更 (※)	621	_	_	621	令和2年7月豪雨による災害への対応として、令和2年度予算における予備費使用に伴う災害復旧事業等の実施に必要な資金を確保。

予算成立日	区分		予算額(億円)		主な内容	
又は変更日	E)	財政融資	産業投資	政府保証	合計	포장인함
2021/1/28	3次補正	14,121	200	20	14,341	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)に基づき、低金利状況を活かして、生産性向上や国土強靱化の加速を図ると共に、ポストコロナ時代の社会・経済構造変化に対応した民間投資を促進。
2021/2/26	計画の 一部変更 (※)	13,281	_	_	13,281	令和2年度補正予算(第3号)の成立等に 伴い地方公共団体が実施する事業にかか る資金の確保及び新型コロナウイルス感 染症の影響による減収に伴う地方公共団 体の資金繰り支援としての減収補塡債の 引受け。
合計		575,952	6,710	81,841	664,503	

(出所:令和2年度財政投融資計画(https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2020/index.htm)から集計)

5. 最後に

本稿では、財政投融資の概要として、財政融資、産業 投資、政府保証の3類型と財政投融資計画、特別会計と の関係について解説した。財政投融資は、金融市場から 国の信用力を背景に資金調達をする一方で、償還確実性 が重要となる。そのために、財政投融資を利用する事業 などの将来見通しなどを分析し、予定通りの償還が実現

可能であるかを確認する必要がある。次稿(6回目)で は、財政投融資改革で導入された政策コスト分析と情報 開示などについて触れていく。

以上

^(※) 財政融資資金運用計画の一部変更によるもの。特会法第7条(弾力条項)では、予算総則においてあらかじめ国会の議決を経た範囲 内で、各特別会計の目的に照らして予算で定めた事由により経費を増額する必要があり当該経費に充当する収入の増加を確保するこ とができるときは、その確保することができる金額を限度として経費の増加が認められる。財政投融資特別会計のケースとしては、 預託金利子に必要な経費が不足した場合に特別会計の積立金等の受入れ増加があるケース、財政融資資金の長期運用予定額を増額し た場合に公債金収入の増加があるケースなどがある。

会計基準等開発動向

2023年9月1日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計 基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理(リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。)について検討が行われている。	2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。今後、公開草案に寄せられたコメントを検討することが予定されている。
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2023年5月31日に、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。今後、公開草案に寄せられたコメントを検討することが予定されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会 計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル(ECLモデル)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。
パーシャルスピンオ フの会計処理	2023年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、事業を分離・独立させる手段であるスピンオフに関して、スピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフの会計処理について、検討が行われている。	2023年4月より検討が開始されている。
四半期報告書制度の 見直しへの対応	金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直し への対応として、四半期財務諸表に関する会計 基準等の改正又は修正について、検討を行うこ とが予定されている。	今後、検討を開始することが予定されている。
金融商品取引法上の 「電子記録移転権利」 又は資金決済法上の 「暗号資産」に該当 するICOトークンの 発行・保有等に係る 会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙(https://www.asb.or.jp/

項目	内容	ステータス
		jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02. pdf)が公表された。
グローバル・ミニマム課税に関する改正 法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の 改正への対応については、企業会計基準第27号 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計 に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の 改正の要否の検討が行われている。	2023年7月より検討が開始されている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会 計処理及び開示の取 扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議(2021年11月29日開催)においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2) (3) について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議(2022年3月2日開催)では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議(2022年7月20日)では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
1人私募投信の会計 処理の明確化	昨今、いわゆる1人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1人私募投信の会計処理の明確化を検討するもの。	第47回基準諮問会議(2023年3月1日開催)において、実務対応レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。第48回基準諮問会議(2023年7月3日開催)では、テーマ評価の内容を踏まえて、テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うこと、提案された内容については、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の1つとして取り扱うこととされた。
「繰延資産の会計処 理に関する当面の取 扱い」の改正	「当面の取扱い」であるにもかかわらず、15年以上抜本的な検討がなされていないため、一部の繰延資産についての取扱いの見直しを検討するもの。	第48回基準諮問会議(2023年7月3日開催)に おいて、会計基準レベル/実務対応レベルとし て、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼す るとされた。
上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	(1)上場企業等のVCファンドへの投資について、 時価をもって貸借対照表価額とすることを検 討すること。 (2)上場企業等が投資するVC ファンドの構成資 産である市場価格のない株式について、時価 で評価することを検討すること。	第48回基準諮問会議(2023年7月3日開催)において、会計基準レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
日本公認会計士協会 (JICPA) が公表した 実務指針等の移管	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討を行う。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととされている。	JICPAが公表した実務指針等の移管に着手する前の段階において、移管のアプローチ等に関する意見募集が2023年6月20日に公表され、2023年8月25日にコメントが締め切られた。今後、意見募集に寄せられたコメントを検討することが予定されている。
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標として審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。
日本版S2プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S2号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標として、審議が行われる予定である。なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、規範性がない(基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない)ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSB の産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとして ISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び 手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草 案第73号「リース に関する会計基準 (案)」等の公表に伴 う実務指針等の改正 及び廃止	ASBJから2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等に対応するため、会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の実務指針等について見直しを行うもの。	2023年5月2日付で、左記実務指針等の改廃に関する公開草案が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。
会計制度委員会報告 第8号「連結財務諸 表等におけるキャッ シュ・フロー計算書 の作成に関する実務 指針」の改正	ASBJから2023年5月31日に公表された実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」及び企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(そのX)(案)」(以下合わせて「実務対応報告案等」という。)に対応するため、キャッシュ・フロー実務指針について見直しを行うもの。	2023年5月31日付で、左記実務対応報告等の改正に関する公開草案が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。
会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告・気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応・」(公開草案)の公表	近時の世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになってきているものの、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、JICPAでは2022年10月に環境関連取引検討専門委員会を設置し、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引(環境価値取引)に関する会計処理の考え方について研究を重ねてきた。その結果をとりまとめ公表したものである。	2023年6月26日付で、左記研究報告に関する公開草案が公表され、2023年7月26日にコメントが締め切られた。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
四半期報告書制度の 廃止を含む金融庁関 連法律案等	・四半期報告書制度廃止 (1)上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし(四半期報告書制度の廃止)、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付けることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除する。 (2)参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認書並びに臨時報告書(これらの訂正書類も含む。)の公衆縦覧期間を5年に延長する。	2023年3月14日に左記内容を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出され、参議院で審議中の2023年6月21日に閉会し、現在参議院で閉会中審査が続いている。施行期日は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。ただし、四半期報告書制度の廃止に関連する規定は、2024年4月1日から施行し(附則第1条第3号)、この施行の日より前に開始した四半期については従前の例による(附則第2条第1号)とされている。

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示 に関する内閣府令」 等の改正(案) (「重要な契約」の開 示にかかる改正)	2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとされたことを踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書(以下「有価証券報告書等」)及び臨時報告書の記載事項について、以下の改正を行うものである。 【1】企業・株主間のガバナンスに関する合意 【2】企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 【3】ローン契約と社債に付される財務上の特約(1)臨時報告書の提出 (2)有価証券報告書等への記載	2023年6月30日付で左記改正案が公表され、2023年8月10日まで意見募集が行われていた。改正後の規定は公布の日から施行される予定である。なお、改正後の規定は、以下の適用が予定されている。①「重要な契約」の有価証券報告書等への記載(左記【3】(1)以外)2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用②財務上の特約に係る臨時報告書の提出(左記【3】(1))2025年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用
「内部統制報告制度 に関するQ&A」等 の改訂	2023年4月7日に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」が公表されたことを踏まえ、「内部統制報告制度に関するQ&A」、「内部統制報告制度に関する事例集」を改訂するものである。	2023年8月31日付で左記改訂が公表された。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

会計情報

発行日 令和5年9月20日(毎月20日発行)

第566 10月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ

テクニカルセンター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング

Tel.03-6213-1070 Fax.03-6213-1145

MailAddress:trc_mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ http://www.deloitte.com/jp/audit トーマツ会計情報 http://www.deloitte.com/jp/atc

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワーク のメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ ツルサルティング合同会社、デロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧くだい。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーステームであり、保証有限責任会社です。プロイト アパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド (*DTTL*)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約の下・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

